

10月5日(火)

出席委員

委員長 渡部 茂 君
副委員長 小芝 新 君
同 新妻 さえ子 君
委員 おくの 晋 治 君
同 松本 としひろ 君
同 西村 直子 君
同 せお 麻里 君
同 のだて 稔史 君
同 くにば 雄大 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 湯澤 一貴 君
同 松澤 和昌 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君
同 須貝 行宏 君

委員 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 木村 けんご 君
同 高橋 伸明 君
同 鈴木 博 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 石田 秀男 君
同 渡辺 裕一 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

大倉 たかひろ 君

その他の出席議員

本多 健信 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

計画推進担当部長（企画部財政課長事務取扱）
黒 田 肇 暢 君

企 画 調 整 課 長
佐 藤 憲 宜 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
古 卷 祐 介 君

子ども未来部長
柏 原 敦 君

参事（子ども未来部子ども育成課長事務取扱）
廣 田 富 美 恵 君

児童相談所移管担当課長
加 島 美 弥 子 君

子ども家庭支援センター長
山 下 隆 君

子育て応援課長
伊 東 義 明 君

保 育 課 長
立 木 征 泰 君

保育教育運営担当課長
初 貝 誠 利 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

福 祉 計 画 課 長
寺 嶋 清 君

高 齢 者 福 祉 課 長
宮 尾 裕 介 君

高 齢 者 地 域 支 援 課 長
菅 野 令 子 君

障 害 者 福 祉 課 長
松 山 香 里 君

障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長
築 山 憩 君

生 活 福 祉 課 長
櫻 木 太 郎 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

国 保 医 療 年 金 課 長
池 田 剛 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
米 田 博 君

区 議 会 事 務 局 長
工 藤 俊 一 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和2年品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和2年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算歳出のうち第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目のすべてを一括して説明願います。

○中山会計管理者 　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

一般会計第3款民生費からご説明申し上げます。決算書の214ページをお願いいたします。

第3款民生費は、予算現額、左から2列目の計に並びまして、1,344億1,524万6,000円、その3列右になりますが、支出済額は1,292億2,894万2,548円で、執行率は96.1%、対前年度443億8,612万4,264円、52.3%の増であります。増の主なものは、特別定額給付金、区内私立保育園経費、高齢者福祉施設整備費などであります。

1項社会福祉費の支出済額は666億8,853万1,038円で、執行率は98.3%であります。

1目福祉計画費では、特別定額給付金、小山台二丁目用地取得経費などを支出いたしました。

2枚おめくりいただきまして、218ページにまいります。2目高齢者福祉費では、介護予防支援ケアマネジメント等事業、認知症高齢者支援事業や戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事などを行いました。

3枚おめくりいただきまして、224ページにまいります。3目高齢者地域支援費では、高齢者社会参加促進事業や東品川シルバーセンター改修工事などを行いました。

次の226ページにまいりまして、下段にございます、4目障害者福祉費では、自立支援給付や西大井三丁目グループホーム整備に向けて用地取得などを行いました。

続きまして、238ページをお願いいたします。5目国保医療年金費は、国民年金事務費などがございます。

下段にまいりまして、2項児童福祉費の支出済額は501億126万5,760円で、執行率は94.0%であります。

1目子ども育成費では、児童相談所移管推進事業やすまいるスクールの運営などを行いました。

3枚おめくりいただきまして、244ページにまいります。2目子ども家庭支援センター費では、児童相談事業や家庭あんしんセンターの運営などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、246ページにまいります。3目子育て応援費では、児童手当給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、250ページにまいります。4目児童保育費では、保育園や幼保一体施設などの運営、八潮地区保育園等の改築などを行いました。

続きまして、260ページをお願いいたします。5目保育支援費では、私立保育園や私立幼稚園の経費の支出、またオアシスルーム・ポップンルームの運営などを行いました。

続きまして、268ページをお願いいたします。3項生活保護費の支出済額は124億3,914万

5,750円で、執行率は94.1%、主なものは生活扶助費、医療扶助費であります。

民生費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、402ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計のご説明をいたします。

歳入第1款国民健康保険料は、予算現額88億8,428万5,000円、4列右にまいりまして、収入済額は93億3,884万8,442円で、収入率は105.1%、対前年度マイナス2億5,136万554円、2.6%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が93億3,851万9,021円、2目退職被保険者等国民健康保険料が32万9,421円であります。

次の404ページにまいりまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額13万5,000円、収入済額は12万2,400円で、収入率は90.7%、これは保険料納付証明等手数料408件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額3億1,816万3,000円、収入済額は3億903万1,000円で、収入率は97.1%、これは国民健康保険災害臨時特例補助金であります。

次のページにまいりまして、第4款都支出金は、予算現額224億9,663万2,000円、収入済額は217億8,688万1,546円で、収入率は96.8%であります。

第5款繰入金は、予算現額34億9,708万6,000円、収入済額は34億9,708万5,712円で、収入率は100%、一般会計からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第6款繰越金は、予算現額4億9,220万6,000円、収入済額は4億9,220万6,231円で、収入率は100%であります。

第7款諸収入は、予算現額8,884万円、収入済額は8,800万7,786円で、収入率は99.1%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は64万3,766円で、一般被保険者延滞金等であります。

次のページ、2項雑入の収入済額は8,736万4,020円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と、3目一般被保険者返納金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、414ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額7億7,615万3,000円、支出済額は7億2,147万7,632円で、執行率は93%、システム運用および改修費などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、第2款保険給付費は、予算現額220億8,126万7,000円、支出済額は211億7,480万2,368円で、執行率は95.9%であります。

1項療養諸費の支出済額は184億3,124万9,365円であります。

2枚おめくりいただきまして、420ページにまいります。2項高額療養費の支出済額は25億8,792万1,110円で、主なものは一般被保険者高額療養費4万7,702件分であります。

次のページにまいりまして、3項移送費の支出済額は27万6,434円で、一般被保険者移送費であります。

4項出産育児諸費の支出済額は1億193万5,750円で、出産育児一時金236件分の経費であります。

次のページにまいりまして、第5項葬祭費の支出済額は2,821万円で、403件分であります。

6項結核・精神医療給付金の支出済額は2,397万8,383円で、1万9,041件分であります。
7項傷病手当金の支出済額は123万1,326円で、新型コロナウイルス感染症対策17件分の経費であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額121億1,478万2,000円で、支出済額は121億1,478万1,131円で、執行率は100%であります。

1枚おめくりいただきまして、426ページにまいります。1項医療給付費分の支出済額は84億3,871万2,070円であります。

2項後期高齢者支援金等分の支出済額は26億561万5,872円であります。

3項介護納付金分の支出済額は10億7,045万3,189円であります。

次のページにまいりまして、第4款保健事業費は、予算現額3億1,239万1,000円、支出済額は2億5,663万3,426円で、執行率は82.0%であります。

1項特定健康診査等事業費の支出済額は2億4,777万8,082円で、特定健康診査1万6,226人分などであります。

2項保健事業費の支出済額は885万5,344円であります。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額3億2,284万7,555円、支出済額は3億2,266万7,858円で、執行率は99.9%であります。

次のページにまいりまして、第6款予備費には、支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は以上でございます。

恐れ入りますが2枚おめくりいただきまして、436ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額44億2,432万4,000円、収入済額は44億2,166万6,600円で、収入率は99.9%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額3,000円、収入済額は5,400円であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額4,235万8,000円、収入済額は4,111万3,090円で、収入率は97.1%であります。

次のページにまいりまして、中段にございます第4款繰入金は、予算現額40億8,155万8,000円、収入済額は40億6,155万8,000円で、収入率は99.5%、一般会計からの繰入であります。

次のページにまいりまして、第5款繰越金は、予算現額8,971万5,000円、収入済額は8,971万5,576円で、収入率は100%であります。

第6款諸収入は、予算現額2億2,301万8,000円、収入済額は2億1,512万2,153円で、収入率は96.5%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、444ページをお願いいたします。歳出をご説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額1億9,713万9,000円、支出済額は1億8,506万4,473円で、執行率は93.9%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億5,337万3,504円で、システム運用および改修経費などあります。

2項徴収費の支出済額は3,169万969円であります。

次のページにまいりまして、中段にございます第2款分担金及び負担金は、予算現額81億9,556万1,000円、支出済額は81億7,778万2,985円で、執行率は99.8%であります。

次のページにまいりまして、第3款保健事業費は、予算現額2億5,306万2,000円、支出済額は2億1,202万2,697円で、執行率は83.8%であります。ここでは健康診査費1万5,409人分などを支出いたしました。

第4款保険給付費は、予算現額1億8,080万円、支出済額は1億6,442万円で、執行率は90.9%、葬祭費2,136件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額1,441万4,000円、支出済額は718万5,900円で、執行率は49.9%、過誤納保険料の還付金などであります。

第6款予備費には支出済額はございません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただきまして、456ページをお願いいたします。最後に介護保険特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款保険料は、予算現額54億5,571万5,000円、収入済額は53億7,768万8,001円で、収入率は98.6%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は3,000円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額56億9,437万3,000円、収入済額は56億8,037万1,405円で、収入率は99.8%であります。

1項国庫負担金の収入済額は41億9,914万1,350円あります。

次のページにまいりまして、2項国庫補助金の収入済額は14億8,123万555円あります。

次のページにまいりまして、下段にございます第4款支払基金交付金は、予算現額67億3,236万1,000円、収入済額は65億837万1,862円で、収入率は96.7%であります。

次のページにまいりまして、第5款都支出金は、予算現額39億6,754万3,000円、収入済額は38億5,682万8,435円で、収入率は97.2%であります。

1項都負担金の収入済額は36億2,978万5,908円、介護給付費負担金であります。

次のページにまいりまして、2項都補助金の収入済額は2億2,704万2,527円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業交付金であります。

第6款財産収入は、予算現額16万円、収入済額は16万438円で、収入率は100.3%、介護給付費等準備基金利子であります。

次のページにまいりまして、第7款繰入金は、予算現額43億6,233万5,000円、収入済額は42億3,105万5,000円で、収入率は97%、一般会計と基金からの繰入であります。

次のページにまいりまして、第8款繰越金は、予算現額3,458万6,000円、収入済額は3,458万6,061円で、収入率は100%であります。

第9款諸収入は、予算現額1,513万7,000円、収入済額は1,440万2,398円で、収入率は95.1%、主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、472ページの歳出をご説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額6億7,976万3,000円、支出済額は6億1,501万9,944円で、執行率は90.5%であります。

1項総務管理費の支出済額は4億5,057万8,255円で、システム経費などを支出いたしました。次のページにまいりまして、2項徴収費の支出済額は3,863万5,417円であります。

3項介護認定審査会費の支出済額は1億620万8,148円であります。

次のページにまいりまして、4項趣旨普及費の支出済額は613万9,800円であります。

5項介護保険制度推進委員会費の支出済額は1,292万1,599円であります。

次のページにまいりまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費の支出済額は53万6,725円であります。

第2款保険給付費は、予算現額237億720万6,000円、支出済額は230億2,307万7,802円で、執行率は97.1%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は145億8,044万2,252円であります。

次のページにまいりまして、2項施設介護サービス費の支出済額は60億1,150万9,841円であります。

3項介護予防サービス等諸費の支出済額は10億5,773万300円であります。

次のページにまいりまして、4項その他諸費の支出済額は2,545万6,587円であります。

5項高額介護サービス等費の支出済額は8億6,686万829円であります。

次のページにまいりまして、6項特定入所者介護サービス等費の支出済額は4億6,918万5,347円であります。

7項特別給付費の支出済額は1,189万2,646円であります。

次のページにまいりまして、第3款地域支援事業費は、予算現額16億8,139万9,000円、支出済額は14億4,701万9,880円で、執行率は86.1%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は9億3,184万4,898円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

2項一般介護予防事業費の支出済額は9,136万7,786円であります。

次のページにまいりまして、3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は4億2,141万1,756円であります。

2枚おめくりいただきまして、492ページをご覧ください。中段にございます4項その他諸費の支出済額は、239万5,440円であります。

第4款基金積立金は、予算現額6,777万9,000円、支出済額は6,777万8,598円で、執行率は100%であります。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額1億1,046万4,000円、支出済額は1億998万1,662円で、執行率は99.6%であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○渡部委員長　以上で、本日の審査項目のすべての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在28名の方の通告を頂いております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。西村直子委員。

○西村委員 民生費 251 ページ、家庭相談事業等から養育費確保支援。261 ページ、区内私立保育園経費。267 ページ、私立幼稚園費。時間が許せば、243 ページのすまいるスクール運営費について順不同で伺ってまいります。

まずは、養育費確保支援について伺います。区は、令和3年度養育費相談支援事業として、公正証書の作成費用および養育費立替保証契約の初回保証料の補助を始めていただいています。まだ短い期間ですが、現在の実績をお聞かせください。

○伊東子育て応援課長 養育費相談支援事業の実績ということでございますけれども、4月から始めております。具体的な公正証書の作成経費の補助に関しましては、現在1件の実績があります。それと、立替保障契約の保証料の補助につきましては、現時点ではまだ0件という段階です。ただ、継続して相談している方は何名かいらっしゃるというような状況になってございます。

○西村委員 他区の養育費確保支援事業の状況を少し伺ってまいりました。保証料助成に関しては1件の利用もないという区がやはり幾つかございまして、力を入れておられる兵庫県明石市でも実績は大変少ないと伺っております。

また、公正証書の作成支援は手間がかかるという印象がどうしてもありまして、離婚する方の全体の二、三割しか作っていないと専門家の方もおっしゃっていますが、私はこの取組みのスタートが、離婚家庭のその先にいる子どもを救うためにも大変重要な支援につながっていると思っております。ですので、サービスの拡充を提案させていただきます。

各区で少しずつ取組みが進んでおりますが、例えば府中市ですと、パパとママの離婚にまつわる基礎知識セミナーを募集しまして、定員15名のところわずか3日で20名の申込みがあり、反響の高さに担当課も驚いていらっしゃるという伺いました。ただ、これはオンライン講座であるということも反響の要因ではないかと私は思っております。

内容としましては、家族のためのADRセンターの外部講師に依頼をしております、私も直接お話を伺ったことがあります。3部に分かれておりまして、1部がメンタルケア編、そして2部が離婚条件編ということで、親権ですとか養育費、面会交流、財産分与のところまでお話を伺います。そして第3部が府中市のひとり親家庭支援制度などの構成になっておりました。

豊島区ですと、この講座を6月からスタートしております、夫婦で参加している方もいらっしゃいました。離婚相談は女性側が多くて区民意識も変わってきているのではないかとおっしゃっておられました。これだけ悩んでいる人がいるということに励まされたという参加者の声も伺いました。

サービス拡充と、正しい情報を幅広く提供するため、セミナーの開催を提案させていただきたいと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

○伊東子育て応援課長 今委員ご指摘の講座ということでございますけれども、我々のほうは今年度から、先ほど言った補助の関係とかを始めたところでございます。まずこの公正証書や保証料の関係で、養育費の相談の支援事業を普及・強化していきたいと思っております。もう少しこの状況を見極めまして、その次のステップ、一般に情報提供するような機会だと思っておりますけれども、そういうところに広げていければと思っております。もうしばらくはこの状況を見ていきたいと思っております。

また、「離婚講座」というような名称を使っているところもあるようですけれども、なかなかちょっと名称的にも離婚を勧めるみたいな印象も与えかねないということで、その辺もよく研究していかなくてはいけないと思っております。

○西村委員 私も「離婚講座」というと少し、と思うのですが、「パパとママの離婚にまつわる基礎

知識セミナー」ということでやっておられる自治体が増えてきておりますので、少し言い方も柔らかく伝えていけるといいと思います。何より、養育費はもらえるものと信じていたというシングルマザーの方が多く現状に心を痛めております。裁判を重ねて借金が残る場合もありますし、社会問題になっている背景がありますので、ぜひとも普及と、そしてご検討をお願いしたいと思います。今後のサービス拡充に関しましては、要望とさせていただきます。

次に、区内私立保育園経費から伺ってまいります。都内では、小規模保育事業を中心に0歳児の定員割れが始まっています。品川区の状況をお聞かせください。

○若生保育支援課長 小規模保育事業の定員割れの状況でございますが、令和3年4月の入園状況で申し上げますと、21園中14園が定員割れをしているという状況でございます。

○西村委員 21園中14園ということで、半分以上かと思いますが。この原因、要因をどのようにお考えか、お聞かせください。

○若生保育支援課長 小規模保育事業の定員割れの要因というところで、区としての捉え方ですけれども、まず一つには、総合的な待機児童対策で、受け皿の確保がかなり進んでいるということ、特に民間保育所を中心として開設をしておりますので、そういったところでかなり入園しやすくなっている状況です。一方で小規模保育事業の特に0歳児にちょっと影響が出てきているというところは捉えております。

それとあと、今年度4月の入園状況で申し上げますと、入園申込みがやや減少しているという状況もございまして、そういった状況なども要因としてあるのではないかと分析しているところでございます。

○西村委員 本当に品川区は急ピッチで認可保育園を増やしていただきまして、そのおかげというところもあるかと思いますが。全国的には一時的に保育園の利用を控えるというコロナ禍の状況もあったかと思いますが、母親の就業率が高まりますと保育園の申込みが増えるという相関関係があるとも伺っておりますので、今後点数が低いフリーランスの方ですとか、起業している母親の方、様々な働き方の方、そして就業訓練で学んでいる方なども預けられるようになってほしいと思っております。

先日も、産後一旦仕事を辞めて転職活動中の方からお話を伺いまして、転職相談で預け先が決まっていますかと聞かれるが、この点数では保育園が決まらない。預けないと働けない、働かないと預けられないと悩んでおられました。こういった声は、私の子どもが0歳だった8年前からもずっと届いております。

ですので、この小規模の受け皿ができてきている、点数の上限が下がり始めているということが今確認されましたので、保活をしている方にとっては保育園選びがしやすくなるのではないかと思います。一方で保育事業者の方々にとっては、安定した経営を続けていくことに対する懸念材料にもなってくるのかと思います。保育の質は長年かけて作るもの、一度作った保育施設は子どものためにも急に閉めるものではないとおっしゃる保育園経営者の方もおられました。コロナ禍の影響もありまして、都内で閉園する園が出始めているという記事を読みまして、区はこの点に関しましてどのようにお考えか。また区内で令和2年から令和3年度にかけて閉園した園があれば、併せて教えてください。

○若生保育支援課長 小規模保育事業等を中心として、やはり定員割れの状況というのが顕著に出るということは区としても認識してございます。今後、こういった全体的な待機児童対策は進めつつも、この私立保育園関係の事業者への手当をどのような形でしていくかというところは、今後区として検討していきたいと考えてございます。

閉園が出ているかどうかというところでは、令和2年度から3年度にかけては出てございません。

○西村委員 他区では続々と閉園が続いているという記事を見ておりましたので、品川区は閉園せず頑張ってくださいということで大変驚きました。コロナ禍の各園での個別対応も保育園は本当に大変だったと思います。まだまだ引き続き感染対策も必要かと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、認可保育園の特別支援について伺います。成果報告書にもありましたが、特別支援保育に関する相談が増えているということです。巡回相談の回数を増やし、保育士への支援体制を強化して下さったと書かれておりますが、どのような相談が多いのか。また強化した保育士の支援体制について伺いをさせてください。

○初貝保育教育運営担当課長 特別支援保育に対する支援に関しましては巡回相談を増やしております。具体的に申しますと、臨床心理士であったり、その辺りを増やしております。特別支援児の実績も年々増えているという状況も背景にございまして、強化をしているところでございます。

○西村委員 懸念しておりますのが、相談件数が増えて、臨床心理士の方が不足してしまって、なかなか巡回依頼をしても訪問していただくのに数か月かかってしまうというようなことを懸念しております。

また、保護者に対しまして、訪問後どのようなフォローをする体制になっているのかと、併せて2点お聞かせください。

○初貝保育教育運営担当課長 区立保育園の中では、各園に対して巡回相談というところで、一義的には保育士に対して、どういった保育をするべきかということで巡回相談を順次しておるところでございます。その保育士を通じて、保護者の方にもどういった対応をするべきかというアドバイスを差し上げているところでございます。

○西村委員 子どもの発達に悩んでいるご家庭も増えてきておりますので、子どものために家庭と保育園が連携するきっかけになる大変重要な支援だと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

次に、私立幼稚園費について伺ってまいります。保育士不足が続く中、保育士が引く手あまたな状況は変わりありません。保育現場では、より処遇のよい職場へと人材が流れまして、幼稚園教諭から保育従事者へと職種転換をする方も増えた結果、今度は幼稚園も人材不足が進んでいると伺っております。私立保育園で伸びている宿舎借上支援事業ですとか、家賃支援を幼稚園教諭にもご検討いただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。

○若生保育支援課長 私立幼稚園に関しての人材不足、それから教諭への支援というご質問でございますが、区としては待機児童対策とともに、保育士の処遇の改善、これは質の部分の改善も含めましてかなり力を入れてやってきているところでございますが、私立幼稚園がその影響もかなり受けているというお話を伺うこともございます。

区としましては、資格や職務内容、勤務条件などは幼稚園と保育士で若干異なる部分もございまして、単純な比較はできない部分もございまして、まずは給与水準とかがどのくらい差があるのかですとか、職員確保がどれだけ困難なのか等々、実態を把握するところから進めていきたいと考えております。

○西村委員 よろしく願いいたします。また、幼稚園でこの数年大きく変わってきたのが、幼稚園にも働く母親が増えた結果、幼稚園での預かり保育が増えているという現状かと思えます。幼稚園を途中で辞めて保育園に移るご家庭も毎年いらっしやると伺いました。幼稚園の在り方、預け方は今後ますます課題になっていくと感じております。幼稚園における預かり保育の現状をお伺いさせてください。

○若生保育支援課長 私立幼稚園における預かり保育ですけれども、近年就労形態の多様化等によって、預かり保育の利用というのは増えてきているところでございます。ただ、令和2年度に関しましては、コロナ禍を背景としまして、利用時間の減少等がございまして、前年度比18%減となっておりますが、今後コロナ後を見据えた場合には、また増えていくと見込んでいるところでございます。実施数でございすけれども、私立幼稚園18園中、17園が預かり保育を実施しております。

○西村委員 預かり保育も増えるほど、また預かり保育の人材不足になっていくというループに今後なっていくことが想定されます。以前シニア人材の活用についてご提案をさせていただいたことがありました。保育士、幼稚園教諭は子育て中の方も多くいる職場ですので、働く方たちも家庭と仕事を両立できますように、労働時間の見直しや働き方の改革が進んでいきますよう、お願いいたします。

○渡部委員長 次に、つる委員。

○つる委員 238ページ、児童福祉費、在宅子育て支援について伺います。260ページ、保育支援費については、保育所関連処理の押印見直し、またメール提出について。269ページ、地域子育て支援拠点事業については、オアシスルームの予約の改善。時間があれば、245ページ、産後家事育児支援、産後ドゥーラの養成、資格取得費用助成。243ページのすまいるスクール運営費、長期休業中の配食サービス活用について伺っていききたいと思います。

まず、さきの一般質問でも質問させていただき、一定の捉え方としては前向きな答弁を頂いたと認識をしているベビーシッター、一時預かり利用支援、それから、今、西村委員からも質疑がありました地域型保育事業所の定員割れの際の補助金の創設、それから同じく地域型保育事業所への特別支援巡回相談の拡充、この辺については一定の答弁を頂きましたけれども、改めて検討状況を教えてください。

○若生保育支援課長 ベビーシッターの一時預かり事業、それから地域型保育事業への支援、巡回相談の充実等々でございす。

こちらは現在具体的な検討等を進めているところでございまして、実施に向けて具体的に今後詰めていきたいと考えてございす。

○つる委員 ありがとうございます。より明確な具体的な実施に向けた検討ということでご答弁いただきました。期待する声は大きいですので、ぜひ詳細を詰めていただければと思います。

次に、先ほど質疑の中で、閉園せざるを得ない地域型保育事業所ということでありました。私も実際そうならざるを得ないかもしれないというご相談を受けている法人もいらっしゃいます。実際閉園はしないということになりましたけれども、やはりならざるを得ないというところがあります。それから先ほどの質疑の中でもそうしたニーズをしっかりと受け止めていただく大切な場所としても、支援していく必要性というのはあるだろうと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、児童福祉費に関連して、在宅子育て支援ということで、昨年の予算特別委員会で質疑をさせていただきました。在宅と、それから就労に出られている家庭で、就労家庭が7割、在宅が3割。数字にすると6,200名ぐらいが各年いらっしゃって、その中でさらに0歳から2歳が5,400名。在宅の中で87.4%が0歳から2歳を占めて、在宅で子育てをしているというところで、今、コロナ禍もあって、いわゆる孤独に育てる子育てを防止する支援策というのは様々展開をされているところでありすけれども、今この就労家庭が増えているという中であっても、やはり一定数在宅で子育てをする。また就労されている家庭でも一定期間はいわゆる在宅になるわけでありまして、そうした視点での課だとか係という視点で、組織体の整理が必要ではないかという質疑も予算特別委員会ではさせていただきました。

今回、衆議院議員選挙の日程も決まりましたけれども、公明党としては、国にあっては子ども家庭庁という名称でそれを創設して、いわゆる子どもと家庭を支える司令塔の機能を果たすセクションを作っていく。新たな機関を作るというよりも、まさに横串にしていこうというような位置づけであるわけでありましてけれども、その後のこの辺りの区としての検討状況があれば教えてください。

○廣田子ども育成課長 在宅子育て支援についてのご質問でございます。

今、就労家庭であっても育児休業を取る方もたくさんいらっしゃいますので、0歳から2歳の乳幼児を持つご家庭につきましては、非常に支援が必要だと考えております。コロナ禍におきましても、乳幼児親子については丁寧に拾っていこうというところで、孤立化の対策等を取っているところでございます。かつての児童センター等ができた頃よりも年少人口も増えましてニーズが変わってきているので、今後の例えば児童センターの在り方の考え方であるとかを考え直していく時期に来ているのかと思っております。組織につきましても、今後どうしていくかを考えている中で、一定程度考えていかななくてはいけないこともあろうかとも思いますけれども、今はニーズの整理等を、今後手をつけられるところでございます。

○つる委員 あまり進んでいないのかなと受け止めました。

やはり支援を受ける利用者、区民、子育て家庭、それから支援をする行政としての体制の一番よい構築というのがあると思います。当時も子育て支援のサービスが4課、また幾つかの係に分かれています。つい先日も子育て特集号が広報しながらで出ましたけれども、ところがやはり問合せ先とかがばらばらになっていたりします。

ただ、別にそれはいちいち何課、何係というところまでは、利用される方は今オンラインとかアプリとかを使って支援サービスを受けていらっしゃるから、そこまでは関係ないのかしれないけれども、やはり一番大事な各家庭のバックヤードといいたいまいしょうか、表面で見えている受付のカウンターに来た、アプリでボタンを押してくれたその家庭のバックヤード、背景をどう捉えていくか、共有していくかということがやはり大事だという部分では、セクションが分かれすぎていると、見落としとしてはいけない大事な情報があるのかもしれない。

逆に分散されているからこそいろいろな目で見られるという視点もあるかと思っておりますけれども、やはり司令塔的な存在は今後必要になるのかなと思っておりますので、国の動きも含めて、区としてもしっかりと対応を考えていただきたい。支援を川上で何とか防ぐのか、川下まで行ってぎりぎりですら何とかするのかというよりも、しっかりとその体制を充実させていただきたいと思っております。

次に、そうした事業者の支援という観点では、昨年、国のほうで地方公共団体における押印見直しマニュアルというものが出されて、幾つかこの保育関係の部門だけではなく、全庁的な押印見直しというのが今現在進められているかと思っております。

そうした中で、昨年だったか、コロナ禍にあって毎月区に提出をしなくてはならない保育事業者関係の書類があったりとかして、渋谷区では押印をした上でデータで送ってくれば、いちいち書面をもってこなくていいですよというやり取りをやりました。いろいろな考え方があるかと思うのですが、全体の流れの中でそうやっていく。また縦軸の行政として都でやらしてもらわなければ区もできないとか、いろいろなものがあるかと思うのですが、そのあたりの押印の見直しだとか、メール提出の可否について、現状を教えてください。

○若生保育支援課長 保育園等での補助金の申請書類で、紙ベースで押印が必要だったりということで、いろいろと改善のお声を頂いているところでございます。様式等の押印等の廃止については全庁

的に現在進めているところで、今年度も既に押印を廃止した様式がかなりございます。保育支援課の分ですが、54様式中29様式以外はすべて廃止しました。残りの29様式についてはほぼすべてが請求書の押印というところで、会計処理というのはどうしても現在必要になっている請求書が残っているのですが、それ以外はほぼ廃止できている状況でございます。

押印については会計事務規則のほうに規定されており、統一的な取扱いとなっておりますので、この見直しについては今後全庁的な検討が必要と考えてございます。

○つる委員 これは保育支援課だけではなく、まさに全庁的な形になろうと思います。コロナ禍を経て、その負の遺産だけではなく、そういったそうでなくていいよねということが、今ご答弁いただいたような形で進められていると思いますので、利用者もまた保育事業者も、本当にいちいちその書類のはんこだけのために出社しなくてはいけないとか、そういったことをなくして、より一層子どもと接する時間を増やすという価値創造的な事業展開を進めていただきたいと思います。

次は、歳入でも確認させていただきましたけれども、オアシスルームの予約についてであります。これはネットが98.2%でコールセンターが1.8%の予約受付状況というところで、一定の予約の在り方の改善についてはご答弁いただいたところではありますが、これは決算書を確認すると、インターネット予約システム経費が660万円、コールセンター経費が610万円でほぼ同じような金額で、予約の実態がもう98%と1.8%というところがあります。一定数電話でなければなかなか予約ができないということと、今現在の多胎とか多子世帯が同時に予約するにはコールセンターにしてくださいというのがあるので、これは人件費の部分も含めて必要なところかと思うのですが、一方でやはりシステムの経費にもう少しお金をかけて、そういう多子・多胎世帯がネットでスムーズに予約ができるような体制も必要ではないかと思えます。

利用の用件を見ると、平成30年などはリフレッシュが38.7%、大体平均しても4割近い方々が、いわゆるリフレッシュのために利用されている。やはりそういう全体的なニーズもあることからすれば、施設の拡充も含めたそういう予約のやりやすさということが、いちいち予約ができないという苦情コメントに対応するよりも、そこにしっかりお金をかけてスムーズな予約の仕組みがあるほうが、仕組みとしてもよいのではないかと思いますので、この辺り、改めてご答弁いただければと思います。

○若生保育支援課長 オアシスルームの予約システム、それからコールセンター等のお問合せでございますが、オアシスルームの予約システムに関しての使い勝手というところでは、いろいろとご意見を頂いているところでございまして、区のほうでも、現状のシステムで改善していくには何かとカスタマイズ費用がかかるので、抜本的な見直しも含め、現在検討を進めているところでございます。

オアシスルームは現在コロナ禍で利用を制限しているところでございますけれども、今後、コロナ後を見据えてまた利用が伸びてくることも見込んでございますので、施設の開設等の検討と併せまして、システムの検討も進めてまいりたいと考えてございます。

○つる委員 より一層利用しやすい仕組み、せっかくリフレッシュしようと思っているのに予約の段階でストレスがたまってしまっはしょうがないので、そうした改善をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、産後家事育児支援で産後ドゥーラの養成、資格取得費用助成を提案させていただきました、今年度からやっただきました。20万円の助成かと思えます。まだこれは資格取得した後に、後ほど申請していただいて、助成金を受け取っていただく流れかと思えますが、今この辺りの相談だとか、実際に取得をされて助成された方はいるのかどうか、その辺りの数字的なこと、現状を教えてください。

○山下子ども家庭支援センター長 ただいま委員よりご紹介いただきました産後ドゥーラの資格取得費用の一部助成についてでございます。実際、上半期の研修がこのたび概ね終了したということは承知しておりますが、まだ現段階では区民の方のご申請は頂いておりません。お問合せ等々につきましても、ドゥーラ協会等から一部頂いているところはございますが、まだ直接に区民で産後ドゥーラ資格を取られた方からのご照会は頂いていないところがございますので、今後とも周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○つる委員 ぜひ積極的に、一生懸命担い手を作っていただきまして、なかなか予約が埋まってしまって取れないという声も一方で聞いていますので、その辺の周知をしっかりと推進していただきたいと思います。

最後に、すまいるスクール運営費であります。長期休業中の配食サービスの活用、これはずっと言い続けております。今年も特にまたコロナ禍にあって、様々各ご家庭では工夫をされてお子様の夏を過ごしていただきましたけれども、改めて伺いますが、このすまいるスクールでの長期休業中の配食サービスの活用について、品川区のお考えを教えてください。

○廣田子ども育成課長 区といたしましては、児童の食に関しましては、量、内容、嗜好、アレルギーとも最も把握している保護者が準備されることが最も望ましいというのが基本的な考えでございます。しかしながら、就業など忙しいと感じて、何らかの手立てをしてほしいというお声があることは承知をしているところです。

仕出し弁当という提案等も頂いているのですが、命に関わるアレルギーの対応ということができるかというところが最も大切なことだと思われま。すまいるスクールにつきましては、登録者が大規模校ですと400人、500人いる中で、参加者が日替わりで130人、200人というところで、なかなか命に関わるところで確実にできるかという、課題が多くあると考えているところでございます。

○つる委員 実施して頑張っている自治体もあるので、ぜひ参考にして検討してください。お願いいたします。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、259ページ、各種児童保育委託から、コロナ禍の病児保育。260ページ、保育支援費、感染拡大防止対策物品購入経費補助などから、保育所における感染予防についてお尋ねしたいと思います。

はじめに、保育所における感染症対策についてお伺いいたします。

今まで積み上げられてきた保育所における感染症対策が、今回のCOVID-19流行によって大きく変わった点と、変わらなかった点について、まずご説明をお願いいたします。

○初貝保育教育運営担当課長 保育所における従来の感染症対策では、その感染症の特性に合わせて随時対処してまいりました。新型コロナウイルス感染症においては、日常保育の中に日々の保育内容や行事等を工夫するなど、感染症対策を導入しなければならなくなっていることが大きな変化であると考えております。

一方、保育における基本的な営み、例えば目線を合わせてのスキンシップなど、保育士が愛情をもって伝えながら保育をしていくことが大切であるという点はコロナ禍においても変わらないと考えております。今後も感染症対策に注意を払いつつ、乳幼児期だからこそ必要な触れ合いや体験等のバランスを取りながら、保育の工夫を重ねていくことが重要かと考えております。

○鈴木（博）委員 私もそのとおりだと思います。

2020年10月に保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第2版が、全国保育園保健師看護師連絡会学術委員会から公表されましたが、保育所こそ、子どもと保育者の三密、スキップが最も必要とされる場だと考えますが、ガイドブックの詳細な感染症対応はその真逆であり、このバランスというか、今後どのような方向性を区は目指されているのか、改めてご説明をお願いします。

○初貝保育教育運営担当課長 保育所におきましては、委員ご指摘のとおり、子どもと保育者との密接な関わりが重要と認識しております。現状の感染症対策につきましても、感染症の状況を注視しながら、改善が見られる場合には対策を徐々に緩めていくような検討も今後必要かと考えております。

○鈴木（博）委員 今回のデルタ変異株流行では、区内の保育所でも職員や園児に多くの検査陽性者が出たと報告されています。保育所における検査陽性者数はいかがでしたか。また、今回の特にデルタ変異株流行に対して、品川区の保育所におけるCOVID-19に対する感染症対策について、ご説明をお願いいたします。

○初貝保育教育運営担当課長 保育所における新型コロナウイルスの陽性者の数でございますが、令和3年8月末までの累計で、職員は178名、園児は181名となっております。

デルタ株流行に対する区内保育園の感染症対策でございますが、デルタ株は従来型に比べると感染力が強く、これまで感染しにくいとされた乳幼児でも感染しやすいという特徴があることから、感染者が発生した際には迅速に濃厚接触者を特定し、感染者や濃厚接触者の広がりが多い場合には、保育所の助言を踏まえ、いち早く一部または全部の休園を主管課として判断して対応しているところでございます。

○鈴木（博）委員 「保健所の助言を踏まえ」ですね。

今回のデルタ株流行では、特に私立保育所では陽性者が出たというお知らせと、濃厚接触者か濃厚接触者ではないかという情報しか提供されなかったケースもあり、保護者の不安が広がったようです。個人情報とのバランスは大切だと思われませんが、保護者の不安を解消するために、区として何かお考えはあるのでしょうか。

○若生保育支援課長 私立保育所で陽性者が発生した際の、濃厚接触者等へのお知らせに関してのご質問でございます。

園や事業者から保育支援課のほうにご相談があった場合、感染した職員や園児への人権上の配慮のために、個人の特定につながらないように、お知らせ内容には十分注意するよう指導をしているところでございます。

しかしながら、先般保護者への情報提供について、過度に情報を制限するといったような事例があったということで、今後保護者の不安な気持ちを受け止めまして、明らかにできる事実関係についてはきちんと隠さずに伝えるということで、個人情報とのバランスもあるとは思いますが、極力正確な事実はお伝えするように、各事業者へ周知と改善を求めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木（博）委員 その点、よろしく願いいたします。

これに関連して、従来から保育所における感染症対策は、特に私立園では対応が千差万別です。一例を挙げると、厚生労働省や文部科学省が登園許可証は必要ないという感染症についても、保護者に登園許可証の提出を要求する保育園や幼稚園が現在もあります。もちろん私立園の独自性は最大限尊重されなければならないと考えますが、保護者に余分な負担をかける医学的にはあまり意味がないような対応に関しては、区としても何か対応をお考えでしょうか。あるいは現状のままいくしかないとお考えで

しょうか。

○若生保育支援課長 私立保育園関係につきましては、現在種別を問わず、区として感染症対策に違いがあるわけではございません。感染拡大防止物品の購入補助など、コロナ禍においては同様に支援しているところでございます。今後、各園の感染症対策の認識のばらつきがやはりどうしても生じてしまうというところはございますけれども、なるべくこの認識を合わせていくために、毎月行っている私立保育園の園長会などで、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

また、認証保育所ですとか、あるいは地域型保育事業といったところに対しても、園長会の内容を適宜共有したり、また職員の現場、園を視察したりということなども、これは今までも実施しているところでございますけれども、今後さらに進めてまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 保護者の方に余計な負担がかからないように、きめの細かいご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、コロナ禍の品川区の病児保育の現状についてお尋ねいたします。まず、この間の品川区の病児保育施設の各施設での預かり数の推移、および利用率をご報告ください。

○初貝保育教育運営担当課長 病児保育の令和3年度4月から8月までの実績でございますが、利用者の延べ人数および定員に対する利用率は、チャイルドサンタでは137名、約17%になってございます。ひだまりでは433名で約54%。森のおうちでは405名、約58%。こころキッズケアでは75名で約13%でございます。4施設の合計では、1,050名、約36%でございます。

チャイルドサンタ、ひだまり、森のおうちに関しましては、既に令和2年度の年間の延べ人数の利用者数を超えております。そのうち、ひだまりと森のおうちに関しましては、年間の延べ利用者数で新型コロナウイルスの影響が出る前の令和元年度と同じようなペースで推移しているところでございます。

○鈴木（博）委員 チャイルドサンタとひだまりと森のおうちというのは医療機関併設型の病児保育施設で、こころキッズケアというのは保育所併設型の病児保育施設だということを追加でコメントさせていただきます。

この間の各病児保育施設における、新型コロナウイルス感染症の発生件数について、ご報告をお願いします。

○初貝保育教育運営担当課長 病児保育施設での新型コロナウイルス感染症の発生に関しましては、報告は現在届いていないという状況でございます。

○鈴木（博）委員 新型コロナウイルス感染症第5波の流行の主要な病原ウイルスであるデルタ変異株は、子どもの間にも容易に感染し、軽症で経過すると報告されています。

先ほどのご報告でも、保育所における検査陽性例も多かったようですが、私の経験でも抗原定性検査を行わなければ、とても新型コロナウイルス感染症とは診断できなかったような、微熱と軽度のせきのみというような軽症例もみられました。特に病児保育所は軽症の有症状の児を預かる施設のため、新型コロナウイルス感染症のリスクは非常に高いと危惧します。病児保育所はより厳重な感染予防策が必要だと思います。病児保育施設の新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策について、区の把握している範囲で結構ですので、ご説明をお願いいたします。

○初貝保育教育運営担当課長 病児保育施設におけます新型コロナウイルス感染症の対策に関しましては、まず受け入れの際に、全国病児保育協議会の病児保育施設受入基準等も参考にしながら、最終的にはそれぞれの医師が各自で判断をして対応をしているというところで、受入れをその後実施していると聞いております。また、受入れに際しましては、新型コロナウイルスの感染に関する基本的な対策の

徹底を行っているというところで確認をしているところです。

○鈴木（博）委員 先ほどのご報告では、品川区の病児保育の預かり数は、保育所併設型を除けば、医療機関併設型ではほぼ例年なみだと伺いました。マスコミ報道などによりますと、今回のデルタ変異株第5波の流行では、全国の病児保育施設では預かり人数が激減し、存続の危機にある施設もあるというような報道も多かったように思います。品川区の預かり人数が減らなかったということに関しまして、区としてはどのようにこの事態を捉えているのか、ご見解をお示してください。

○初貝保育教育運営担当課長 病児保育の預かり人数が令和2年と比べて増加しているというような理由に関しましては、昨年度よりほかの疾病が増加したということが関係している可能性があると考えております。また、今後社会情勢の変化等々も踏まえまして改めて検証をして、そういった理由等々を確認してまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 各施設の預かりの対応、それから感染予防の対策、それと今お話のあった社会的な感染症状況などを踏まえて、今後の検証のために、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

これに関連しまして、品川区でも医療機関併設型の3施設が加盟している全国病児保育協議会は、「COVID-19パンデミック（第5波）での病児保育利用について」という指針を公表しています。これによれば、ア、1週間の預かり希望の保護者の発熱の有無を確認する。もしも保護者に発熱があれば、PCR検査または抗原検査が陰性であることを確認して、それから病児の預かりを行う。確認できるまでは病児の預かりはしない。イ、病児が通園している園の流行状況の情報を自治体に請求し、状況を把握する。ウ、COVID-19の抗原検査は、流行地域では原則初回入室時には必ず全員に行う、というような対策指針が立てられています。全国病児保育協議会加盟施設へのアンケートによれば、509施設中144施設は、行政や保健所から情報が提供されていたそうです。品川区では病児保育施設に対する情報提供はどのように行われているのでしょうか。

○初貝保育教育運営担当課長 品川区では現在、病児保育施設に対して、区における新型コロナウイルスの感染状況などの情報の提供は現在行っておりませんが、今後、病児保育施設より要望が出てきた際には、個人情報保護の視点も踏まえながら、慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 今回の新型コロナウイルス感染症流行下における病児保育は、一定の役割を果たしたと区はお考えでしょうか。今後、今回のような新興感染症が発生したときに、病児保育の役割について、区としては今回の経験を踏まえてどのように役割を期待し、どのように対応されていくとお考えなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

○初貝保育教育運営担当課長 病児保育は、子どもがけがや病気で集団保育が困難で、保護者が仕事を休めず、家庭での保育ができない場合に必要となっている施設でございます。このたび、このコロナ禍においても病児保育施設の受入れ人数は一定程度ございまして、ニーズの確認ができたところでございます。また、コロナ禍の状況において、ある程度の人数受け入れることができたということで、病児受入れ保育を行うという役割が果たせたと考えております。

また、今後同様の新たな感染症が発生した場合に関しましても、関係機関と連携を取りながら適切な対応を行い、受入れ態勢が継続できるような形で検討を重ねてまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。病児保育は必要な施設ですので、これは就労している家庭の施設ではなくて、要するに大事な子育て支援の施設として位置づけて、今後も積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、病後児保育について伺います。病後児保育施設は縮小・廃止の方向にあると先日から伺ってお

りますが、現在もまだ存続しておりますが、今後の病後児保育施設の方向性を再度お伺いしたいと思います。

○初貝保育教育運営担当課長 昨年度・本年度は新型コロナウイルスの影響もございまして、新型コロナウイルス流行前の平成27年度から平成30年度においては、病後児保育の利用者は毎年減少傾向が見られました。一方で病児保育に関しましては、年々増加傾向であるということは確認できておるところでございます。今は新型コロナウイルスの影響がございまして、その辺りの影響、今後の利用者の推移、利用者のニーズ・傾向などを総合的に判断しまして、今後の病後児保育の適切な量の提供であり、体制でありましたり、その辺りを見極めてまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 基本的に病後児施設はもう歴史的な役割が終わったと思いますので、できれば病児保育に転換できるような積極的な施策をお願いしたいと思ひまして、これは要望とさせていただきます。

次の質問を行います。区立保育園の保育士への新型コロナウイルスワクチンの接種はほぼ希望者に完了したとお聞きしましたが、私立の保育所の保育士に対する接種状況はいかがでしょうか。

○若生保育支援課長 ワクチンの接種状況で、私立の保育士等の職員についてということでございますが、現在区としては、私立保育園の職員のワクチンは事業者ごとで職域接種等も進めているということは聞いてございますけれども、全体でどのぐらいの方に接種済みかというところは、区としては現在把握してございません。ただし、現在未接種で、今後接種を希望している職員の方がどれだけいるかというところは、区として把握する必要があると考えてございまして、現在調査をしているところでございますが、若干名はまだ未接種で希望されている方がいると認識してございます。

○鈴木（博）委員 デルタ株の流行の特徴というのは、子どもの感染が非常に広がっているということです。しかも子どもの感染は、一番多いのは家庭内感染で親から感染しています。その後、今回の流行もそうなのですが、保育園ではやはり保育士などから流行する可能性もありまして、子どもはワクチンができません。子どもはワクチンをできないために、子どもをコロナウイルスの感染症から守るには、周辺の大人がワクチンをしなければいけないということは日本小児科学会でも勧告しているところです。ぜひ区立保育園、私立保育園を問わず、子どもの保育にあたる保育職員が新型コロナウイルスワクチンをしっかりと接種することで子どもを守るという視点は非常に大切なことだと思いますので、その視点で今後積極的なご検討をよろしくお伺いしたいと思います。

最後に、コロナ流行下での待機児童の現状はどうなっているのか、お示してください。先ほど何回か議題に上ったと思うのですが、待機児童の現状について、最後に簡単にご説明をお願いしたいと思います。

○若生保育支援課長 コロナ禍における待機児童の状況ということでございますが、品川区では令和2年度から令和3年度にかけて、就学前人口のほうは減少傾向で推移しております。令和3年4月の入園申込み者数については、昨年度よりやや減少しているところでございます。この間には、4月に8園、9月の2園の認可保育所を開設し、着実に待機児童の解消に努めているところで、待機児童は5名ということになってございます。

コロナ禍による保育需要への影響は否定できませんが、先行きは不透明であり、今後も需要の減少が続くのか、あるいは回復するのかを注視しつつ、適切な保育の供給を今後も行ってまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 237ページの西大井三丁目グループホーム整備について。219ページの避難行動要

支援者個別計画作成に係わって、大地震や風水害などで障害がある方の避難と避難生活を支援する個別計画についてお伺いしたいと思います。

まず、障害者グループホームですけれども、今年2月に国有地を取得いたしました。敷地の購入費は幾らなのか、伺いたいと思います。その上で、補助金について品川区が購入する際、国および東京都からの土地購入費補助制度は何かあるのか。同じく例えば社会福祉法人の場合、国および東京都からの土地購入費補助制度は何かあるのか伺います。

○松山障害者福祉課長 まず、西大井三丁目の敷地購入費についてでございます。5億1,840万3,642円でございます。決算書に記載のとおりでございます。

次に、西大井の土地の取得に関して、国や都からの補助金があるかないかというご質問についてでございます。こちらは自治体あるいは社会福祉法人とも、土地の取得に関して国や都からの補助金というのはございません。

○中塚委員 今、ご説明があったとおり、補助制度がないのですね。障害者グループホームの増設にあたって大きな障害になるのが、土地の購入費です。それだけ東京の土地が高いのは周知の事実です。しかし品川区であっても社会福祉法人であっても、土地購入費の補助は国または東京都からまったくないということです。これでは、特に社会福祉法人にとっては新規の整備はとても困難になります。品川区として、国、東京都に障害者グループホームの整備にあたっての土地購入費への補助制度創設を求めていると思いますが、いかがでしょうか。また、区独自に社会福祉法人の新規整備にあたり、土地購入費への補助制度を創設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず、グループホーム等の建設にあたり、国や都からの補助制度についての考え方についてお答えいたします。

まず国の社会福祉施設等の補助についての考え方でございますが、補助金の交付の目的が、障害者総合支援法等により、社会福祉法人が施設整備に要する費用の一部を補助することによりまして、施設入所者等の福祉の向上を図るとのこととされております。社会福祉施設の場合につきましては、いわゆる土地だけ取得しましても、建物の整備がなければ利用者への福祉に還元できないということがございます。利用者への福祉を公助することはできないことから、土地取得に関する費用は補助対象外とされております。したがって、区といたしましては、社会福祉法人の土地取得についての補助制度を国に求める考えは今現在はありません。

次に、区独自の土地の取得ということでございますが、現在建物整備に関してのグループホーム等整備費補助金というのは、23区でトップクラスの整備補助金を創設したところでございます。今後また区独自ということであれば、適地があるかないかというものもございまして、またそのときに検討していきたいと考えております。

○中塚委員 国や東京都が土地取得に対して対象としていない理由は、明らかに屁理屈だと思います。それを理由に、品川区が国や都に求める考えがないというのもあまりにもひどい話だと思います。遅れている障害者グループホームの整備へ、国や都に補助制度を作ることをお願いしたい。そして区としても独自に補助制度の創設を強く求めたいと思います。

また、西大井三丁目のグループホームですけれども、こうした施設が地域との交流を深め、障害がある方もない方もともに地域で暮らしていける、そうした社会を作っていくいわば拠点になることを期待しております。この西大井三丁目のグループですが、多目的室が作られる予定です。隣が防災公園になる予定として計画が進んでおります。例えばふれあい祭りのような交流の場面を作れるように進めてい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 西大井三丁目の予定のグループホームにつきましては、確かに地域から要望がございました多目的室等、またグループホームの利用者が一緒に交流できるようなことを考えておりますので、将来的には地域になじみのあるグループホームとして、おまつり等も地域交流の一つとして考えていければと思っております。

○中塚委員 一つひとつの施設が地域と交流を持ち、そこで障害者への理解や共生社会への理解が進んでいくことを期待したいと思います。

次に、災害時の個別計画を伺いたいと思います。災害時、障害がある方や介護が必要な方などの避難や避難所、または自宅での避難生活の支援について、個別計画の作成を繰り返し求めてまいりました。災害対策担当部長も、「避難から避難生活を含めた内容で作成」と本会議で答弁しております。ここでは特に障害がある方について伺いたいと思いますが、この個別計画の内容は、避難が必要になった際の避難行動への支援と、避難所または在宅での避難生活への支援ということでよいのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの個別計画の内容についてお答えいたします。

まず、避難行動要支援者の個別計画につきましては、障害者向けにはなっておりませんでしたので、相談員と検討しまして、新たに障害者向けの個別計画のフォーマットを今作成したところでございます。また、避難と、それから避難所での生活についても、相談員が作成していく中でともに考えていく予定となっております。

○中塚委員 今、フォーマットができたということで、避難と避難所とのご説明がありましたが、在宅避難生活への支援もそこに含まれているのか、この点を確認させてください。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの在宅生活への支援についてお答えいたします。

個別計画のフォーマットの中には、避難先の一つとして在宅支援を含めたものを記載する欄を設けています。個別計画を作成する中で、相談員から、在宅が大丈夫であれば在宅避難が基本であるということを知らせていただきまして、当事者やご家族と共有していく必要があると考えております。また、家庭内の安全対策や家庭内の備蓄等の充実につきましても、日頃の備えにつきましてもともにその中で考えていただくよう促してまいります。

○中塚委員 避難と、あと避難所での生活と、在宅での避難生活ということで、ぜひ一つひとつ進めていただきたいという思いで質問させていただきたいと思います。

これらの個別計画の作成にあたって、やはりどのような場合に避難が必要なのか、またはなぜ自分の自宅を安全にする必要があるのか、こうした防災計画も、障害がある方やそのご家族に丁寧に説明をすることも大切だと思います。風水害では、品川区より定められた地域に避難指示が出されます。大地震の際には、自宅が崩壊したり火災などの場合で避難が必要ですが、まだまだ障害があるなしにかかわらず、よく聞くのが、大地震が起きると、自宅は安全でもとにかく急いで学校の校庭や、私の地域で言えば大井競馬場に行けばいいと考えている方は結構いらっしゃるのです。

それだけに、安全な自宅を確保することは、災害発生後も避難生活の環境を大きく改善させるという点、またはこの個別計画の作成の際にも自宅の耐震化や家具転倒防止などの対応も含めて、障害がある方に説明をし、避難が必要になる方をできる限り少なくするという対応と同時にやるのが大事だと思います。

改めて個別計画の作成にあたり、どのような場合に避難が必要なのか、自宅を安全にすることがなぜ

必要なのか、障害がある方やご家族に丁寧な説明が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 当事者やご家族への丁寧な説明と周知についてお答えいたします。

まず、相談支援員がキーになると考えておりますので、相談支援員の連絡会にて、安全な家庭、いわゆる家具転倒防止等の知識や周知をきちんとし、相談支援員向けに、11月にしながわ防災学校の中で防災知識の習得およびスキルアップの研修の実施を予定しております。まず相談員が基礎となる在宅避難の基本的な考え方を理解し、その上で個別支援計画を作成していく中で、当事者やご家族との考え方の共有を図っていきたくと考えております。

○中塚委員 在宅避難も含めてまず自宅を安全にすること、またどういうときに避難が必要なのか、そうした事前の理解と同時に、この個別計画を作成していくことが必要だと思います。併せて、障害によってもその対応は変わってくるのは当然です。視覚、聴覚、知的、精神、身体、それぞれごとにつくっていくことが必要だと思いますが、この点もお伺いしたいと思います。

そして、風水害の場合はエリアが限定されますけれども、大地震の場合は皆が被災者になります。それだけに、まずは事前の被害を防ぐための予防策の徹底、そして避難や避難所、自宅避難など、いずれの個別計画やそのための準備も欠かすことができません。障害のある方や家族や地域の方に、個別計画の作成と併せて、こうした事前の予防策が大事だということ、被害の発生そのものをなくす、減らすことの対策なくして個別計画の実効性の担保は取れないと思いますので、ぜひ障害者団体を含め、当事者への説明を改めて丁寧に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず、障害種別ごとの避難、あるいは在宅生活への安全対策ということでございます。現在、視覚や聴覚の障害者団体と、障害者福祉課、あるいは防災課を含めて話し合いを進めているところでございます。その中で、在宅避難あるいは安全な家具転倒防止等の対策等につきましても、団体を通じて周知をしているというところでございます。その中では震災だけではなく、風水害等も含めた予防策というところでいろいろご意見を頂戴しているところでございます。今後とも引き続き障害者団体とも理解を深め、丁寧な説明を図っていきたくと考えております。

○中塚委員 ぜひ当事者などに説明をしながら進めていただきたいと思いますが、例えば一例上げますと、視覚障害の方は家具転倒防止はしっかりされていて、ちょっと置いてあるものが足元に倒れただけでも移動が困難になると伺いました。家具だけでなく、どういう取組みが具体的に必要なのか、障害の種別に応じて具体化していくことが求められると思います。その一定まとまったものを公開をして、地域住民や大学や若者や様々な町会を含めて理解されることにもつながってくると思います。障害が発生したときにこういう対応が必要だという理解そのものが地域に必要なだと思いますので、様々積み上げられたマニュアルとでもいうのでしょうか、そうしたものを地域で共有できるように、公開ができるように進めていただきたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まずは障害特性別の避難の在り方、あるいは安全対策については、団体と丁寧には意見交換を積み重ねていきたくと考えております。

○渡部委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 245ページ、産後家事育児支援、産後ドゥーラに関してです。271ページ、ホームレス緊急保護事業。時間があれば、269ページ、オアシスルーム・ポップンルームの運営等、253ページ、保育室等記録機器モデル導入経費等です。産後ドゥーラに関して幾つかご提案がありますので、じっくりやっていきたくと思います。

産後ドゥーラに関してはもう本当に長い間、様々な委員のほうから、予約が取れないという問題に関

してご指摘と、あとはいろいろとお願いを申し上げている委員もたくさんいると思います。そのような中で、今年度22名の資格取得費用助成がされたということで、先日第24期産後ドゥーラ養成講座が終わりまして、この養成講座は申し込んでから実際の受講に半年ぐらいかかってしまうので、申し込んでから7か月くらいの期間かかってしまうのですけれども、それらの各受講者は10月から開業予定、また次の第25期の講座も申込みが終わっておりまして、次は8月から始まって、来年の1月に開業予定ということで、この10月、そして来年1月、これら22名の方のある程度の方々が開業されて、実際に品川区にお住まいの方が利用できる見込みです。

この今度22名の資格取得費用助成を受ける方のうち、おおむね何月に何人ぐらいが実際に業務開始できる見込みなのか。これらについて、間もなく一斉登録がされる見込みなのか。まずこの点についてお伺いいたします。

○山下子ども家庭支援センター長 本年度より資格取得費用の一部助成を始めまして、上期の講座が先日終わったということをご承知しております。上期につきましては1桁の区民の方が受講をされたと聞いておりますので、その方々をご登録いただければ、10月初め、今後すぐにでも従事いただけるものと考えております。下期につきましては、今おおよそ内々にお伺いしているところでは2桁にわたる方が受講を予定されていると耳にしておりますので、受講を終えて、2月ないし3月ぐらいから従事いただけるものと考えているところでございます。

○くにば委員 そちらは一斉に登録をされるということで、今現在90名事業者が登録されている中で、もう申込みができずに待っておられる方がたくさんいらっしゃいます。それで今回、10月に一斉登録がされましたら、ぜひともこれをSNSで広報していただきたいという旨をお伝え申し上げます。やはりまず登録をされても、ホームページを逐一更新していないとどうしてもその新規登録が分からないといったシステムになっておりますので、このSNSでの広報についてご見解をお聞かせください。

○山下子ども家庭支援センター長 これまでも、産後の家事育児支援事業につきましては、しながわパパママ応援アプリ等を通じまして情報の提供をしてきたところでございます。今の委員のご指摘につきましては、新たにドゥーラを登録された機会を通じてというタイミングのところかと思っておりますので、そちらについては今後考えてまいりたいと存じます。

○くにば委員 今ちょっとご提案申し上げたのは一斉登録ということで、恐らく1桁台後半が登録されるということで、そのタイミングでSNSで一回一斉にそのお知らせをしていただきたいということで、今申し上げた随時登録があった際にお知らせが行くような形で、例えばその申込み、新着のお知らせをメールで受け取れるような仕組みを作っていただければ、本日新たに1名の方が提携事業者として登録しました、そういった新着のお知らせが来れば、すぐにその申込みもできる対象が増えますし、また新しく登録した事業者もスムーズに業務を開始されると思います。やはり新規登録された事業者の方も、実際利用されるユーザーの方に気づいていただかなければ開業がスタートしないので、そういったお知らせのメールを登録して、それらの方に手動でメールをお送りいただく。特に新しいシステムの構築は不要で、そういった手動でのメール送信に関してできればお願いしたいのですけれども、ご見解をお願いします。

○山下子ども家庭支援センター長 こちらで把握しております上期の登録につきましては、1桁台前半というところで、それほど多い人数ではないのですけれども、こちらのほうで考えております形としては、一斉に登録が行われるという形ではなくて、その方個人個人がご申請をいただいております。ご指摘のような一旦集約した形での情報提供というのができるかというところに課題はございますけれ

ども、新着のお知らせをプッシュ式の形でお送りするということについては、考えてまいりたいと存じます。

○くには委員 ありがとうございます。ぜひとも利用したい方がその新着情報を受け取れるような仕組みを考えていただきたいと思います。

それで、実際に現在登録人数が90人。そのうちで、まだ品川区在住のドゥーラの方が13人前後しかおらず、その他77名に関しては別の自治体に住んでおられる方ということで、これは実際に申込みができる対象者はやはり限られているのですね。これはそれぞれのドゥーラの方が、こういった方のお申込みを受け付けていますという対象エリアをそれぞれ書いてあるのですけれども、例えば武蔵小山駅から30分圏内の方、五反田駅から20分圏内の方、大井町沿線の方という形で、実際には例えば八潮に住んでいると、もう大井町駅から20分以上バスを要しますので、どうしてもその対象の方が少ないのです。

だから、実数よりも実際に使える方が少なかったりとか、あとはプランニングを実際にしたけれども、どうも子どもとの相性が合わず、一、二回利用して諦めてしまって、また新たに申込みをしなければならないなど、実際に聞くお声の中で、今回4月から対象、そして時間が大幅に拡充されました。しかしながら、まだ品川区で申込みができる事業者が少ないというところで、利用者の方が、例えば今の第2子以降、3歳未満のお子さんが上にいれば180時間といった形で利用が拡充されましたが、180時間使いきれずに終わってしまう。そういった方が複数発生すると思われまます。結局それが絵に描いた餅のように、せっかく時間を拡大したのに、対象の申込者がいなかったら、事業者がいなかったら、もうこれはある意味区の責任というか、そこまで見込めていなかったという部分になりますので、その責任という意味合いも含めまして、例えば1歳に到達するまでに使えなかった方に対して、時限的な特例措置として、例えば半年程度、1歳までなのですが1歳半までなどに繰越しというか、そういった期限の延長を時限的にしてみたいかというか、いかがでしょうか。

○山下子ども家庭支援センター長 ただいまご紹介いただきましたように、令和3年4月から事業を大幅に拡充いたしました。予算を立てる段階では、時間数としてはおよそ約6倍から7倍くらいの時間を組みまして予算化しているところでございますけれども、当初はまずこれが利用につながるものかどうか、一定の不安もございました。ですので、4月の段階では各医療機関でしたり保健センターでしたり、要はお母さま方の目に触れるところに各種チラシ等を置きまして、まずこの事業の周知、対象が広がったということの周知に努めてまいったところでございます。その後、現段階としましては、非常に著しく申請が伸びているところございまして、現在は今委員ご指摘のありましたような、どちらかという供給のほうの課題が大きくなっているところでございます。

ただいま委員よりご提案のございました時限的な対象期間を延ばすということにつきましては、このドゥーラ、産後家事育児支援という事業が産後間もないお母様方の手助けをしていきたい、守っていききたいというところの趣旨からしますと、少し難しいかなと考えるところでございます。

○くには委員 分かりました。考え方が理解できました。ありがとうございます。

それで、提携事業者の方を今回利用の資格取得費助成ということで、受け身というか、実際にその資格を取得してみようと思われた方に対しての助成なのですけれども、品川区としてもっと能動的に提携事業者を増やしていく施策を取らなければならないと考えております。そのために、提携事業者に新規等路をした方に対するインセンティブを設けていただければという形の提案を幾つかさせていただきます。

例えば、いわゆる新規登録キャンペーン。例えばそれはもう区外在住の事業者でも、品川区と提携事業者登録をすれば10万円、これが現金で難しければ例えば区内商品券を10万円分インセンティブとして提供するといった形にすれば、もちろん区内の経済を回すことにも寄与しますし、そういった事業者の方が、品川区にお住まいの方に実際にサービスを提供する、訪問した際にお買い物をして帰られたりとか、そういった形で実際にその商品券を使うことは可能だと思いますので、こちらは例えば新規登録に関しては、もちろん資格取得費助成と同様に、提携後3年間品川区の提携産後ドゥーラとして活動ができる方。その縛りはもちろん設けて、そうでないと、登録をして10万円をもらって終わりみたいな形になってしまいますので、そこに関してはそういう縛りの下で、例えば登録だけではなく、初年度の利用時間、サービス提供時間が100時間を超えたら、100時間を超えた段階で10万円分提供するなど、そういった形のインセンティブを与える施策について、ご提案申し上げたところについて、お考えをお聞かせください。

○山下子ども家庭支援センター長 提携事業者、特に区外にお住まいで、ドゥーラの資格を取られた方に対するインセンティブというご提案でございました。

先週も、また今週も実際には区外の方の事業者登録のが手続き一定がございます。これまでに手続きいただいた方とのバランス等も考えまして、インセンティブというのは少しハードルが高いかないと考えおりますけれども、一定、その区外のドゥーラに対しましても、品川区とぜひ提携していただきたいというところの働きかけはやはり必要かと考えております。ドゥーラ協会等々と連携しまして、対応にあたってまいりたいと存じます。

○くにば委員 ありがとうございます。なかなかそのインセンティブは難しいというのは承知しました。

もう一点、今、その利用助成はあくまで利用者に対して上限3,000円の助成なのですが、例えば品川区在住の方にサービス提供した事業者に1時間当たり1,000円の上乗せをするのであれば、そういったインセンティブを与えて、実際にその品川区の利用者に対して、サービスを提供する方を掘り起こすということが、やはり何かしらの施策が必要だと思っておりますので、そこに関してはぜひとも能動的にご検討いただきたいと思います。

今の部分、例えば現在登録している方のサービス提供時間の掘り起こしにもつながると思うのです。今、例えば週2日、それぞれ3時間ずつしか受け付けていませんという方も、1時間当たり1,000円上乗せでもらえるのだったら、では頑張ってサービス提供してみようかといったドゥーラの就業時間の掘り起こしにもなると思うので、そこに関していろいろとご検討をお願いしたいと思います。産後ドゥーラに関しては以上です。

次に、271ページ、ホームレス緊急保護事業についてです。

ホームレスの高齢化であるとか路上生活の長期化は長年の問題になっており、喫緊の課題もあと思っています。区内でも直近、まだホームレスがゼロにはなっていないと思います。全国的にもこのコロナ禍で失業者も増え、ホームレスが増えるかなというところだったのでありますが、実際には経年で減り続けているという中で、品川区におけるホームレスを今実際に把握なさっている中で、直近3年間の人数をお教えください。

○櫻木生活福祉課長 ホームレスでこちらで把握させていただいている数でございます。日によってということと、あと夏と冬でも変わるところではあるのですが、おおむね平成30年から令和2年にかけては13名から12名という形で推移してきているところでございます。

○くにば委員 ありがとうございます。以前に比べるとやはり大分減ったという印象なのですけれども、ちなみにそれらの方々を含めまして以前品川区にホームレスとしていらした方々、品川区内は例えば特定の公園もしくは河川敷等で大量にホームレスがたまっているところとかはあまりないと思うのですけれども、そういったホームレスの方々が多まっていて、こういったところにホームレスがいたという事例をお教えてください。

○櫻木生活福祉課長 区内において一定数以上たまっているような場所というのはないのですが、現状ですと、いわゆる道路の高架下であったりガード下であったり、もしくは品川、荏原、大井、八潮地区の公園等に散在しているという状況でございます。

○くにば委員 承知いたしました。

1点質問があります。国民健康保険に加入していないホームレスの方、ホームレスの方で多くそのケースはあると思うのですけれども、いわゆる品川区内で行き倒れになっている方、住所不定だけれども、品川区の管轄の中で、保険に入っていない、けれども医療費ももちろんお金がなといった方が保護された場合、品川区としてその医療費に関して、こういった対処をなさっているのか、お聞かせください。

○櫻木生活福祉課長 行き倒れになられている方に関して、救急搬送された後に、意識があるような状況ですと生活保護のほうで費用をみるということもございまして、あとは行旅医療という制度がございまして、行旅のほうで費用を出すということも可能性としては考えられると思っております。

○くにば委員 分かりました。ホームレスの方もやはりそれぞれの事情があって、生活保護を受けたくないという方もいらっしゃいますし、ではそういった方々が医療費を医療機関からの借金という形にしているのか様々な問題はありますので、そこに対してご相談があれば、生活保護以外の選択肢もご検討してみてください。

○渡部委員長 次に、田中委員。

○田中委員 241ページ、児童センター事業費。245ページ、子ども・若者応援事業。243ページ、すまいるスクール運営費。255ページ、のびしなプロフェッショナルスクール。263ページ、保育士等キャリアアップ補助金、遊技場提供支援事業、園庭等整備費助成。247ページ、各種手当事業です。順不同で伺います。

まず、特別児童扶養手当について伺います。この制度は20歳未満の障害がある子どもの福祉増進のために支給されます。この制度を受けるには、医師の診断書が必要です。とても必要な制度なのですが、生活困窮家庭では、診断書の発行に費用が5,000円だったりとかその前後発生するために、特に障害の判断が難しい発達障害の子どもがいたときに躊躇をさせていただきます。今、お金がない状態の中で受けられるかどうか確実にない特別児童扶養手当のための診断書の出費は、生活困窮の方たちにとってはとてもハードルが高いのです。つまり、生活困窮家庭では、本来なら受けられるかもしれない手当について、その前段で諦めてしまう可能性があります。生活困窮家庭の診断書費用負担について、支援策を求めたいのですが、見解を伺います。

○伊東子育て応援課長 今委員ご指摘のとおり、特別児童扶養手当の申請に際しましては、診断書の添付というのは、一部身体障害者手帳等で代用ということもあるのですが、診断書の添付というのは必須の条件になってございます。

困窮家庭ということではございますけれども、様々な部分で申請の際に有料の証明書添付というのは多々あるところでございます。この手当の申請に関しましても、一時的ということにはなりませんけれども

も、自己負担ということで、金額的にも5,000円から1万円というような範囲かと思われしますので、それは個人での対応ということでお願いをしたいと思っております。

○田中委員 診断書の出費については仕方ないと思っております。しかし、それが出費できないので、ぜひ区としての融資制度などでも構わないので、そういう制度を早急に検討していただきたいということでした。ぜひ前向きによりしくお願いします。

次に、すまいるスクールについて伺います。

すまいるスクールの事故報告書を区へ求めたところ、データとして整理されておらず、担当課で積み上がっている状態とのことで、情報公開ができませんでした。事故報告書は項目ごとに分類し、今後の施策に活かせるよう確認ができるように改善すべきですが、見解を伺います。

そして、すまいるスクールでいじめや、すまいるスクール職員による子どもへの体罰があったときの報告について、それは担当課へ上がるのでしょうか。

また、いじめや体罰の通報があったときにはどのような対応がされるのか。そしてその通報が本人や保護者という当事者でなければならないのか、以上4点お知らせください。

○廣田子ども育成課長 事故報告書については、本課で積み上がっているというような実態はございませんで、電子データとしては管理していないけれども、紙ベースでファイルをしているというようなお答えをいたしまして、情報公開請求をしていただければ、個人情報の一部公開できない部分もありますが、ご用命があれば公開はできる状況で、できないとご回答したことはございません。

いじめ等の報告書ということなのですが、子ども同士の事案で通報してくる者が職員スタッフであれば、通告をするというよりも、その場で対応するというので、事故等の報告書の扱いではなくて、相談記録であったりとか、日誌の中で行っているものでございます。

また委託事業者との関係であれば、日々の意見交換もありますけれども、毎月月次報告という形で報告書も上がってきまして、さらに対面で委託会社と本課の職員と意見交換をするということがございます。また、保護者から声が上がってきた場合には区民の声と同様に扱いますけれども、保護者の方と意見交換をいたしまして、その内容、子どもの状況、学校との意見交換をしながら、一つひとつ丁寧に対応をしているという状況でございます。

○田中委員 事故報告書についてです。紙ベースでということでしたけれども、それでも項目ごとに分かれておらず、情報公開するときには個人情報のところをマスキングして、これほど大量にあるので、すべてを情報公開しなければならないということでした。それで情報公開できない状態ということなのです。ですので、こういう項目で事故報告書をくださいと言ったら、すぐ出せるようにきちんと項目を分けてやっていただきたいと思えます。

先ほどご答弁がなかったのですが、通報について、本人や保護者という当事者でなければならないのかといったところでご答弁がありませんでした。すまいるスクールに子どもを預けている保護者は、体罰があったときに区やすまいるスクールに直接、先生から暴力があったと相談するのはとてもハードルが高いです。暴力を受けた子どもやその保護者という当事者でなく、当事者から相談を受けた人から区への相談など、当事者からの直接的な相談ではなかった場合でも区での対応や調査は必要だと考えますが、現在どのような対応がされているのか、お知らせください。

また、このようなすまいるスクール職員から子どもへの体罰について相談があったときには、体罰があったとされるすまいるスクールだけでなく、すべてのすまいるスクールに注意を促すことが必要だと考えますが、区の見解を伺います。

○廣田子ども育成課長 事故報告書の件ですけれども、情報公開の話を頂いたときに、項目でご要望を頂ければご用意をいたしますという回答をしておりますので、情報公開ができないという回答をした覚えはございません。

次に、いじめ等の通報はどこから来たとしても、匿名で来たとしても、ある程度分かる情報がありましたらあたりをつけてというか調査を、どこかわからなければ全すまいるスクールにこのような事案はなかったかという問い合わせをするなど、一つひとつ洗い出しをしていますので、通報についてはどこから受け付けるのかということではなく、どこからの情報であろうと対応しているところでございます。

また、すまいるスクールの職員からの体罰というお話がありましたけれども、体罰に至るまで放置をしているということは許されないことです。体罰でなくても、指導員の子どもへの言葉のかけ方がきついであるとか、声が大きであるとか、そういう事案が出た時点で、その場で指導する。その場で指導しても直らないときには、委託のスタッフの場合には委託の会社に申入れをするなど、様々な手続きを踏んでいるところでございます。

○田中委員 事故報告書についてです。項目ごとで分かれているということだったので、でしたら項目を一覧で出していただいて、情報公開ができる形にしてもらいたいと思います。今後これは情報公開請求します。

では次に、すまいるの条例、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例では、第13条で虐待等の禁止を定め、すまいるスクールの職員は利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしています。

すまいるスクールの委託事業者との契約書、仕様書を確認しました。そうしたら、事故報告書の作成はけがや医療機関への付き添いでしか記載がありませんでした。体罰やいじめがあった場合の報告書の作成も仕様書で求めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、仕様書では、区が業務員の業務遂行上、言葉遣い等不適切な児童指導や保護者対応などに問題があると認めた場合には、受託者に業務員の改善の措置を求めることができるとあります。ここでの区とは誰のことを指すのでしょうか。各すまいるスクールにいる区の職員なのか、それとも担当課なのでしょうか。

以上、2点お知らせください。

○廣田子ども育成課長 体罰、暴力等の場合には事故でなくて事件となりますので、事故報告書という形ではなく、1件1件調査をして、その都度必要があれば報告書として回すという形で考えております。ただ、現在のところでそこで報告で上げるような事案は起こってございません。

また、仕様書にあるように、言葉遣いであるとかそういう場合については、先ほどより申し上げているとおり、1件1件その場でリアルタイムで対応する、また月ごとの月次報告の中で報告書と対面で行う必要があれば、事業者を呼び出して話をするというような形で進めているところであります。

ここで言う区というのは、実質問題、実務上をやっているのは本課の子ども育成課でやっておりますが、事の大きさがもし大きい事件であれば、それぞれ必要なところまで意見を上げるところでございますが、そこまで至る前に対応するというのが区としての考え方です。また、事業者の中で不適切なことがあれば、顛末書という形で上げさせて情報共有を区のほうでして、改善策を求めているというような対応をしております。

○田中委員 先ほど体罰に関して許されないことだといったお話がありました。本当にそのとおりだ

と思います。また、事件として扱うといった話もありましたが、体罰やいじめでも報告書の作成は必要です。また、すまいるスクール内で解決した事案だとしても、再発防止や施行向上のために報告書を作成し、区へ報告させるべきと考えますが、こちらについて見解を伺います。

また、業務員の改善措置を求めることができる区とは担当課とのことですが、現場にいる区職員からの報告はどのように担当課に上がってくるのでしょうか。その際には、先ほどの顛末書、それは事業者が上げるものでしたね。その現場にいる区の職員はどのような形で、報告書ではない形で上がってくるのか、報告書として上げるべきと考えますが、併せてお知らせください。

そして、現在、すまいるスクール事業者同士が情報共有できる機会がありません。各学校のすまいるスクールの様子や、ヒヤリハットや事故などの情報共有を行い、児童の健全育成の向上につなげられるよう、すまいるスクール同士で意見交換ができる機会が必須だと思いますが、見解を伺います。

○廣田子ども育成課長 現場の日々の行いについては、報告書が日報という形でも上がってきます。学校までも全部回しているところがございます。また、不適切な事案をスタッフが起こした場合については、すべての報告書の中にも書かれておりますし、大きな事案については事業者から顛末書という形で改善策も含めて上げさせております。それは先ほど来答弁させていただいているとおりでございます。

また、現場の職員の意見については、現場の職員は日々必要があれば本課のほうに来ておりますし、月に一回の全体会を開いておりますし、各ブロックごとで情報共有もしております。また各すまいるスクールにはブロック単位で指導員がおりますので、その指導員が巡回に回る、また本課の係長が回る、また本課の職員も回っているところがございます。現場の職員と本課は一枚岩で同じ係ということで活動しておりますので、情報共有についてはできているもの、意見は吸い上げられているものと考えております。

事業者同士の情報共有ですけれども、すまいるスクールの関係については、毎年計画的に、また大きな事案があり必要な研修については事業者も入れて行っているところですので、そこで情報共有であったりとか質の管理ということで取り組んでいるところです。また事業者に対して、今年度から内部の監査というのを行っておりますので、質の管理については取組みをしております。

○田中委員 事件になる前の職員の子どもに対する暴力等のことについても、その前段、そのようなことは絶対にあってはならないとご答弁されたそのとおりなので、そういったところ、今後またチェックをしていきます。

保育園事業について伺います。生活者ネットワークは、保育の質の確保には保育士が長く勤められる環境が必要であり、そのために処遇改善を適切に行われるべきと質問してきました。国の公定価格の妥当性については疑問が残りますし、また弾力運用については制度改正が必要だと生活者ネットワークは主張しています。今年3月に、内閣府は全国を8つに分けた地域区分ごとの公定価格の人件費（年額）を示しました。その公定価格について、区の認識を伺います。

内閣府の公定価格の数値では、特別区の保育従事者には最低でも年額442万円を保証していると示されておりました。しかし、都のキャリアアップ補助金を受けるときに、区や都が事業者に求めている財務情報の保育従事職員給与支出を情報開示して調べたところ、区内認可保育園の保育従事職員の平均年額は、330万円程度でした。本来ならば国の公定価格に区や都の補助金が出た金額が出てくるべきなのですが、国の公定価格にも届かない330万円なのです。この区内保育士の平均賃金の状況を、区はどのように受け止められているのか伺います。

そして、昨年の決算特別委員会で、のびしなプロフェッショナルスクールについて、研修時の保育士

の補填を生活者ネットワークが求めたところ、保育課長は、私立保育園公定価格の中に研修参加の人的補償として、年間で保育士1人当たり3日分を補償しており、そちらで対応できるとご答弁されました。

私たちのこれまでの質問の趣旨がなかなか伝わっていなかったのかと思うのですが、これまで私たち生活者ネットワークが質問してきているのは、公定価格どおりに補助金が使われていないのではないかということです。そして、それを区できちんとチェックをしてほしいということをお知らせし、これまでずっと質問してきています。保育現場での研修時の人手不足は解消されていません。区は私立園各園で、公定価格から研修時の保育士補填がされているのかどうかの確認をどのように行っているのか伺います。以上2点です。

○若生保育支援課長 私立保育園等の保育士に対しての、公定価格ですとか平均賃金等々のご質問にお答えさせていただきます。

公定価格上の水準と、キャリアアップ補助金の関連での財務状況上の乖離については、実際公表されている財務状況が令和元年の実績でございます。それに対して、先ほどご指摘いただいた国のこの公定価格上の運営に要する費用という通知でございます。こちらは、令和3年度の通知で、年度の乖離がございますので、正確にここで比較するのはちょっと違うのかなと認識してございます。

ちなみに令和元年度と比較しますと、公定価格上の保育士の人件費年額というのは393万円となっております。それに対して区のほうでの調査の平均賃金を算定したところ、370万円余というところで、若干の差がございます。

ただ、区としてはこれ以外にも、宿舍借上の補助ですとか、そういったところでもかなり手厚く保育士に手当をしてございます。現金支給だけで考えるのでは実態がなかなか反映できない部分もございませぬ。また、給食業務委託に関する経費などは人件費支出に財務上計上されない場合もございませぬので、そのような事業者間のばらつきというところも考慮すべきと考えてございます。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分 休憩

○午後1時05分 再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。木村委員。

○木村委員 私からは225ページの高齢者社会参加促進事業、1,331万円余からです。その中の健康づくり・生きがい活動事業ですけれども、中には5つの事業があります。この事業は主に、高齢者の健康を第一に考えた事業だと思っております。このコロナ禍、外出の自粛のため、中止の事業もあると思っておりますけれども、その中で高齢者作品展とは、高齢者の得意としている作品を競い合うということではなく、多くの人々に見ていただくことを目的にしていることと思っておりますし、また高齢者の励みにもなる、そういう事業だと思っておりますけれども、本来の目的とは何でしょうか。お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 高齢者作品展についてのご質問に答えさせていただきます。高齢者が制作した作品を展示し、生きがいづくりに役立てることを目的としております。

○木村委員 ありがとうございます。簡単な答弁で。確かに高齢者の生きがいですね。私も何か一つ生きがいを持たなければと思っておりますけれども、そういう才能がありませんので、持てませんけれども。まずは高齢者の生きがいということですね。

次に、グラウンドゴルフ大会ですが、区内には地域、地域で多くのチームがあるそうです。聞くところでは100を超える、多分111チームがあるとお聞きしましたけれども、本区ではそんなに多くのチームが参加できるような大会があるのかどうか、またそれはどのようにして参加するのか、それをお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 続いてグラウンドゴルフ大会のご質問に答えさせていただきます。委員からご質問のありました111チームにつきましては、各高齢者クラブでグラウンドゴルフのチームを持っているという数だと思います。実際に昨年度9月に、西大井広場公園でグラウンドゴルフ大会が行われたのですが、やはりコロナ禍で密を避けるということも考えまして、通常ですと約200名の参加者でやっている大会ですが、このときに関しては半分の96名という参加者で実施させていただきました。96名の内訳は、1チーム6人編成なので、96割る6ということで、16チームの参加で大会を行わせていただきました。

先ほど、高齢者作品展の説明がとても簡単でしたので、ちょっと補足させていただきたいと思います。こちらの高齢者作品展は、○美術館で作品を展示しておりまして、優秀作品を表彰しております。部門は、絵画、書道、民芸・工芸、写真、俳句・短歌等で、出品数は152、4日間の来場者は448人となっております。

○木村委員 ご丁寧にありがとうございました。そういう芸術に私も全然疎いですが、高齢になって、だんだんそういうことも探さなければいけないと、自分自身も思っているところであります。

50幾つかのチームしか参加できないということですか、先ほど何とおっしゃったか分からなかったのですけれど、参加できないチームというのは、地域だけで、自分たちだけでゲームを楽しむという集まりになりますけれども、全ての参加ができないわけでありまして。逆に、地域のクラブチームにしてみれば、よき励みになる、自分たちももっと頑張って大会に出られるようなチームになるのだというような踏ん張りが、何か目標ができるということですから、ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますけれども。

そういう意味で、各チームが楽しむということ、やはり大会に出ることを一つの大きな目標にして、そこで優勝をする、トップに立つということが、やはり何事も大事だと思いますけれども、そういう気持ちを持って臨むということではないのでしょうか。

○菅野高齢者地域支援課長 グラウンドゴルフ大会についてのご質問です。こちらの参加チームは、昨年度は16チームということで、かなり限定された方たちの参加となっているのが実情です。各地区におきましても、グラウンドゴルフ大会は行われています。その中で例えば上位のチームが、こちらの区の大会に出場できるとか、そういった形で皆さん、本大会といいますか、こちらの大会に出ることを励みに、日々練習に打ち込んでいるというふう聞いております。

○木村委員 ありがとうございました。よき励みになるということですね。そして毎日を健康に過ごすということは大変大事なことだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次にいきいき健康マージャン広場も、大変人気があると思っておりますけれども、このコロナ禍でも実際に行っている事業なのでしょう。私から見れば、今の時期は駄目だろうと思ってしまいます。4人がマージャン台を囲み、数時間ゲームを楽しむ。いくらマスクを着用していても、つい声を出してしまいますし、無言でのこのゲームというのは考えることができません。ウイルスを遮断、または除菌する方法、マージャンゲーム独特の何か方法というものがあるのでしょうか。お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 いきいき健康マージャン広場についてのご質問です。やはり三密を避けることが難しいこと、民間施設がコロナ禍で閉店や移転となってしまったことなどから、なかなか登録

者数分の会場を確保することが難しい状況が続いておりまして、令和2年3月より事業を休止している状態です。

ただ、休止状態があまりに長いため、今回、事業再開に向けて、登録者へ希望のコース、会場のアンケートなどの実施を、夏にさせていただいた次第です。従前の登録者、754名の方に希望のアンケートを送付しましたところ、600人の方の申込みがありまして、約8割の方が楽しみにされているのかなというところを感じとったところです。

委員ご指摘のとおり、密になってしまうというところで、マージャンの再開に当たってはいろいろな工夫が必要なのかなというところで、感染状況等を踏まえまして、今のところ再開のめどはなかなか立てられないところですが、その辺り、申込者の方には再開時期が決まったら再度お知らせするというところで、ご案内させていただいている次第です。

○木村委員 ご丁寧な言葉、ありがとうございます。ぜひ高齢者の皆さんが頑張れるように、早く収まることを願います。

そして、大きな声を出すといえば、いきいきカラオケ広場ですが、さすがにこの事業も私は駄目だろうと思っているのですが、事業が行われているかどうか、お聞かせください。

そして、この5つの事業で、コロナ禍でも比較的大丈夫な事業というと、高齢者作品展とグラウンドゴルフ大会ぐらいだと思うのですが、その点をお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 いきいきカラオケ広場につきましては、民間施設の協力により割引料金で利用できる事業となっております。こちらの都の休業要請を緩和したカラオケ店では、既にお店自体はやっているのですけれども、こちらのカラオケ広場の会員券を使って利用されている実績は、いまだにございません。ちなみに、ある高齢者クラブの方が、こちらのいきいきカラオケ広場とは関係なくカラオケに行ったとき、マスクをしながら歌ったというお話を聞いたことがあるのですが、かなり歌いづらくて大変だったという声も聞いております。

委員ご指摘のとおり、コロナ禍の中、高齢者作品展やグラウンドゴルフ大会は実施ができたのですけれども、それ以外では高齢者輪投げ大会のほうも、総合体育館で室内ということもありましたが、密を避けるなどの工夫をして実施したところです。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしく申し上げます。私からは247ページ、奨学金貸付事業、間に合えば、217ページ、成年後見制度経費について伺います。

まず、奨学金貸付事業についてですけれども、今回の決算書によると、執行率が65%程度と低調です。令和元年度も約46%、平成30年度も66%と低調なのですが、この原因について、区の分析をお伺いいたします。

○伊東子育て応援課長 奨学金の執行率でございますけれども、件数的には、令和2年度に関しては在学応援資金の関係で20件ということで、令和元年度は14件ということで、実質的には伸びている状況でございます。ただ、予算的には多めに伺いますか、例年どおりの予算を取っていた中では、執行率が低くなってございます。

○松本委員 平成30年度から経年で見えていくと、そういう分析になるのかなというところで、どうということかという、毎年の予算のほうを確認させていただきますと、事業だと事務費なども含まれるので、貸付金を抜き出して予算を見ていくと、平成30年度は在学応援資金が始まった年ですけれども、貸付金の予算が848万円、平成31年度が1,418万円、ここまでは伸びているのですけれども、

令和2年度で1,100万円、令和3年度、本年度の予算では1,000万円になっている。ここ2年で400万円以上減額になっているのです。

区としては、この在学応援資金などの需要が、思ったよりも少なかったというふうなことをお考えなのでしょうか。お願いいたします。

○伊東子育て応援課長 区としては、着実にといいますか、例年どおりの貸付ということで推移していると思っています。なおかつ、微増傾向にあるのかなという分析をしているところでございます。

○松本委員 予算額が減っている中でそれをおっしゃるのはおかしいと思うのですが、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○伊東子育て応援課長 今、私のほうで話したのは、貸付額としての執行に関しては微増傾向にあるということで、事務費関係も含まれておりますので、その辺で増減、昨年でいいますと、事務費の中でシステム改修など時々ありますので、その辺で執行率が変わってくるということはございますけれども、貸付額の部分では、順調に推移しているというふうに思っております。

○松本委員 貸付額も下がっているのですね。下がっている額は数万円程度ですけれども、決して伸びているわけではないということで、それで予算を組まれているので。貸付金の予算を組んで、でも執行率が6割とか4割ということで、少なくとも見通しとしては貸付の需要が低いという認識でないと、この下がり方というのはどうなのかなと思うのですが、もう一度お願いします。

○伊東子育て応援課長 貸付額として考えましても、平成30年度の345万円余、令和元年度が571万円、令和2年度が568万円ということでございます。今年度に関しましては、上半期の部分で390万円という形での貸付をしているところでございます。ですので、奨学金の貸付という中では、増加傾向にあるというふうに認識しているところでございます。

○松本委員 でも、それは貸付の予算との関係で、実際に執行できていないわけです。ではその執行率がこの低さ、貸付金との関係でも執行率が低い理由というのは、何なのでしょう。事業全体のシステムの関係とかではなく、貸付金だけ見ても予算との執行率で見ると、かなり低調になっているわけです。この原因の分析を、もう一度お願いいたします。

○伊東子育て応援課長 貸付額の予算ということでございますけれども、それは1,000万円ほど予算を取っているという状況です。ここ数年、トータル金額的には変わっていないような状況になります。

○松本委員 やはり今の答弁はちょっと正確ではないと思うのですが。先ほど申し上げたように、初年度は貸付金の予算は800万円余で、そこから平成31年度は一回上がって1,400万円余になって、その後、令和2年度は1,100万円、令和3年度は1,000万円と下がっているのです。下がっているということは、下げている原因があるはずなので、その部分をもう一度お願いいたします。

○伊東子育て応援課長 失礼しました。一定程度、前年度の実績を基に多少の減額があった中でございますけれども、それに対しまして、確かに貸付金額としては低かったというのが、実態でございます。

○松本委員 原因なのです。なぜなのかというところを伺っているのです。予算を立ててそれが執行できていないというところは、申込件数なり、申込額なりが少ない、それは結局、需要があるのか、ないのかということと関わってくると思うのですが、その原因のところをもう一度お願いいたします。

○伊東子育て応援課長 需要という部分でいいますと、それぞれ学校経由で募集をかけているところでございまして、現実的には応募があった方が、ここ二、三年に関しては、全ての方に貸付を行っているという状況でございます。

○松本委員 分かりました。本当はここからが話したかったことなのですけど、予算が下がっているということで、ニーズとしてそこまでなかったのかなという分析になると、そこは止まって考える必要があるかなと思っています。

調べたところ、これは大学のものなのですけど、全国高等学校PTA連合会とリクルートマーケティングパートナーズが、2019年に行った調査によると、日本学生支援機構以外に、各自治体や大学独自の奨学金があることを知っている人というのは、すごく低い。高校生だと40%程度で、保護者でも60%程度なのですね。ですので、需要がないのではなく、実は周知がまだ徹底できていないのではないかというところが、今回思ったことなのです。なので、今、どういうふうな周知を行われているのか、お願いいたします。

○伊東子育て応援課長 PRに関しましては、広報ですとかホームページに載せることはもちろんですが、学校を経由しまして各生徒にパンフレットを、中学校の段階でお配りしているところがございます。

○松本委員 この応援資金のほうは高校に入ってからのもので、どのタイミングで配るのが結構重要なのですね。これは申請の期間が10月なので、中3の8月とかに配ってもなかなか覚えていない可能性があるんで、例えば卒業式のタイミングとかに配っていただくとか、そういった工夫が必要ではないかと思うので、そこについてもご答弁いただきたい。

あと、ホームページを拝見しますと、申請書類は子育て応援課に来てくださいと、窓口ということになっているのですが、例えば高校生が、保護者はそんなに塾のお金とか出したいくないけれど、自分で行きたい、自分で何とか申請書類とかを集めて親を説得したいというときに、平日窓口に行くというのはなかなか大変だと思うのですが、郵便等の対応はされているのか、お伺いいたします。

○伊東子育て応援課長 PRの時期でございますけれども、中学3年生の段階で、入学準備金の関係もありますので、そのタイミングに合わせてPRしているところでございます。

郵便対応もしているところです。

○渡部委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 よろしくお伺いいたします。私からは225ページ、高齢者社会参加促進事業、271ページ、生活保護費、275ページ、生活困窮者自立支援事業について、お伺いします。

コロナ禍で様々な事業やイベントが延期、中止となりました。高齢者のための事業であります健康づくり・生きがい活動事業においても様々、延期や中止があったかと思えます。まず、この事業においてどのような事業が、延期、中止となったのか、判断基準があればそれも併せてお知らせください。

また、高齢者外出習慣化事業においてもどうであったか、こちらも判断基準などと共にお知らせください。

○菅野高齢者地域支援課長 高齢者社会参加促進事業の中の、健康づくり・生きがい活動事業の中で、実施の可否などについてお答えさせていただきます。こちらは今、5つの事業が記載されておりますが、上から、高齢者作品展、グラウンドゴルフ大会、高齢者輪投げ大会については、昨年度実施させていただいております。一方、いきいき健康マージャン広場、いきいきカラオケ広場につきましては、やはり三密を避けるということもありまして、事業の中止もしくは事業を行っているにもかかわらず利用の実績がないということが、実情となっております。

高齢者外出習慣化事業につきましては、4つの会場で飲食を伴って、それをきっかけに仲間づくりをしてもらうという事業の仕掛けになっております。やはり、コロナ禍の中、飲食を伴うものは難しいと

いうところで中止とさせていただいております。

○湯澤委員 それぞれ基準を設けて、やむを得ず中止や延期されているということで、利用者もご理解いただいた上で、収束後に開催を待ち望んでいるかと思います。

一方で、大会やイベントが長期行われなかったことで、普段腕を磨きにいっている店舗などが経営難で店をたたんでしまったということもあるようで、とても残念な事実であると思います。

活動が制限されてしまっている現状において、高齢者が健康を維持しながら、生きがいを持って活動していただくためには、これまで行ってきた取組みの継続も大切ですが、今話したように、練習の場所がなくなってしまうことがないような支援など、新たな取組みや、安全を確保した上で開催を可能にする基準の見直しなども必要になってくるのかと思いますが、いかがでしょうか。

また、高齢者社会参加促進事業全般についても、今後どのように行っていこうと思っているのでしょうか。出歩くことに抵抗があり、2年近く家にこもって生活されていらっしゃる方、独居のために自宅ではテレビを見ているだけとおっしゃっている高齢者の方もいらっしゃいました。例えば、歌うことは健康にも、脳にも、そして精神的にもよいと思いますので、カラオケ大会や敬老会でよく歌われる歌を研究されて、ケーブルテレビやFMしながら、高齢者が1人でも歌えるような番組の作成を、担当所管と連携を図るなど、コロナに負けない新たな取組みを検討されてはいかがかと思いますが、見解をお知らせください。

○菅野高齢者地域支援課長 長引くコロナ禍において、外出自粛などの生活が変化しまして、活動に制約が生じている中、高齢者の心身の機能低下が懸念されております。昨年度も自宅で取り組める運動や食事についてのチラシを作成し、広報紙等も活用しましていろいろと周知させていただいたところですが、今年度はケーブルテレビで、品川区介護予防体操を制作し、毎日10分間放送させていただいているところです。自宅でも気軽に取り組める体操となっておりますので、こういったところで個々に活動をしていただくというか、体を動かしていただいて、長期化するコロナ禍を乗り切ってもらえればと思っているところです。

今回ご質問のありました高齢者社会参加促進事業ですが、こちらについては、区がかなりの人数的の方たちを集めて主催するというのもありまして、感染症対策を講じながらやっている事業もあるのですが、全てできないこともあります。私としましては、感染症対策を講じながら実施できるイベント等は、今までも実施してきましたし、今後も工夫したいと思っております。その中で、少しでも高齢者の方たちが、コロナが明けたときに元気でまた活躍してくれることを願っております。

○湯澤委員 私も、品川区で独自にされております介護予防体操を、YouTubeのほうで見させていただきました。やはり高齢者の方はYouTubeで見る機会はなかなかないと思われて、再生回数も上がっていないところもありましたけれども、内容は大変素晴らしいものでありますので、例えば広報しながらの特集号といったものを作成すると、より多くの高齢者の方が見る機会になると思います。実際に、8月1日号を見て今も実践されているという方がいらっしゃいます。ぜひ、そういったところも研究していただければと思います。

次に、生活保護費のほうに移りたいと思います。厚生労働省の調査によりますと、コロナの影響で失業率が上がって、64歳以下の現役世代の生活保護者の増加もあって、申請者数は今年6月時点で、前年同月比の13.3%増加ということでありますが、品川区における状況はいかがでしょうか。コロナ失業により生活保護を受けられることになった方の多くは、再就職の機会があればすぐに再就職をして、自立した生活を望まれているのかと思います。区の自立支援メニューは様々ありますが、コロナ禍で特

に活用されているものや、強化しているものがあればお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 コロナ禍における品川区における申請状況でございます。令和2年度につきましては、年度を通じた申請件数の合計は457件ということで、令和元年度と比較すると29件の増加ということで、約6.7%程度増えているという状況でございます。

自立支援につきましては、就労支援員が生活保護になられた方に対して就労指導を行っていくというメニューを、実施しているところでございます。

○湯澤委員 雇用も、ワクチンの接種率が今どんどん伸びておりますので、経済活動も活発になることで、徐々に増加に転じていくと思います。そのときに、自立したいという受給者の後押しがしっかりできるような体制を、引き続き図っていただきたいと思います。

それと、生活困窮者自立支援事業についてですけれども、予算書と比べると大分金額に差があるかなと感じました。去年と一昨年の予算書と比べても、年々事業費が下がっているように思います。これはどういった理由なのか、対象者が減っているのか、ほかで補填をされているのか、理由をお知らせください。また、相談窓口への相談件数は、ここ数年どういった動向なのか、併せてお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 自立支援につきましては、希望される方について就労支援員のほうが指導するというので、年度によって若干状況が変わってきて、今年度は若干減少ということでございます。

相談件数につきましては、自立支援に関しましては暮らし・しごと応援センターで、住居確保給付金の関係の相談数が非常に増えておりまして、令和元年度3,000件程度であったものが、令和2年度につきましては1万何千件という形で、非常に増えている状況でございます。

○湯澤委員 相談も大変増えているということでありまして。特にコロナ禍で、とてもお困りの方がたくさんいらっしゃる、そういった不安を抱えている区民はもっとたくさんいるのかもしれない、そういった心積もりで、さらなる周知を図っていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは251ページ、ひとり親家庭支援事業で、離婚の相談について、同じく251ページ、しあわせ食卓事業について、時間があれば237ページ、障害児者総合支援施設運営費について、伺います。

品川区では、ひとり親家庭支援事業ということで、家庭相談事業というものが実施されています。令和2年度の相談実績、特に離婚問題に関する相談数が取り出せるのであれば、教えてください。

また、先ほど西村委員からもありましたけれども、令和3年度からは養育費相談支援事業として、公正証書の作成費用と、養育費立替保証契約の初回保証料補助事業を開始されました。公正証書の作成費用については実績が1件であったと、保証契約については0件だったとお聞きしましたが、お伺いしたのは、この本事業を開始するに当たって、人員体制の強化を行ったと伺っています。それがどういう内容なのかということ。それと、離婚公正証書の案文というのは誰が作っているのか。ご夫婦2人で公証役場へ行って、公証人の前でいろいろ、るる述べるということだと何時間もかかってしまうということで、通常は案文を書くということがあると思うのですが、これはどなたが行っているのか、教えてください。

○伊東子育て応援課長 まず、離婚の相談件数ということでいいますと、令和2年度に関しましては79件という相談件数がございます。

それと、体制でございますけれども、元家庭裁判所の調査官だった方を雇いまして配置して、個別相談のほうに当たっているところでございます。ということで、公正証書の案文というお話も今、ございま

したけれども、相談の中で下書き的に様々なアドバイスをして、公正証書の作成は最終的には家庭裁判所のほうになりますけれども、事前にしっかりとアドバイスをしているところがございます。

○あくつ委員 79件ということで、私としてはかなり多い相談数かなと思いますが、先ほど西村委員の質問にもあったのですが、離婚講座ということについて伺いたいと思います。

令和2年度、3年度で、先ほど府中市ですか、事例の紹介がありましたけれども、港区、豊島区、目黒区、文京区、世田谷区などで、同じ名前です、「パパとママの離婚講座」という同一の名称で、講座が実施されています。これは、突発的に起きたわけではなく、国の支援事業として、令和元年度から離婚前後親支援モデル事業というのが行われていて、離婚協議開始前の父母に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決め、離婚後の生活を考える機会を提供するために、講座の開催の支援をする、助成をするということが行われています。それを活用して各区で行っていると。

先ほどもご説明があったとおり、この内容で例示しているのは、講義を行う講師の選定に当たっては学識経験者、元家庭裁判所調査官など、離婚問題に関して知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体、こういう例示があります。先ほどご紹介のあったパパとママの離婚講座については全て同じところ、家族のためのADRセンターというところがやっています。これは法務大臣の認定機関であって、私、以前こちらの所長からもお声をかけていただいて、2年か3年前に所管課長にご紹介したことがあるのですけれども。

ここについて、先ほど課長のご答弁の中で、何か離婚を勧めているような名称のように、捉えられかねないというようなご答弁もあったのですけれど、相当考えてこの名称にしているわけです。国のほうでは親支援講座という例示で出ているのですけれど、そのような名称でやったところで、多分人は集まらない。離婚というのは身近に起こる大きな決断の一つなのですが、まだまだオープンに正しい情報を得る機会が少ない。

先ほど、公正証書ができたのは1件だというお話がありました。これは少ないのか、始まったばかりなのか、私も分からないですけれども、個別相談というのはやはり専門家にやっていただくということが非常に大事なのですが、離婚講座というこういうオープンな場で、悩みを抱える人に適切な知識や情報等を得ていただいて、生活や子育てに対する不安や孤立感を解消する、そのために国のほうでこういう事業を始めたのですよね。ですから、名称はやはり分かりやすい名称で、離婚という言葉をしっかり使ったものということでやっているわけなのですけれども。その捉え方自体が多分、申し訳ないですが、先ほどの答弁は私も首をかしげざるを得なかったのです。

先ほどと同じ要望になりますが、ぜひこの制度を活用してもらって、品川区でも個別相談は個別相談として、元家庭裁判所の調査官にしっかりとやっていただくということ、また、今回、講師も例示があって、この家族のためのADRセンターの方も元家庭裁判所の調査官ですね、行政書士でもありますけれど。ぜひこういうことをオープンにやっていただきたいと思うのですが、改めてご答弁をお願いします。

○伊東子育て応援課長 失礼しました。離婚講座の話先ほど申し上げましたけれども、直感的にそういうふうに思ったところで話してしまったということでございます。確かに講座ということで知識を広めていく、正しい理解をしていただくというのは当然必要だとは思いますが、現状では、いろいろなメニューを整えて相談体制を強化してきたという中で、取りあえずは個別の相談ということになりますけれども、今の相談員を最大限活用して相談に応じていくということで、そういった相談員がいるというPRもこれからしっかりやっていこうと思っているところです。

具体的な講座の開設に関しましては、もう少しその様子を、相談件数の推移等々見ながら、考えてい

ければと思っています。

○あくつ委員 どうぞよろしくお願いいたします。

ADRの活動についても質問しようと思ったのですが、時間がなくなってしまったので、しあわせ食卓事業についてです。

先日の広報しながわで、今年度、ガバメントクラウドファンディングのお知らせがいよいよ始まりましたということで、今年2月の文教委員会での報告事項を拝見したところ、令和2年度のガバメントクラウドファンディングの実施結果とすると、令和2年9月10日から12月31日に行って、目標金額が500万円のところ、976万8,500円、大体1,000万円ぐらい、達成率195%、寄付者数は251人であったと。

最終的に、令和2年度においては何回、食糧の配達をされたのか、また、それぞれ配送された世帯数、また対象者はひとり親だけではないのですけれど、対象者の何%ぐらいの世帯に届いたのか、教えてください。

○伊東子育て応援課長 しあわせ食卓事業でございます。令和2年度の実績といたしましては、令和2年5月、6月、令和3年2月、3月ということで4回実施しているところです。それぞれ順番に、世帯数では320世帯、310世帯、433世帯、433世帯でございます。この300から400世帯という数字でございますけれども、大体ひとり親家庭ということで1,400世帯ぐらいあると思っております。その中で申込みをされた方ということになりますので、30数%の世帯に届けられているのかなと思っております。

○あくつ委員 4回行っていただいたということ、30%ぐらいの方に届いたということです。

本年2月の文教委員会で、この配送されている内容について大変厳しい質疑がありました。私も議事録を読ませていただきましたけれども、同時期に私も同じご相談を受けて、実際に配送されたお宅というか、伺って、物を見てくれということで、中を見せていただきました。段ボール箱と品物を拝見しました。その時の質疑で細かいやり取りがあったので、ここで詳細は申し上げませんが、私自身はその場では言葉が出なかったです。

一般的に言って、これをもらって助かったと思う家庭も当然あるのでしょうか、どちらかというところ、このしあわせ食卓事業という名前なのですからけれども、この箱を開けた時、皆さんが本当に笑顔になるのかというところは、ちょっと首をかしげざるを得ない、という表現にとどめておきます。

また、食品ロスについての案内も同封されておりました。様々な経緯の中でこういう事業者の選定をして、配送事業者については食品ロスの削減に取り組む、これは立派な事業者ですけれども、この企業で請け負っておられるということですが、現在もこちらに委託されているということですのでよろしいのでしょうか。また、これは年度契約ということなのでしょうか。契約の形態も教えてください。

○伊東子育て応援課長 今年度に関しましては、現在まだ契約という段階には至っておりません。委託というか、配送に関しましては、その都度、その都度の契約となっております。

○あくつ委員 年度契約でないということで確認させていただきましたけれども、この困難を抱える家庭に食べ物を届けるという目的と、この食品ロスということに関連づけたことについて、支援に関わっておられる方々から様々なご意見がありました。

食品ロスということですので、私は若い頃、余談ですけど、上野のアメ横にあるチョコレートのたたき売りをやるお店でアルバイトをやっていまして、あのお立ち台には立てないのですけれど、箱出しといってひたすら段ボール箱を開けてチョコレートのお菓子を出すという。これは大手のチョコ菓子

メーカーが、賞味期限が近づいたようなものとか、また、あまり売行きがよくないものを、格安で引き取って、それに付加価値をつけて売るというもので、1,000円で売るのですけれど、中は4,000円から5,000円ぐらいのものを、入れちゃえ、入れちゃえ、これも入れちゃえ、あれも入れちゃえと、大きな袋にして配るわけです。そうすると、お客も喜ぶ、大手メーカーも食品ロスを出さない、お店ももうかる、三方よしだった。これは数十年前からやっている、SDGsなどという言葉がないときからやっている。私も20代の頃、仕事がなかったからバイトをさせてもらっていたのですけれども。

食品ロスというものをビジネスに結びつける、こういう事業に結びつけるというのなら、それぐらいやらないと、もらったほうが正直、言葉を選びながらですけれど、何か否定をされたような、その場に行った時はもっと厳しい言葉でしたけれど、そういうふうになってしまう。常日頃、コロナ禍において、また、ひとり親というのは非常に社会において冷遇されている、正直、そういう実態があると思います。だからひとり親支援というのをやっているわけです。

私も、今年声をかけていただいて、子ども食堂がやっているフードパントリーのお手伝いなどもさせてもらいました。そこはふだん触れ合っているところだから、来る方、来る方に持ち切れないほどの、その世帯の数に応じて様々な食べ物を、乾麺であるとか、お米であるとか、そういったものを持ち切れないほどお渡ししている。そういうことをさらっと善意でできる。これは非常に私も勉強になりましたし、みんながハッピーになる。始終笑顔がこぼれる取組みでありました。

このしあわせ食卓事業についても、困難を抱える品川区のご家庭、受け取られる親子の思いに、かなっているのかどうかということ、それと寄付をされた方の思い、今回に関していえば251人の思いにかなっているのかどうか。原点に立ち戻って、何をどれぐらい配ればもらったほうが喜ぶのかというのは、現場の方が一番よく分かっています。幸いなことに、品川区には社会福祉協議会のネットワークがありますから、そことよくお話をさせていただいて、この事業、改めて見直していただいた上で、さらに前進させていただきたいと思うのですけれども、改めてご答弁を伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長 今後についてでございますけれども、確かに寄附者の思い、そして受け取る側のこともしっかりと考えながら、今後展開していこうと思っております。その際、今、委員のご指摘にもございましたけれども、やはり現場を知っている方々の意見も当然参考にしながら、取り入れながら、進めていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは、247ページ、奨学金貸付事業に関わって、大学生への給付型奨学金および大学生への臨時給付金について質問いたします。

一般質問でもやりましたけれども、そこでは、「大学生向けの奨学金については、国や都など様々な制度がありますので、現時点で区としての創設は考えておりません」、こういう答弁でした。これは、国や都の制度で十分だということでしょうか。つまり、国や都の制度があるといっても、不十分な制度なので大学生が困っているということなのですから、それでも区は、国や都の制度で十分だと考えているのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○伊東子育て応援課長 大学生向けの奨学金ということでございますけれども、品川区では、高校生向けの奨学金ということで、昭和の時代から実施してきておるところでございます。十分かどうかというところでございますけれども、委員もご存じかと思っておりますけれども、今、様々な種類の奨学金ができておりますし、大学側でも創設していたり、他の貸付け等々もございます。

○おくの委員 確かにいろいろな制度はございます。国や都も制度をつくっている。ただ、既存の制

度ではまだまだ足りない、だから区にもつくっていただきたいと、大学生の方も思っているし、私自身もそう思ったので、つくっていただきたいという質問をした次第です。

実際、お隣の港区あるいは大田区でもつくっていらっしゃる。これまでも紹介してきましたけれども、今回改めて、例えば港区のホームページを見ますと、「国が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層までを対象とする独自の給付型奨学金制度を取り入れています」と明記してあって、細かく基準が定められ、月額で1万5,000円程度から9万円程度までの支給額が明記してありました。それから大田区では、そういう細かく分けてあるのではなく、大学、短期大学、専修学校専門課程に進学する方で、経済的理由により就学が困難かつ学業成績が優秀な方を対象に、大学等進学応援基金を活用して、入学前の3月に入学準備費用として15万円を給付しますと。これは臨時給付金のような、1回きりの給付なのだと思いますけれども、と書いてありました。

こういうふうに、国や都、その他の既存の制度では不十分だから、そしてまた大学生、あるいは大学へ進学を予定している方が実際に困っているという実態があるから、区独自の制度を、港区や大田区ではつくっているのだと思います。港区や大田区を参考にして、こういう制度を、品川区でも考えていただきたい、そしてつくっていただきたいと思います。大田区のようなやり方もあると思うのです。そういう意味で、コロナ禍でもありますし、臨時給付金という形も考えていただいているのではないかと思います。

改めて、区独自の奨学金、臨時給付金、それぞれいかがでしょうか。お伺いたします。

○伊東子育て応援課長 国のほうでは昨年から、高等教育の修学支援新制度ということで、内容を拡充した形で、新しい制度もつくられてきております。それと他区の状況ということで、今ご紹介がありましたけれども、さらに国のほうでは、コロナ禍において家計の急変等で厳しい状況に陥ったという方に関しても、臨時的な対応ということで、随時の奨学金受付を行うというようなこともやっております。そういう意味では、区独自というところまではいかないのかなと思っているところです。

○おくの委員 ということは、今の国や都の制度で十分だと、品川区としては考えられていると、結局はそういうことですか。伺います。

○伊東子育て応援課長 十分云々ということよりも、様々な形で支援策はできているというところがございます。それを、それぞれの状況に応じて皆様に活用していただきたいということがございます。

○おくの委員 不十分だからこそ、私は大学生の方々が困っているという実態が出てくるのだと思うのですが、それに加えて、そもそも日本の大学の学費が高いというのが、私は原因になっていると思うのですが、区としては、日本の大学の学費が非常に高いのだという認識はおありになるのでしょうか。日本の大学の学費が高いというふうに思っているのか、いないのか、そのことはどうでしょう。伺います。

○伊東子育て応援課長 学費が高いかどうかという判断は難しいところがございますけれども、日本が諸外国に比べて高いのかという観点で考えると、そうなのかもしれないと思います。

○おくの委員 認めていただけたのだと思いますけれども、それなら、それに対する対策ということで、奨学金なり、臨時給付金なりということを考えていただいてもいいのではないかと思います。改めて区独自の奨学金なり臨時給付金を考えていただくことを求めますが、いかがでしょうか。

○伊東子育て応援課長 先ほどのお話で、高いかどうか認めたというお話がありましたけれども、認めただけではございません。一般的に言われているのは、諸外国を見たら高いのかなというふうに思っていると、言っただけでございます。

ということで、様々な対策がとられている中で、独自の対策ということは考えていないということでございます。

○おくの委員 認めつつ、認めないというような、なぜ認められないのですか。その点、お伺いいたします。日本の大学の学費が高いことを、なぜ認められないのか、もう一度お伺いいたします。

○伊東子育て応援課長 学費が高いかどうかということに関して、この場で私が話すことではないのかなと思っているところです。

○おくの委員 日本の学費が世界一高い、そして今の都や国の奨学金の制度では不十分で、困っている学生がいるというのは、一般に認められたことだと思います。これは様々な報道や論文などでも明らかにされていることだと、私は認識しております。区ももう一度考え直して、学生への強い支援、これを求めて終わります。

○渡部委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお伺いいたします。私からは227ページ、住宅あっせん事業、231ページ、日常生活用具給付事業、237ページ、障害児者総合支援施設運営費、お時間があれば243ページ、すまいるスクール運営費について、順不同でお聞きします。

まずは障害児者総合支援施設ですが、その中にある品川児童学園についてお聞きします。障害児者総合支援施設運営費の内訳は、当初予算を見てみると、やはり指定管理料が大きいというのが分かります。その中でも、品川児童学園を担っているゆうゆうが、約3分の2を占めています。グループ内でも品川児童学園は面積が広いですし、サービスの内容も多く、職員数も多いですので、指定管理料がほかと比べて高くなる理由は、そこら辺の認識でよろしいでしょうか。ゆうゆうの指定管理料の主な内訳をお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 品川児童学園に係る指定管理料の内訳でございます。事業の中には、児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスのような法内のサービスがございます。こちらは給付費の収入が直接事業者には払われているのですけれども、それだけでは配置が難しい人件費相当額を、指定管理料として払っております。

また、給付費収入のない法外サービス、子ども発達相談室ですとか、日中一時支援につきましては、人件費、事務費、事業費にかかる経費を、指定管理料としてお支払いしているところでございます。

○せお委員 区からも持ち出しをしていただいて、子どもたちのために予算を使ってください、とてもありがたいです。子どもたちが大人になってから困ることが少なくなるように、子どもたちの未来につながる支援はとても重要ですので、指定管理者が変わっても予算はしっかりつけていただきたいです。

まず、現在の品川児童学園の主な事業内容は5つで、子ども発達相談室、児童発達支援、保育所等と訪問支援、放課後等デイサービス、日中一時支援となっています。それぞれが全て重要なのですが、子ども発達相談室はいつも質問とか議論に上がりますけれども、待機されている方がかなりいらっしゃいます。通園も通いたい方が通えず、年に1回だけの方も多くいらっしゃいます。課題は多くありますが、新しい指定者管理者にも、来年10月からこの5つの事業内容を引き継いでいただくご予定でしょうか。事業内容について、今後の予定をお聞かせいただければと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 次年度の引継ぎにつきましては、年度途中での引継ぎとなりますので、利用者が安心して施設を利用し続けられるよう、現在行っている事業については、そのまま引き継ぐ予定となっております。

○せお委員 ありがとうございます。決してサービスが減ることのないよう、拡充していただきたい

と要望いたします。

続いては、細かいところなのですが、何度も取り上げています、その事業内容の中の保育所等訪問支援です。品川区内では、取り扱う事業者がいまだに品川児童学園のみと認識しておりますが、平成30年度は延べ利用者数が13名、利用日数が13日だったのが、令和2年度は延べ利用者数113名、利用日数237日となっており、お忙しい中、職員の方が何回も対応して下さったことには感謝いたします。

そして、保育所等訪問支援は、保育園、幼稚園、小学校などに訪問して、職員の方にアドバイスをしたり、そのお子さんに個別療育もできます。お子さんがいつもの場所でない泣いてしまったり、ご家族が様々な理由でお忙しい場合などに、いつも集団生活をしている場で家族がいない間でも支援をしていただけて、家族としてはとてもありがたい制度です。

そこで、まず対象のお子さんなのですが、品川児童学園に通えていないお子さんが多くいる現状では、できる限りその通えていないお子さんを優先的に行っていただきたいと思います。そうすることで、少し幅広く支援ができるのではないのでしょうか。

現在の対象のお子さんに関して、大まかで結構ですので教えていただくとともに、運営が変わることも含めての保育所等訪問支援の方向性を教えてください。

○築山障害者施策推進担当課長 保育所等訪問支援の対象でございますけれども、保育園、幼稚園、小学校等に通われている方が対象となっております。

また、今後の方向性でございますけれども、保育所等訪問支援の利用に当たりましては、相談の中で適切にご案内をしていきまして、必要な方に支援が届くよう、充実を図っていきたいと考えております。

○せお委員 午前中にもお話がありましたけれど、巡回訪問とかも大事なのです。ただ、そちらのほうは主に職員への支援といったところが強いので、保育所等訪問支援はご家族だったり本人への支援というところが大きいのです。とても重要になってきます。取り扱う事業者が増えないことも課題ではありますが、さらに拡充されていくことを期待しています。

次に、放課後等デイサービスですが、ゆうゆうのご説明だと、「知的発達に遅れのない発達特性のある小学校4年生までの学齢児に対し」とあります。なぜそのような対象になっているのか、経緯をお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 放課後等デイサービスの対象者の経緯でございます。こちらにつきましては、これまで区内に民間の放課後等デイサービスの事業所が少なかったということがありまして、知的に遅れのない発達障害のある子に対する、専門的な支援があまりなかったということがありまして、品川児童学園で専門的に実施するために、対象者を知的に遅れのない発達障害の方というふうに限定をして、始めたものでございます。

○せお委員 あれもこれもと、全て品川児童学園で行うのは当然無理かと思っています。特性や年齢などで分けて、そこに特化した支援をするというのも重要です。ただ、区で唯一の児童発達支援センターですので、本来であれば幅広く、多くのお子さんに通っていただくのが理想です。今は過渡期だと思っています。そのような過渡期には、区の方向性、考え方はしっかり持っていただいて、その目指しているものに向けて、少しずつ進んでいただければと思っています。

具体的に、例えばぐるっぼ内の品川児童学園は、ぐるっぼの全部がそうかもしれないですけどキャパオーバーで、小山台住宅跡地の新施設建設がまだ先なのであれば、以前の戸越ルームのように、どこか少しでも場所を借りて、事業の1つ、2つを取り出してみたいかと思っています。本

来はぐるっぼの近辺がベストです。そして、内容でいうと放課後等デイサービスなどは取り出しやすいかなと思っています。近くであれば、事業者内での連携もとれます。そのような検討はいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 障害児者総合支援施設につきましては、区内の療育支援拠点として整備をいたしまして、条例で事業内容を定めているものでございます。そのため、現在設置してある事業を切り出すということはちょっと難しい、直ちに変更するというのは難しいところがございますけれども、事業所につきましては誘致を図っているところですので、現状の障害児者総合支援施設内の事業に限らず、民間事業所の誘致を引き続き図っていきたいと考えているところでございます。

○せお委員 理解いたしました。民間の誘致も積極的に行っていただいて、連携しながら、そういったところで検討をお願いしたいと思っています。

当初の3法人が今、新しい指定管理者に替わって、最近では精神科クリニックも撤退することになりました。さすがに看過できない感じになっています。方向性をしっかり持った上で課題を抽出して、できる限りの修正もしていただいて、子どもたちの明るい未来のためにいろいろと検討をお願いいたします。

次に、日常生活用具給付事業についてお聞きします。こちらは在宅の障害児者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。国や東京都の補助も受けて給付していると思うのですが、何を対象品目にするかは区市町村に任せられています。

昨年の決算特別委員会で、私は在宅人工呼吸器使用者の災害時非常用電源装置について取り上げました。人工呼吸器使用者は、災害時は命に直結しますので、自宅に非常用電源を常備しておいたほうがよい、その購入の補助をとという提案をいたしました。その時は東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業の中の、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を提案させていただいたのですが、現在では、他の自治体で主流なのが、非常用電源装置を日常生活用具の対象品目にするということです。23区では足立区、中央区で行っていると認識しております。その中でも中央区では対象者を、中央区災害時個別支援計画を作成済みの方としています。

こちら昨年の質問の際に、広島市が同じような取組みを行っているのご紹介させていただきました。もちろん今は、東京都の事業を利用している区の中でも、この条件をつけている区は多くあります。災害時個別支援計画の作成は、今年度から区市町村の努力義務となっているので、区でも取り組んでいらっしゃると思いますが、人工呼吸器使用者に関しては、ここをセットにして支援していただくのが効果的と考えます。

このような取組みについて、決算特別委員会でお聞きすることではないかもしれませんが、いつ起こるか分からない災害に関することは、早急に取り組んでいただきたいのでお聞きします。去年は保健センターにお聞きしましたが、今回は日常生活用具給付でどうでしょうかという提案ですので、障害者福祉課に見解を伺います。

○松山障害者福祉課長 では私から、日常生活用具につきましてお答え申し上げます。

在宅人工呼吸器使用者の災害時非常用電源を、日常生活用具の品目に追加するか、あるいは災害時個別支援計画を作成することという要件をそこに付すかにつきましては、毎年、行っております日常生活用具給付等検討会というものがございますので、そこで当事者や障害者相談員の声を聞きながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○せお委員 ありがとうございます。検討していただくということです。大事なことですので、ぜひ

来年度予算に組み込んでいただきたいと要望いたします。

最後に、高齢者の住宅あっせん事業に関連して、障害者の住宅あっせん事業についてお聞きします。事務事業概要によると、平成30年度から令和2年度まで、全て利用がゼロですので決算書に載っていないのですけれど、当初予算でも見当たりません。こちらはなぜ利用者がゼロなのか、理由を分析できているようでしたら教えてください。

○松山障害者福祉課長 住宅あっせんについてお答え申し上げます。委員ご指摘のとおり、ここ3年間は実績がゼロという状態でごさいます。平成29年度に1件ございました。

課題といたしましては、年に数件ほど、住宅あっせんのご相談がございます。入居可能な物件を紹介いたしますが、ご本人の希望や障害特性によって、物件とのマッチングが難しいということ、また、入居可能な物件の選択肢を広げるためには、物件のオーナーや不動産業者の障害者理解を進めることが、必要と認識しております。

なお、相談していただいた方につきましては、この住宅あっせん制度ではなくて、ほかの、例えば高齢者住宅等へご入居いただくなどで解決はしております。

○せお委員 理解いたしました。障害者理解のところも大きいと思うのですが、それが民間の共同住宅となると、課題は多いと思います。地域全体で見守りながら、お互いに生活していくことも必要となってきます。第6期品川区障害福祉計画にも地域移行の目標を設定していますので、そのような課題は、今後1人で地域移行していく障害者へもつながります。音ですとか、火事というところで、周りの方の不安が大きいのかと思うのですけれど、そのような詳細な課題へ支援していくのも必要かと思いません。この辺の課題に取り組んでいくことも、検討していただくことを要望させていただきます。

そして意外と関わってくるのが、混浴制限年齢のことです。国の方針の変更に伴い、東京都が混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げました。それを受けて、品川区も同じように条例を改正しています。国や都、区でも議論がありましたが、介助が必要なお子さんがいらっしゃるご家庭へは配慮が必要で、ひとり親で、親と子が異性であると銭湯に行けなくなって、自宅の風呂は狭くて環境が悪く、介助ができない状況だと、本当に困るというお声もあります。

そこで、先ほどの障害者住宅あっせん事業について、今後に向けて条件を見直すことを要望いたしますが、そちらの見解をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 まず、住宅あっせんの課題解決についてでございますけれども、委員ご指摘の音や火事といったような配慮事項、あるいはまた別の障害特性も含めた形での障害者理解や、具体的に住宅あっせんをどう進めるかにつきましては、住宅所管課と連携しながら検討してまいります。また、今、個別の方へのお困りの状況をお伺いして把握いたしましたので、ただ、解決方法はこの住宅あっせんがよろしいのか、あるいは別な方策があるのかどうかにつきましては、相談の中で、きめ細かにお伺いし、対応してまいりたいと考えております。

○せお委員 こちらの住宅あっせん事業の利用者はいないですし、せっかく準備している事業ですので、今後改善をお願いしたいと思っています。

最後に、すまいるスクール運営費についてお聞きします。一般質問でもお聞きしました、医療的ケア児のすまいるスクールでの受入れです。答弁が、「学校とも調整を行いながら、児童の安全かつ適切な支援が提供できるかを見極めつつ、受入れを検討してまいります」という前向きなもので、インクルーシブな環境が近づいて、そして保護者への支援も拡充されるのかなと感じて、うれしく思います。

私は区内小学生の医療的ケア児の人数を正確には把握していないのですが、全てのすまいるスクール

で受入れを行う人数ではないと認識しています。ですので、例えば各地域で1か所だったり、場所を比較的確保できるすまいるスクールを選んだり、そのような検討も必要になると思いますが、そこら辺の検討状況があれば、お聞かせください。

○廣田子ども育成課長 医療的ケア児の受入れについてですけれども、今年度、もう既に医療的ケア児で利用を希望されている児童がいらっしゃるの、何とか受け入れられないかという調整をしながら、規定等の整備を急いでいるところです。今後どのぐらいのニーズがあるかというところを把握しながら、今後の方向性については、また研究していきたいと思っております。

○せお委員 ありがとうございます。ぜひ検討のほう、よろしく願いいたします。

○渡部委員長 芹澤委員。

○芹澤委員 よろしくお願ひします。私からは223ページ、福祉人材確保・定着事業、それと合わせて251ページ、しあわせ食卓事業についてお伺ひします。

まず、福祉人材の品川介護福祉専門学校についてお伺ひします。我々の会派からも、介護福祉専門学校の定員割れについて、人材確保という観点から毎年要望させていただいておまして、改めて現状の人数、あと今のこの定員割れの状況に対して、区の評価をまずお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校の生徒数に関するお尋ねでございます。令和3年4月に入学した生徒でございますが、定員40人に対して24人の方が入学しております。こちらの学校は2年制となっております、現在の2年生が入学時には18人ということで、コロナ禍ではありますが、若干入学生を増やすことができしております。ただ、そうは言いましても、委員ご指摘のとおり、入学定員に対する入学者数というところでは、やはり引き続きしっかりとPR活動等して、生徒確保に向けてやっていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○芹澤委員 それぞれありがとうございました。例年いつも20名程度だったのが、今回少し24名と増えたということで、様々努力をされていらっしゃるのだと思います。

品川介護福祉専門学校を卒業された方々に対しては、結構評価が高いと伺っています。ただ一方で、一部だと思いますが、まだまだあまりいい人材が来ないというような声もあって、これはこちらの卒業生だけでなく、多分この業界の人材が慢性的に不足していることで、なかなかいい人材以外の方も受入れざるを得ないというような環境にあると思っていて、やはりこれを抜本的に解決できるように、少なくとも定員割れが起きないようにしていくべきだろうと思っております。

我々の会派からも具体的に幾つか提案をしておまして、それぞれ今の進捗状況をお聞かせいただきたいのですが、1つ目が、品川介護福祉専門学校の営業職の採用をしてみたらどうかということです。2つ目が、学生の住居支援制度の拡充。3つ目が、平日昼間の時間が難しい方々に対して、夜間、休日、いわゆる通信制の開設。4つ目が、関連資格の取得支援。そして5つ目が、外国人材を使ったアプローチ。この具体的な項目について、何か進捗があればお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 学生の確保策に関するご提案を、何点か頂戴いたしました。

まず、営業職の採用というところでございますけれども、今、介護学校のスタッフ、職員が、現有の体制の中でやれるべきことをしっかりと進めているというふうに、話を聞いております。実際には、コロナ禍でなかなか高校訪問が難しいというところでございますけれども、その中でも、1校でも多くの学校に訪問ができるよう、努力を重ねているというところでございます。

それから住居確保支援でございますけれども、実は社会福祉協議会には、戸数は多くないのですけれども、遺贈された物件を有しております。そちらは現在、全4戸ございまして、そのうち2戸に生徒が

入居しているということで、残り2戸も埋まるように、今、進めているというふうに伺っております。

それから、夜間、休日、通信制等の導入ということでございますけれども、こちらにつきましてはいろいろ、話が大きく全体の経営等にも及ぶ部分がございますので、検討課題とさせていただければと思います。学校のほうにはしっかりと伝えてまいります。

それから、外国人に関してですけれども、今も現に1学年に数名ですけれども、外国人の方が実際に入学している方がいらっしゃいます。ただ、ちょっと話を聞く限りでは、語学のところでなかなか苦労している部分があるということもございますので、こういった対策が有効か、学校と一緒に考えていきたいと思っております。

○芹澤委員 ありがとうございます。

住居支援のところで、なかなか埋まらないというお話は以前から伺っていますが、品川区や近隣に住んでいる方にアプローチしても、そもそも自分の家があるのであまり響かないだろうと思っております。例えば、品川区との友好都市、姉妹都市とか、そういった地方との連携というのをぜひ考えていただければと思います。

外国人についても、恐らく外国人材を求めてこられた方ではなくて、普通に募集して外国人が来ているのだらうと理解しているのですが、外国人にしっかりアプローチをして、語学のところも研修体制をとって、定員割れを防いでみてはどうかという思いもありますので、ぜひあわせてご検討ください。

関連して、しあわせ食卓事業についても伺います。先ほど、しあわせ食卓事業の配送物についてお話があって、当時私も文教委員会にいましたけれども、結構ひどいものが実際にあったというお話がありました。ただ、これも改善していくというお話で、もう既に改善に向かっているだろうと思うのですが、そもそもこの事業を始めたときの資料で、品川区というか全国的に7人に1人、相対的な貧困率があり、ひとり親の中には自分の食事を抜いてでも、子どもに3食食べさせようとしている母親がいる。その家庭に対してアプローチをしていく。食品を配送するという自体はいいことなのですが、現実問題、食品を配送しただけでは多分、その家庭の根本的な貧困問題の解決というのは難しいと思っております。これを通じて貧困の解決につなげていかないといけないと思うのです。

フット・イン・ザ・ドアという話でいいのか分からないですけれども、例えば、今回この小さなSOSを出した家庭に対して、より大きなSOSを感じ取って、職の支援といいますか、食べるほうではなく、仕事のほうの職の支援などをして、それで本当に幸せな食卓が完成するというようなものだと思います。先ほどの話に戻ってしまいますけれども、例えばこのしあわせ食卓事業を申し込まれた方々、SOSを出された方々の分析をしっかりとって、財政的な基盤をサポートするという意味で、ほかでも何でもいいと思うのですが、例えば品川介護福祉専門学校に託児所みたいなものをつくってあげて、ひとり親家庭の方が、子どもを預けながらも仕事の基盤をつくっていただいて、そこで介護福祉士として活躍していただければ、施設もちろん喜ぶし、サービスを受ける側も喜ぶし、ひとり親家庭、貧困家庭の方々も幸せになるのかなど、三方よしなのかなと思うのですけれども。それに対しても合わせてご見解をお聞かせください。

○伊東子育て応援課長 食の支援といいますか、しあわせ食卓事業を通じてというところでございますけれども、確かに食品の配送だけということではなく、様々、ひとり親家庭に対して情報提供というのも併せてやっておるところです。その中で、SOSといいますか、何か相談事があれば、こちらのほうに相談してくださいというようなアプローチはしているところです。

また、職の支援というところも、同じように周知をしているところですが、自立支援というこ

とでやっているところです。

○芹澤委員 答弁に思いやりが感じられなくて。周知はしている、あちらから来ればやるよというお話でなくて、貧困家庭に関してはSOSがなかなか出しづらいというのがもともとにあって、食品の配送という、非常に易しいきっかけのところでSOSを出していただいたので、今度はこちらから入っていかないといけないという思いで質問させていただきました。

介護だけでなく結構なのですが、仕事の支援、財政的な基盤を区がしっかり面倒を見てあげようというような思いを持って、活動していただければと思います。

○渡部委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは225ページ、高齢者社会参加促進事業、259ページ、保育従事職員宿舍借上支援事業、この2つをお伺いしたいと思います。

まず、高齢者社会参加促進事業ですけれども、この事業のうち、今年度から開始いたしました高齢者のスマホ教室について、お聞きしたいと思います。現在、実施しておりますこの教室は、パソコン教室などの実績のある、しながわシニアネットを中心に、運営や講師などをお願いして、開催していると認識しております。

そここでお聞きいたします。まず、高齢者のスマホの保有状況をお聞きしたいと思います。また、利用実態が分かれば教えてください。また、このスマホ教室の開催の目的、そして、実施されている現状や、あるいは課題等が何かありましたら、それなどもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○菅野高齢者地域支援課長 それでは私から、高齢者社会参加促進事業の中のスマホ教室について、お答えいたします。

まず、スマホの保有率というご質問です。令和2年度の品川区世論調査によりますと、70歳以上で57.6%の方が、家庭にある情報通信機器があるということでお答えいただいております。前年度が30.5%ですので、27.1ポイント上昇している状況です。

その方たちが実際にどのように使われているかということですが、今、委員も話しいただいたように、しながわシニアネットと連携しまして、今年度スマホ教室を実施しているのですが、こちらは、ご自身がスマホを持ってきてもらう事業となっております。実際にスマホを持っている方を対象とした事業となっているのですが、倍率が四、五倍程度となっております。大変人気の事業となっているところから、やはり、お持ちとはいえども、スマホをよりもっと使いこなしたいという方が多いのではないかと捉えております。

こちらの事業の目的ですけれども、スマホを高齢者の方がやはり安心して利活用できるように、そして、生活の質がそれによって向上するよということ、こちらの事業を今年度から始めさせていただいております。

課題といたしましては、先ほども申し上げましたが、コロナ禍で定員を6名にしているということ、コースがまだ少なめということもありまして、倍率が大変高くなっているところが課題ではないかと認識しております。

○こんの委員 現状、分かりました。

ご承知のとおり、昨日も総務費の質疑の中で申し上げましたが、国では9月1日からデジタル庁が発足しておりまして、今後デジタル技術による生活やビジネスの変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを進めていくこととなります。そのために国は、自治体で取り組む重点取組事項の1つに、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援、いわゆるデジタルデバイド対策を挙げております。

具体的にこの対策としては、高齢者向けのスマホ教室の実施等となっております、一応、区としてはスマホ教室を開催しておりますが、しかし、今ご答弁いただいた限りでは、定員6名、あるいは講師が少ない、こうした課題で、何ともデジタルデバインド対策としてのスマホ教室とは、残念ながらないという感じがいたします。

そこで、デジタル化の基本インフラ、その一つはマイナンバーの活用ということも言われているわけですが、マイナンバーカードを作成するに当たっては、便利なオンライン申請ができるようになっていきますけれども、オンライン申請のやり方や操作が分からない方々、既にマイナンバーカードを申請するにおいても、デジタルデバインドが起きているという、こうした実態があります。

こうした実態から、デジタルデバインド対策は喫緊の課題として捉えていただいて、スマホやパソコンなど電子端末を使える方と、使えない方の間に生じてしまうデジタル化の恩恵格差、この解消のためのスマホ教室と対策の強化が必要ではないかと考えます。

そこで、特に高齢者へのデジタルデバインド対策に関して、どのようなご見解をお持ちでしょうか。今後のスマホ教室の方向性についてもお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 高齢者のデジタルデバインド解消に関しての区としての取組について、ご質問にお答えさせていただきます。

品川区では今年度より、スマホ教室等を実施させていただいておりますが、委員ご指摘のとおり倍率が高く、なかなか教室としてまだ十分ではないというところは、私のほうも認識しております。倍率が高いということで、今年度、例えば、平塚ゆうゆうプラザ等の指定管理者に、自主事業としてスマホ教室のお願いなどもしまして、こちらでも実施させていただいております。また、東京都のほうではスマホ教室を実施するというので、各区に意向調査を現在しております。そちらのほうにも手を挙げさせていただいております、12月開催に向けて都と調整しているところです。このように、様々な手法で多くの区民の方が、スマホ教室を受講できる機会を求めてきているところです。

そうは申し上げても、まだまだ、いろいろなスマホ教室に対する需要等が多いということは認識しているところですので、今後、教室の拡充を検討していきたいと思っております。

○この委員 ご説明ありがとうございます。ご認識、分かりました。いろいろとこの先も進めていってほしいということですが、いずれにしても、この高齢者へのデジタルデバインド対策については拡充していく、こうした動きが確認されましたので、どうか講師の方も増やす、また定員も増やすなど、二重三重のスマホ教室の強化をお願いしたいと思います。

次は、保育従事職員の宿舍借上についてですけれども、こちらは私立保育園で雇用する保育士の宿舍借上を行う民間の会社に対して、その経費を一部助成することによって、保育人材の確保、定着、離職防止を図るための事業が実施されていると認識しております。よい保育士、幼稚園教諭があって成り立つもので、その確保は子どもたちの保育、教育環境に直接影響するものといっても過言ではないと思っております。

そうした意味から、待機児童解消や保護者の就業支援、この一役を担っているのも、保育士も幼稚園教諭も同じだと思っております。私立保育園の保育士だけではなく、今申し上げた対策の一翼を担っている幼稚園教諭、こうした方々の家賃補助も今後必要ではないかと考えるわけですが、その点についてのご見解をお聞かせください。

先ほど、午前中に西村委員からのご質問もあって、答弁には私立保育園の給与水準、あるいは人材確保の困難実態を調べますというお答えでしたが、早急に調査をしていただいて、こうした対策を検討い

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 宿舎借上制度を、私立の幼稚園にも拡充ということでございます。午前中の質疑にもございましたとおり、区として実態のほうをこれから細かく調査させていただいて、どういったところで処遇の差が生じているのかですとか、あるいは幼稚園教諭のほうがどの程度人材確保が難しいのかというところは、今後、丁寧に調べていきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、226ページの障害者福祉費に関わって、聴覚障害者支援について伺います。今年、ついに品川区手話言語条例が制定され、当事者の皆さんから大変喜ばれています。本当によかったと思います。今後は、この条例を実効性あるものにしていくことが重要です。そうした思いで質問させていただきます。

まず、手話を含めた聴覚障害の理解促進についてです。既に条例を制定した自治体では、手話を学ぶ機会の確保や、学校における手話の普及、手話通訳者等の確保・養成等、手話を使いやすい環境の整備、事業者への支援など施策を行っていますが、品川区手話言語条例にも、手話を必要とする者が安心して生活することができる地域社会を実現する、この目的のために、手話に対する理解の促進および普及を推進すると、基本理念に書かれています。

品川区は、手話の理解促進・普及をどのように進めていく考えなのでしょうか。伺います。

○松山障害者福祉課長 区の手話言語条例の理解促進を進めていく方策についてです。手話言語条例制定に当たりまして、4つの団体、品川区聴覚障害者協会、手話サークル、品川区登録手話通訳者の会、明晴学園、この4つの団体を中心にこれまでも進めてまいりました。現在もちろん、その4つの団体と意見交換しながら、丁寧に進めているところでございます。やはり当事者や支援者の意見を聞きながら進めていくというのが、品川区の大きな方向性でございます。

○のだて委員 ぜひ当事者の方々のお話を聞きながら、進めていっていただきたいと思います。今回、この手話言語条例が画期的だったのは、これまで手話が禁止された歴史があるということなのです。昔は日本語が身につかないという理由で、学校での手話の使用を禁止されました。耳が不自由な子に、口話法、口でしゃべって教育をしていたため、聞こえない子どもたちは日本語の習得も十分にできず、手話の使用も禁止されたので、自分らしくあること、アイデンティティの喪失にもつながっていきました。こうしたもとの、ろう者は必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした差別を繰り返さないために、何が必要だと区は考えているのでしょうか。伺います。

○松山障害者福祉課長 委員ご指摘の歴史的な部分というのは把握しております。実際、今は、その歴史的な部分というのは一切ございませんし、例えば、直近で区の職員向けに実施した手話体験講座の中でも、聴覚障害の当事者が講師となりまして、実体験をもとに歴史的な話も交えながら、講義いただいたというところでございます。当事者が講師となって、区の職員に対して講義をしていただくというところは、職員側の心にも非常に響いたところでございますので、まずは当事者の話を聞くというところから、理解を進めていきたいと思っております。

○のだて委員 当事者の意見も聞きながらということで、それが障害者施策にとって重要なところでもありますので、ぜひそうやって進めていっていただきたいと思います。やはり手話というのは、ろう者の方にとって生活していく上で不可欠なものであります。私たちが言えば、しゃべると言われるようなことでありますから、こうした人権侵害を繰り返してはいけないと思います。私もこの手話言語条

例の制定に当たり、学ぶ中で、学校での手話が禁止されてきたことを知りました。ほかにも昔は結婚を断られるとか、不妊手術をされるとか、様々な差別がありました。こうした差別されてきた歴史を伝え、繰り返さないことが必要です。

また、聴覚障害者協会の方々との懇談をした際も、ろう文化についても理解をしてほしいという話がありました。例えば、お店で注文をしたときにうまく伝わらず、違うものが出てきたとか、携帯電話が普及する前の話ですが、出かけるときに待ち合わせをしたけれども、相手が遅刻したときは待つしかないとか、子育ての際にも赤ちゃんの泣き声が聞こえない、などです。こうしたろう文化やこれまでの歴史などを踏まえた、聴覚障害全体の理解を進めていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

理解促進、差別克服へ、区内でどういう差別や文化があったのか。聞き取りや資料収集をして、冊子を作ることや、講演会の開催を求めますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 現在、パンフレットとか動画配信に向けて、作成しているところでございますが、それは区民への理解促進を進めるという大きな目的でございます。その中では、差別に特化した歴史というのを作成しようというのは4つの団体から出ておりませんので、区民の方々にどうやって自分たちを分かってもらうか、というところに終始したものとして考えております。全体の中では何かしら、先ほど申しましたように区職員向けに実施した手話体験講座では、ろう文化の講義もございません。例えば時間認識ですね。11時10分前とは言わずに、10時50分としっかり言うとか、そういったような手話に関わる中でろう文化というの、その中で伝えていただいております。

○のだて委員 差別に特化したものではないということで、特化するということではなく、そういった歴史があったことやろう文化を、先ほどもありましたけれども、ぜひ伝えていっていただきたい。そういった中で様々な方面から理解が深まると思いますので、そうした歴史や文化を含めた内容での検討をいただければと思います。

次に、環境整備について伺います。まず、先ほど区の職員の方に手話体験講座をしたということがありましたけれども、やはり団体の皆さんからも、職員への手話講座ですとか研修をしてほしいということで要望が出ております。実際に当事者の方が窓口で相談した際に、質問に答えてもらえなかったということなのです。区民から質問されたら答えられるように、職員の手話講座はさらに進めていただきたいと思っておりますし、手話ができて意思疎通ができるようにしていただきたいと思います。

それとあわせて、障害者福祉課の窓口到手話通訳者は今、月曜日と水曜日の午後、金曜日の午前中にいらっしゃると思うのですが、行く日が限られてしまうということも言われておりますので、ぜひ手話通訳者は毎日いるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず区役所でのご質問に対しましては、手話というのはやはり言語なので、一つの言語を習得するまではかなり。手話通訳者の方々は本当にプロフェッショナルな方ですので、区の職員は挨拶程度、あるいは区の身近なことを紹介したりする程度というふうには認識しております。そのほかにも手話通訳のタブレットですとか、筆談とか、いろいろな方法でコミュニケーションを円滑にとればよろしいかと思っております。

また、委員ご提案の手話通訳者の毎日配置ということですが、本年度から配置日数を1日増やしまして、現在週3日としております。増やした手話通訳の利用状況ですとか、区全体の手話通訳者派遣の状況を考えると、今のところはすぐに日数を増やすのは難しいと考えております。

○のだて委員 ぜひ、毎日配置できるようにしていただきたいと思いますし、一般の方が手話をできるようにも……。〔時間切れにより答弁なし〕

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 253ページ、毎年聞いております、保育園給食放射性物質検査費ですが、これはいつまでやるのですかということ。もう当初の目的は果たされたのではないのでしょうか。

そして、257ページの公設民営化ですが、これの目的は何でしょう。改めてお聞きします。

そして、241ページの児童センター、職員の確保は計画的にできていますかということです。

最後に、すまいるスクールの件で、お弁当の話が出ました。長期休業のときのお弁当ですが、すまいるスクールに限らず、アレルギーの問題はあるにせよ、教育的な観点からすると、お弁当は大切な文化だと思います。なので、長期休業のときはその思いにはせて、しっかりと親の役割を果たすための、これは親教育の一つではないのでしょうか。面倒くさいとか大変だというだけで、それに替わるようなものをしてはいけないのではないかと、区がやるべきものではないのではないかと。私の考え方は古いのでしょうか。ぜひお答えください。

○初貝保育教育運営担当課長 今、委員からご質問がございました保育園給食放射性物質検査の件でございますけれども、昨年度はヨウ素とセシウムという物質に関しまして検査を行っているところでございます。今後に関しましては、また状況を鑑みまして、一旦休止という方向で検討しておりますが、社会情勢等々を鑑みまして検討してまいりたいと考えております。

続いて、公設民営保育園の目的でございますけれども、今現在、公設民営保育園は期間限定の園というところがございますけれども、そちらは一時的な保育需要の増加に対応するために実施しているところでございます。

○廣田子ども育成課長 児童センターの職員の確保ですけれども、現状は何とか、児童センターに関しては施設管理もありますので、定数分は今のところ欠けてはいない状況なのですけれども、ただ、この職種に限らず、構成が若い層とベテランというところがあって、育成の部分には課題があると思っていますので、何らかの工夫が必要と思っています。

すまいるスクールの昼食のことですけれども、先ほどお話しさせていただいたとおり、区としては、理想というか考え方といたしましては、やはり児童の食事の量であったり内容、嗜好、アレルギーなど、子どものことを一番よく知っている保護者の方が準備していただくのが望ましいと考えております。ただ、お弁当にしてほしいという意見も多くあるのは、就労等で負担が大きいということなので、我々としては、手作りにこだわることなく、冷凍食品と手作りとか、買ったものを混ぜるとか、親御さんが選んでいただくことがいいのではないかと考えているのですが、区を「全部手作り」というふうに考えてしまいますと、苦しくなってしまうのかなと考えているところです。

仕出し云々に対しましては、区がやりたい、やりたくないという以前の問題で、実施に関しては現時点では課題が多いと考えているというお話でございます。

○西本委員 放射性物質検査は中止の方向で、ということなのですが、もう10年以上です。オリンピック・パラリンピックでも、福島産であったり、いろいろな国から、お隣の国からもいろいろ言われましたが、でも、風評被害ということを払拭するためにも努力されているわけですから、やはり流出しているものについては、責任の所在がやはり違うと思うのです。なので、今後早急に考えを改めていただきたいと思えますし、実行に移してください。これは継続的に、載っている以上は質問をいたします。

次に、民営化の話です。民営化しますよね。なぜ民営化するのですか。公立保育園の意味は何でしょうか、ということです。先ほどありましたけれど小規模保育事業の定員割れ、これ、いずれは定員割れ

になりますよということを私は大分前から言って、指摘させていただいております。なので、待機児童解消で保育園を増やすのは必要なことだけれども、いずれは子どもの取り合いになりますよと。そういうときに保育行政はどう考えていくのですか。民間の活力を活用するのはいいけれども、品川区として、要は保育の質という形になりますけれども、保育行政は今後どう考えていくのですか。潰れていきますよ、小規模保育事業は。潰れていきます。子どもが少ないのですから。それをどういうふうに運営していくのですかということをお聞きしています。

そして児童センターの件です。私は児童センターというのは、品川区の財産だと思っています。学校に行けないお子さんとか、子どもたちの居場所、お母さんたちの居場所、いろいろな意味での役割がすごく詰まっているところなのです。先ほども答弁にありました、育成の問題が大変だ、そうなのです、若い方に、すぐにできるものではないのですよね。なので、職員を育ててください、だから、計画的に職員をとってくださいね、育ててくださいねということを、大分前から言っております。そして、児童相談となると、ますます児童センターの役割が大きくなってまいります。なので、期待を含めて、今後の在り方、それから老朽化もしているので、改築の計画があるのかということ、それをお答えください。

そしてお弁当の件ですが、別に手作りしてくれと言っていないのです。関わるということです。子どもに関わってくださいと。面倒くさい、大変だ、だから、税金を使っているのですか。違うでしょう。教育なのです。親教育ですよ。子どもにどう向き合っていくのか。中身はいいのです、工夫すれば。そういうことを言っているので、お答えください。

○立木保育課長 先ほどの給食の放射性物質の検査は、これまで一定の成果があったということで、令和3年度をめどに休止ということで考えております。

民営化の件に関しましては、1つは費用の面です。また様々な運営形態をとって切磋琢磨してやっていくというところ、今後、公立保育園は地域の中でしっかり中心となって、中核的な施設としてやっていくというところが一つございます。そうした意味も含めまして、今後の品川の保育行政、量も含めまして、どういった形でやっていくのかという検討をしてみたいと思っております。

○廣田子ども育成課長 まず、児童センターのことなのですけれども、児童センターだけではなく、今後児童相談所もできまして、ファミリーユ西品川のところにフリースペースを入れたりという形で、様々な機能を入れた子ども未来部の分室をつくったので、それぞれの施設をどう活用していくかということは、今、整理して考えていく時期になっていると思っておりますので、今後とも頑張りたいと思っております。

すまいるスクールにつきましては、お食事の関係ですけれども、保護者のお気持ちも受け止めながら、子どもたちにとって何が望ましいかということをお考えながら、努めてまいりたいと思っております。

○西本委員 それぞれありがとうございます。児童センターは本当に私、期待しておりますし、これは大切なので、これからますます役割が大きくなってくると思いますので、お考えいただきたいと思っております。

お弁当については、教育というものもあります。大変だという気持ちも分かります。でも、親としての役割、お願いいたします。

○吉田委員 私からは、西本委員の給食の放射性物質検査について、関連質問させていただきます。すみません、私のほうも毎回ですが。

東京電力は9月13日、福島第一原子力発電所の汚染水を処理する多核種除去設備、ALPSで、排気中の放射性物質を吸着するフィルターが、25か所中24か所で破損していたことを明らかにしまし

た。2年前の点検でも、25か所全てで破損が見つかっていましたが、東京電力は当時公表せずに部品を交換、再発防止も講じていなかったとのこと。その後、9月30日には汚染水浄化設備の排気フィルター全76か所のうち、4割超の32か所が破損していたと、東京電力は発表しました。この不祥事の責任は全て、東京電力と国策として原発を推進してきた国にあります。

しかし、原発事故後の状況が安全からは程遠い状況にあり、そこから区内の子どもたちの食を守る責任は、区にあると考えます。子どもたちの給食の放射性物質検査はやめるべきではないと考えますが、見解を伺います。

また、以前の文教委員会で、今の検査方法は検査としてふさわしくないという趣旨の議論があったことを承知しております。今は事故直後と状況が違い、継続して食品の放射性物質検査をしているいろいろな団体のデータの積み上げから、放射性物質を取り込みやすい食材は分かっています。測定の継続と併せて、放射性物質を取り込みやすい食材に絞った単品検査への転換を求めますが、あわせて見解を伺います。

○初貝保育教育運営担当課長 ただいま委員からご指摘ございました、放射性物質の検査でございますが、区では以前から、放射性物質検査を続けているところでございますけれども、今まで基準値を超える検査結果ということはございませんで、実施体制を見直しながら続けており、本年度も一部検査を続けてございますが、一定の成果があったというところを認識しておりますので、一旦検査のほうを来年度は休止する予定でございます。来年度以降、また状況に変化がございましたら、その際は再度検討しまして、再開等も考えているところでございます。

また、食材が安全かということでございますけれども、我々としては安全ということで、また単品検査は実施しないということで考えております。

○吉田委員 今、流通している食品は安全ということで、例えば福島などはすごく検査をしています。なので、福島の食材は本当に、今、一番安全だと言われているぐらいです。風評被害のこともあります。風評被害を起こしているのは、先ほどご紹介いたしました東京電力の無責任体質、それから今、国は汚染水の海洋放出も検討しております。風評被害はこういう体質が生んでいると認識しております。厄介なことに放射性物質は目に見えませんが、無味無臭のため、安全性は検査でしか確認できません。ぜひ、それを行うためにも、区としての検査の継続を求めますが、改めて見解を伺います。

○初貝保育教育運営担当課長 委員からご指摘いただきました放射性物質の検査に関しまして、繰り返しの答弁になってしまいますけれども、今まで区としましては、放射性物質の検査を継続してきております。その中で、一度も基準値を超えるような放射性物質は検出されていないということを鑑みまして、こちらの検査は一定の役割を果たしたということで、来年度に向けて休止ということで考えております。

○吉田委員 一定の成果を果たしてきたことは認めます。ですので、今後も継続して、その責任を果たしていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、成果報告書28ページの認知症高齢者支援事業、そして時間がありましたらヤングケアラーの質問をしていきます。

まず、認知症サポーターです。今年も世界アルツハイマー月間に合わせまして、区役所は3階連絡通路にて、発症前、認知症と気づいたとき、落ち込んだとき、うれしかったとき、現在と、5つの事項に分け、当事者の思いを紹介するなど、認知症啓発に常にご尽力いただき、ありがとうございます。引き

続き、ご支援とさらなる周知活動をお願いいたします。

この周知の部分で、何度も触れていますが、認知症サポーターについて質問いたします。

現在、品川区には約1万8,000名のサポーターがいらっしゃいます。厚生労働省では2020年度の1,200万人のサポーターを養成したいと数値目標を掲げておりますが、区として、現在の1万8,000人、この人数というのをどのように捉えているのでしょうか、教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーターに関するお尋ねでございます。区では、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域といったところで認知症の方、それからご家族を手助けする認知症サポーターの養成を、推進しているところでございます。現在、区が実施する養成講座を受講いただいた方を、サポーターとして任命させていただいておりますが、本年9月末現在で、延べ1万8,568人の方に、これまで受講をいただいております。

こちらのサポーター養成講座は出前講座で、対面形式が基本になりますので、昨年度はやはり一昨年度までと比べますと、受講者数は苦戦をしたという1年間ございました。その後、オンライン形式でも講座を実施すべく、委託先である在宅介護支援センターに研修を行っているところでございます。

引き続き、認知症の人と関わる人が多いことが想定される方々に対して、しっかりと推進していきたいと思っております。

○松澤委員 1万8,568人、私は他の区等もいろいろ見ましたけれども、サポーターの人数は着実に増えているのかなと感じております。それは行政のご努力であり、また、区民の意識の表れかと思っております。

一方でこのサポーターの皆さんから、活動があまり活発に行われていないという声や、地域での自主的な活動につながらない、認知症サポーター自体があまり知られていないなどという声も、実際に聞こえます。前回の答弁で、サポーターの活用についてはレベルアップ事業として、認知症の養成講座の講師資格を持つキャラバン・メイトの講習につなげていくような取組を進めておりますが、これからこのサポーターの皆様の方向性をどのようにしていくのか、教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症の正しい理解の普及啓発というのは、国の認知症施策推進大綱でも一番最初に掲げられているように、とても大切なテーマだと認識しております。その上で、1人でも多くの理解者、支援者として認知症サポーターになっていただくということは、本当にしっかりと推進していく必要があると思っております。

一方で、そのサポーターになっていただいた後の展開につきましては、これまでも様々、ステップアップ講座ですとか、今、委員からお話がありましたようにキャラバン・メイト、こういったところを用意させていただいておりますが、こちらにつきましても引き続き、いろいろな形で、要は受けっ放しにならないように、なりっ放しにならないような展開についても、考えていく必要があると捉えているところでございます。

○松澤委員 おっしゃるとおり、私もその受けっ放しにならないような支援というのが大切だと、思っております。

仮に、このキャラバン・メイトの講師をこれから普及させていこうという考えの中で、自治体独自の研修などを開催しているところも多くある中、例えば、品川区では、特に難しいとされる認知症のBPSD対応を分かりやすく特化して教える、また、回想法というのですか、昔の経験、思い出を語る、そういう方法を学んでいると思っておりますが、そういったものに限らないで、コミュニケーション技法だったり、ユマニチュード、フランスから最近入ってきた介護ワードですね、簡単に言いますと、見る、話

す、触れる、立つ、介護の中では当たり前とされて、賛否両論あるとは言われますが、このように具体的なアプローチ、こういったことを講座内容に組み込んでいくというのは、大変有効かなと感じております。様々な工夫、情報共有が有意義な講座をつくっていくと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーター養成講座で講師を務めていただく方を、キャラバン・メイトというふうに呼んでおりますが、その方たちが研修でこういったことを教えるかというのは、基本的には全国キャラバン・メイト連絡協議会というところが作成しております標準教材、これを用いているのですね。なので、基本的にはそれに沿って、サポーターの方はお一人おひとりが地域で何ができるか、こういったことをテーマとして教えているところでございます。

サポーターの大きな特徴として、気軽にこの講座を受けていただける内容であること、これも一方で重要な視点でございますので、委員からいただいたご提案も含めて、受講しやすさとの兼ね合いといったことも考えていく必要があると思っております。

○松澤委員 講師研修というのは、私も学びの進化と捉えます。

基本的に一般区民が多いこのサポーター、要はボランティア活動ですね、そういうものを中心とした、自発的に活動を起こさない、やり方が分からない、そういった課題を解決するには、活躍できる場所づくりであったり、きっかけづくりが重要だと思っております。先日、若林委員からもお話がありましたボランティア、これに関しては強制的に活動するものではない、私も全くそう思います。やはり一緒に活動したいと思う雰囲気づくりが大切です。

私がこの仕事につく前から、ボランティアをやってやらせてもらっています、みんなの談義所しながわという団体があるのですけれども、たしか品川区ともよく一緒に作業していると認識しております。ここでは、本人ミーティングも含めて、ファーム・エイド東五反田に協力して、当事者、職員、医療、サポーター、ボランティア、子どもたち、町会、自治会、要はみんなが一緒になって、次はこの事業に挑戦しよう、そういうことを日々楽しみながら、緊急時に備えた日常からの地域コミュニティの形成に大変力を入れております。

このような活動をしている団体も多くありますので、行政のほうでサポーターをはじめ、しっかりとこういった団体などを紹介していただいて、ボランティア活動のきっかけをつくる、知ってもらう、このような取組みから進めていければ、認知症の人との出会いがない、活動がない、そういった課題に対して進めていけると思いますが、ご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーターの方々は、委員おっしゃるとおり広い意味でのボランティア活動になるかと思えます。したがって、我々の考え方としては、まず、本人の自発的な意思を尊重する、こういう姿勢で取り組んでいくことが大事かと思っております。それを踏まえた上で、一方で、やる気のある方といいますか、もっと学びたい、関わりたい、サポーターとしてしっかり活動していきたい、こういった方がより具体的なご自身の活動イメージを持てるようにというのも、しっかりと取り組んでいかなければいけないと認識してございます。

その上で今、私どものほうで進めておりますのが、認知症ご本人の方からのメッセージを発していただく、こういった機会を、例えば講演会ですとか、こういったところでもお話をいただいたりということで進めているところでございます。

○松澤委員 あとは一般質問で聞きたいと思えます。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時15分休憩

○午後3時35分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。たけうち委員。

○たけうち委員 245ページの児童相談所移管推進事業、268ページの生活保護費で伺いたいと思います。

児童相談所移管のほうなのですが、児童虐待の報道が様々出ていまして、またこの間コロナ禍で増えているのではないかと思うのですが、その辺の令和2年度と、また令和3年度の現状までの相談、また虐待の発生件数等の状況を教えていただきたいと思います。

それから、生活保護費のほうは、先ほどコロナ禍で今増えているというお話もほかの委員への答弁がありました。以前にも質疑で出しましたが、ケースワーカーが一人で面倒を見ていらっしゃる生活保護の方は、大体品川区は100人ぐらいと聞いているのですが、それがこの増えている中で、今どのような感じになっているのかと。また、コロナ禍で家庭訪問、お宅を訪問することについて何か支障があったりとかどうなっているのか、その辺の状況を教えてください。

○山下子ども家庭支援センター長 ご質問いただきました品川区の児童家庭相談、虐待を含めての実施状況でございます。令和2年度につきましては、相談総数として1,059件ございました。そのうち、虐待は647件ございました。令和3年度におきましては、令和3年9月下旬の段階での数字になりますけれども、相談件数として545件、うち虐待のほうは足し合わせますと368件ということで、その相談件数に占める虐待の割合が若干上がっている状況でございます。

○櫻木生活福祉課長 ケースワーカーが抱える受給者世帯数でございます。令和3年3月末の数字になりますが、一人当たりの世帯数は100.2世帯ということでございます。

また、支障ということですが、令和2年中は緊急事態宣言等が発令された間は、なかなか家庭訪問は緊急の場合を除いて実施しづらいという状況がございましたので、それに代わるものとして、電話等でコミュニケーションを取っていたという状況でございます。

○たけうち委員 児童虐待ですけれども、本当に皆様もテレビを見て、最近摂津市で3歳の男の子が熱湯をかけられてという非常に痛ましい事件がありまして、報道等でしか分かりませんが、あれを見る限りだといろいろなところにSOSを出していたと。親はもちろん、また家に住んでいる方、また関係者の方々のところにもSOSが出ていたのだけれども、守れなかったという状況があります。

これについて、もし分かる可能な範囲で結構なのですが、これはなぜ守れなかったのか。また品川区にこれから児童相談所ができたときにこういったケース、またあくまで報道されているところしか分かりませんが、品川区だったらどのような形でできるのかということ、難しい質問かもしれませんが、お答えをいただきたいと思います。

それから、生活保護のほうです。緊急事態宣言等で、これが不要不急に当たるのかなと思うところは非常にありますけれども、ただコロナ禍で感染予防とかいろいろなことを考えて、お互いのために電話相談ということもありました。

そうした中で、これも報道で大変恐縮なのですが、今、「『みなし運用』疑問の声」という報道がありまして、これは中野区の場合です。生活保護の場合は一定の訪問をしなければいけないという中で、なかなか会えない方もいると。また会えない件数も多いという中で、一定会えないときにメモを

残しておいて、向こうからケースワーカーに電話があった場合には、それは訪問したとみなして報告をするということの中野区でやっているそうです。これについてどうなのだという声も挙がっている。また、台東区ですとか板橋区、新宿区などは実際に会えるまでそれは数に入れないというところもあるそうなのですけれども、大変な中、件数も多い中で、実際どうすればいいのかということもあるのですが、品川区の場合はどのように考えるかということをお教えください。

○山下子ども家庭支援センター長 今、摂津市の事例を引き合いにご質問をいただきました。その以前にも、今年度中も各種報道等では痛ましい事故といたしますか事件といたしますか、報道されているところは承知してございます。

私どもも報道ベースでの情報にはなりますけれども、継父の方がいらっしゃることを承知していなかったのではないかとすとか、ちょうどその事件があった時期には、保育園が新型コロナウイルス感染症の影響で休園していたというような報道等に触れております。それゆえ、もともと関係機関のほうで依頼をしていた見守りがうまく機能しなかったのではないかとというような情報を聞いております。

仮に品川区でというような場合ですけれども、やはりその見守りというのが、新型コロナウイルス感染症等々の影響で、通常であればできることができなくなるということは想定され得ますので、電話での確認であったりまたほかの手段を用いて、しっかりと見守りをしていく体制を構築していくということが何より大切だろうと考えております。

今現状としては、児童相談所はあくまで東京都の児童相談所になりますけれども、品川区といたしましては要保護児童対策地域協議会という枠組みの下で、地域分科会でありましたり、ケース会議、ということで、東京都品川児童相談所と連携をしまして対応にあたっているところでございます。これがまた（仮称）品川区立児童相談所ができた場合には、やはりその見守りでありましたり、連携という部分でより円滑に進むものと思っておりますので、そのような体制を構築し、区内でこういった残念な事件につながらないように努めてまいりたいと考えてございます。

○櫻木生活福祉課長 生活保護制度における家庭訪問についてでございます。

生活保護受給世帯については、定期的にケースワーカーが家庭訪問をさせていただいているところなのですが、原則として訪問回数につきましては、国や都への報告については不在の訪問は含めるということで報告を上げさせていただいているのですが、実際の家庭訪問の目的としましては、世帯の実情を把握してその世帯に応じた支援を行うということでございますので、品川区としましては不在訪問はカウントせずに、実際にお会いできた、訪問できたということで、方針を固めているところでございます。

○たけうち委員 生活保護のほうは分かりました。いろいろとありますけれども、しっかり実態に合わせてきめ細かい対応をお願いしたいと思います。

虐待のほうは、今日皆様も多分ご覧になっていると思いますけれども、江戸川区は既に児童相談所がスタートしていますけれども、AIを活用して電話対応している。効率化に加え、電話にチャットのように文字が出て、それで場合によってはそれを見た上司がその場で電話のアドバイスをしたりとか、また事務の手続きもそこで記録されていくので、そういうのが軽減されると出ていました。

江戸川区は12年前にやはり小学1年生の児童虐待があって、それを区が救えなかったということで、いち早く児童相談所を立ち上げて、今取り組んでいる中でそのようなAIを活用した電話対応なども今日報道されていましたが、今後品川区もこういったものも含めてまた様々な対応で、そのときの江戸川区の反省としてはやはり救える命を救えなかったという、一歩踏み出せなかったということが

あったようですので、そういうことがないようにぜひお願いしたいと思いますけれども、何かございましたらよろしく。

○加島児童相談所移管担当課長 AIを活用いたしました児童虐待のリスク判定につきましては、複数の自治体で既に実証が始まっているということは認識しております。重篤化しやすいケースを過去の相談対応などの記録から統計・分析し、対応できるという点が一番の利点だと思っております。区立児童相談所は開設当初、年若い職員で支えていくこととなりますので、そういったツールの活用についても区のほうで研究をしてみたいと考えております。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 253ページの区立保育園運営費で、休日保育の申請手続きについて伺いたいと思います。あと、271ページの生活保護費の扶養照会について伺いたいと思います。それから、237ページの児童発達支援センターについても伺いたいと思います。

まず、区立保育園の休日保育の手続きについて伺いたいと思います。病院に勤務する看護師から相談を受けました。夜勤もまた日曜・祝日勤務もある仕事で、またコロナ患者の対応もあり、現場では大変な激務が続いている中での子育てということでした。

休日保育を申請する手続きなのですが、保育園に夕方5時までに行き、申請書類を園長先生の前で書いて、その場で渡さなければならないという仕組みになっているということでした。いつもお迎えは6時過ぎになってしまっていて、休みの日とか夜勤明けなどのわざわざ5時に間に合うように保育園まで申請書を書きに行かななければならないという仕組みなので、何とかこの申請書を家で書けるようにしてもらえないかということで、園長先生のほうに相談したということなのですが、区の決まりになっているので変えられないと言われたということでした。

私のほうからちょっと課長のほうに相談したのですが、検討には時間がかかるということではなかなか改善がされませんでした。それで今回質問させていただくことで通告をしたものです。そうしたところ、最近手続きの改善がされたと伺いました。いつ改善がされたのか、また改善の中身はどういう改善になったのか、確認をさせていただきたいと思います。また、改善されたことの保護者への周知がどのようにされたのかについても伺いたいと思います。

○初貝保育教育運営担当課長 今、委員にご指摘いただいた休日保育の受付方法の変更に関しましては、区のほうでも平素からもこのコロナ禍でも利便性の向上を考えておりました。具体的な改善の中身としては、今までは保育時間というところで、8時半から17時という間にその場で書類を書いていただくというような手続きになっておりましたが、その保育園の開園時間から受付が可能ということになりまして、かつ書類に関しましてもその場でというよりも、一回書類をお渡しして後日持ってきていただければ受付が可能という形に変更をしたところでございます。

ただし条件がございまして、区立の在園児のみというような形でありまして、その場で予約の確定ができるということではなくて、後日またご連絡というやり取りが必要というところはございますけれども、そういった形に主なところで変更しております。

それと、あとは周知方法に関しましては、保育園のほうで保育児を通じて周知を行うことや、今までよく利用されている方に対して周知をしているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 そうしましたら、いつ改善されたのか、その時期についても伺いたいと思います。

それから、そうするとその申請書は、今までは自宅で書くようにということではもらえなかったのですけれども、もらって自宅で書いて、例えばこの方ですと6時とか7時とかに保育園に迎えに行くとき

に出しても大丈夫だということで確認させていただいてもよいでしょうか。そのことと、改善された時期について伺います。

○初員保育教育運営担当課長 改善された時期でございますけれども、保育園のほうには9月18日以降周知をしておりますので、それ以降、そういった形で保育園のほうでは対応を変えているところがございます。

あと、17時以降に出していただいても構わないというような形で対応を変更しているところがございます。

○鈴木（ひ）委員 改善されてよかったと思います。本当に共働き、シングルの方の子育てだったりとか、その上に職場も大変激務になっているところも多いです。多くの保護者が大変な中での子育てをしているという状況の中で、できる限り保護者を応援するという思いで、保護者のこういった声にも耳を傾けていただいて、改善できるものは改善していただくということで、その姿勢で今後ともしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2つ目の生活保護の扶養照会について伺います。令和2年度の新規の申請者が何人だったのか。そして、そのうち何人に対して扶養照会をしたのか。援助が得られることになったのは1年間で何件だったのか、伺います。

○櫻木生活福祉課長 扶養照会のお尋ねでございます。令和2年度につきましては、新規の生活保護の申請者数は457人となります。うち、扶養照会を行った人数はちょっと分からないのですが、件数としましては982件でございます。うち、援助が得られましたのは3件でございます。

○鈴木（ひ）委員 この扶養照会そのものも、前に比べたら大分減ったのかと思うのですが、1,000件近くやって援助が得られたのは3件ですから、そもそもこの扶養照会そのものが必要なかどうかということも改めて見直す時期なのではないかと私は思います。

それで、令和3年2月26日に厚生労働省社会・援護局保護課から出された通知「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」という通知が来ていますけれども、これが現場でどのように、窓口の相談員の方ですとかケースワーカーに徹底されているのかということも伺いたいと思います。この通知では、「『扶養義務の履行が期待できない』と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」のです。これは改正されたわけです。「今般の改正は、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう見直したものである」というふうに書かれています。「各実施機関におかれても、要保護者の相談に当たっては、丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応がなされるよう、より一層配慮されたい」と。扶養照会は、「『扶養義務の履行が期待できる』と判断される者に対して行うものであることに注意する必要がある」と書かれています。

これが現場で徹底されていないという思いがしているので、これをどう徹底されているのか、伺いたいと思います。

○櫻木生活福祉課長 今委員からお話がありましたように、昨年度2月に国のほうから通知がありまして、扶養義務が期待できない者と判断された場合には個別に慎重な検討を行った上で、真に適当でない場合、可能性が期待できない場合は扶養照会を行わないとして差し支えないという通知が出ております。

この通知が来た段階で、課内の係長会を通じて相談員およびケースワーカーに定期的に周知を行っているところです。今後も適切な生活保護の実施に向けて、周知を図ってまいります。

○鈴木（ひ）委員　私はかなり生活保護の相談が多くて、生活福祉課と一緒に相談に行く機会が多いのですが、私はこれが徹底されているようには思えないのです。それで、本当にこの扶養照会があることで、もうそれがあつたらば生活保護を受けたくありませんという方が結構いらっしゃるのです。そういう中で、これをちゃんと知っているのであれば大丈夫ですよ、断絶しているような関係が悪いところに扶養照会はしませんよと、そのように言ってくればいいのですけれども、そのようには言われないのです。

私はそういう場合は、扶養義務の履行が期待できる人以外は照会しませんからということ徹底してほしいのです。大丈夫ですよと言っていたきたいのです。そこを改めて徹底をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　区としましては国・都の通知に則って、それに沿って運用しているところですので、個々の現場の相談員等にもその旨周知して運用していきたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員　現場では徹底されていないというのが私の実感なので、改めてこれを徹底していただくようお願いしたいと思います。

生活保護のケースワーカーの方にしても、相談員の方にしても、本当に困窮したり様々な問題を抱えている方の相談に乗るわけですから、様々な支援の中身だったりとか、こういう変化だったりとか、それから高齢者、障害者、様々な福祉の状況だったりとか、そういう制度そのものも含めて、よく分かった上での相談というのがすごく大事になると思うのです。そういうところでは、そういう機会をしっかりと持って、ケースワーカーの経験の蓄積に組織的に取り組むということをしていただきたいと私は要望させていただきたいと思っております。

3つ目に、障害発達支援センターについて伺いたいと思っております。2020年度までの第1期の障害児福祉計画では、品川児童学園を療育拠点の児童発達支援センターとして設置して、相談機能の強化、療育の充実、保護者支援に取り組んできた。今後は国が推奨する基準、概ね人口10万人規模に1か所を考慮し、平成32年度末、だから令和2年度末までに「児童発達支援センター1か所の増設を旨とす」と明記されていましたが、これはどこに造ることを見通していたのか、伺いたいと思っております。

これだけはしっかりと年度まで明記しているの、令和2年度決算ではこの総括が必要ではないかと思うのですが、なぜできなかったのか、計画実行にどのような努力がされたのか、伺いたいと思っております。

今度新しい計画が作られましたけれども、これは令和5年度末までに少なくとも1か所にとということで、一気に3年間遅れた計画という形になってしまったのです。これがなぜなのかというのが分からない中身になっているので、その点についてご説明いただきたいと思っております。

○松山障害者福祉課長　来期の品川区障害児福祉計画に記載があるという児童発達支援センターの内容ということでございます。

もちろん、その当時は国から10万人に1か所というのが、国のほうでは明記されておりました。最近ではその文言が国のほうではちょっと見当たらなくなってしまったということがありまして、ただし品川区といたしましては、7月に制定しました第2期品川区障害児福祉計画の中で、令和5年度末までに2か所目ということで目標設定をさせていただいております。

前期についてもですが、今期につきましても児童発達支援センターにつきましても、東京都の指定が必要になってきます。実際に東京都に足を運んで、候補先や候補地業者と一緒に相談に行ったのは事実でございます。ただ、今現段階で場所がどこで、どの事業者とは申し上げられないのですが、そのときは東京都のほうで、やはり児童発達支援というのを3階には入れない。品川児童学園のときは大

丈夫だったのですが、それ以降について東京都の指導で、3階については児童発達支援を入れないことというのが示されまして、私たちも非常に困惑してちょっと頓挫しているところでございます。ただ、引き続き第2期の計画に基づきまして、積極的に2か所目の児童発達支援センターに取り組んでいきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。253ページ、263ページの保育園、幼稚園への特別支援巡回相談について。それから時間があれば、区立保育園のネット環境をお尋ねしたいと思います。

まず巡回相談ですが、ほかの委員の方のご質問もありましたけれども、成果報告書にもあるように、大変成果を上げています。保育士、あるいは保護者の方々にも高い評価を得て安心につながっているということ。またもちろん非常にお子さん自身のためにも非常に意味のある事業であると、拡充していただきたいという思いで質問させていただきます。

先ほども少しありましたが、回数増は必要、また増やすというのが成果報告書にそれぞれ出ていましたが、改めて回数増の見通しについて、お尋ねします。

○初貝保育教育運営担当課長 今、委員からお尋ねがございました、区立保育園に関しまして巡回相談になりますけれども、今までも臨床発達心理士、学校心理士、それぞれの巡回相談は増加してございます。一方で特別支援児も増加傾向がございまして、各園のニーズを聞き取りながら、来年度も様子を確認しながら、需要を見ながら、適切な巡回をしていく形で考えております。

○若生保育支援課長 私立保育園の巡回相談につきましても、毎年度新規園ができています、その都度新規園もプラスして回数を増加してきているところです。来年度以降につきましても、拡充してまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。そういった成果のある非常に意義のある事業ですので、今のご答弁にありましたような形で、お子様のニーズに合わせて事業拡大していただきたいと思っております。

ただ、継続的で安定した事業とするためには、この事業の制度的な担保がどうなっているのかというのを確認したいのですが、公立保育園、公立幼稚園、私立幼稚園では経常的経費という形になっていません。一方で、公設民営園、ぶりすくーる西五反田、私立保育園は政策的経費という形になっています。これはちょっと款を越えるのかもしれませんが、政策的経費とこの経常的経費の違いで、例えば極端に言うと、政策的経費だと財政的な様々な事情の中で、この事業が打ち切りになったりということがあつたりするのでしょうか。私立幼稚園は幸いなことに政策的経費から経常的経費となりました。そしてさらに、事項別明細書には、「政策経常化」という記述まで加わっています。つまり、政策の経常化が示されたと思っております。

ということで、一つは政策的経費と経常的経費のその違いと、それからもう一つは、今政策的経費となっている巡回保育を経常的経費という位置づけにさせていただきたいのですが、これは保育関係の所管のほうでそうやって働きかけて決まるものかということも含めて申し上げます。

○黒田財政課長 予算編成上の経常的経費でございますが、これは毎年度経費の額が一定程度になってきているというような判断の中で毎年度考えているものでありまして、予算編成につきましても、その経常的経費の経費にプラスして、全体的な歳入の状況を見ながら歳出予算を編成するということとなりますので、経常的経費だからとか、政策的経費だからということではなくて、この予算編成上の事務上の区分で分けているところでもありますので、必要な事業については必要な予算を編成するという考え

で行っているものでございます。

経常化の考え方につきましては、回数の増減があるとか、今後増やしていくということであれば、一定程度経年推移を見るということもございますので、そういった編成の中で、必要な経費について、一部経常化しているものもございます。

○高橋（し）委員 今、事務的な云々というところですが、「政策経常化」という記述があるということで、私立幼稚園のほうでしっかりこういった事業をやっていく、安定していく、継続的なのだなど私は考えさせていただいたのですが、政策的と経常的というところについて今課長のご答弁がありましたけれども、この点はまた別の機会に伺いたいと思いますが、どちらにしても継続的で安定的な事業として位置づけていっていただきたいと思います。

次に、学校心理士の巡回相談なのですが、保育園、幼稚園のうち、私立保育園だけが行われていません。そのほかの施設では巡回相談が行われています。これは特別支援教育において、保育園、幼稚園と小学校の円滑な接続のために、5歳児の相談体制を整備していただいています。この学校心理士による就学のこういった指導の適切な観点から、学校心理士による私立保育園への5歳児の巡回体制を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 私立保育園への学校心理士による巡回相談のご要望ということで受け止めました。

現在私立保育園では、ご案内のとおり臨床発達心理士による巡回相談のほうは順次拡充しているところでございます。この間、様々特別支援児のほうの受け入れが、以前は区立中心でやっていた部分ではございますけれども、私立園の増加とともに私立園のほうにも拡充してきた経緯がございます。さらに、小学校への接続といったところでの学校心理士の巡回相談の必要性も区としては認識してございますので、今後その検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 最後のところが聞こえなかったです。今後何々進めていきますというところを、すみません、もう一度お願いします。

○若生保育支援課長 学校心理士の巡回相談に関しましても、私立保育園に関して、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。保育園は保護者の方が区と契約をし、区が民間業者に保育委託をしております。ということは、区立保育園と同じように、私立保育園の方も5歳児の同じサービスを受けられるように、そして巡回相談というこの事業の非常に意義のあることを、私立保育園のお子さんたち、あるいは保護者の方々にも受けられるようにしていただきたいと思います。

それで、もう一つの先ほどあった臨床発達心理士のほうの巡回なのですが、今度は逆に公私立の保育園だけですね。ほかの施設では臨床発達心理士の巡回相談が行われていないのですが、いろいろ人材の関係もあるのかもしれませんが、今後どのような見通しでしょうか。

○初貝保育教育運営担当課長 現在臨床発達心理士のほうの巡回相談に関しましては、例えばぶりすくーる西五反田でございますけれども、先ほどお話がありましたが、巡回相談は現在もやっておるところでございます。

○若生保育支援課長 臨床発達心理士による巡回相談ですが、私立幼稚園のほうは現在行っていないところでございます。こちらについては、幼稚園の状況をよく注視して、今後考えてまいりたいと思います。

○高橋（し）委員 臨床発達心理士の方の巡回相談が現在行われていない施設に関しては、今後巡回

相談を行うような形で検討していただきたいと思います。ともに非常に重要で、意義のある事業だと思います。

○渡部委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 229ページ、障害者理解・普及啓発事業ということで伺います。主に、先ほど出ました手話言語条例の制定と併せて伺います。

ここでは、内訳のところでは障害者作品展ですとか、福祉ショップでの啓発だとかという理解事業となっています。やはり障害者理解の施策は、これは多分本当に取組の啓発の一部であって、各事業ごと、各施策ごとに普及啓発が当然ながらある。その確認をまずさせてください。ここにはもちろんとどまらないだろうと思っています。それは、やはり区民だけではなく、人に知ってもらおうというのはどのような政策でも苦勞するところです。特にこの障害者施策は、理解が進むことが本当に悲願というか、代々の方も、当事者もそれから応援する人もみんな思っていることだと思います。

うってつけだったのが、やはりパラリンピックの盛り上がりだと思います。やはりこれはもう日本中が物すごくもう理屈ではないくらい理解が上がったと。最近本当に言われた話で、品川区はすごいねと。これは何を言っているのだろうと思ったら、オリンピック・パラリンピック教育の評価について感想を言っていた保護者の方がいたのです。こういうために過去毎日毎日、という言い方だったのですが、学校でやっていたのだねという、正直それまではぴんと来なかったと。ところが親子でテレビを見て、親自身が、あ、これ学校でやっていたんだねという評価のお話を頂きました。これは本当にこの五、六年の積み重ねで、特に障害者理解は飛躍的に上がったと。

これは私も実感している中で、まず自分自身がそういうスポーツの、あるいはアスリートの活躍を見て、印象がまるっきり変わったと。やはり何かもやもやしたところ、気を使うところがあったのが、まるっきり格好いいもの、すごく何かに長けた、長所である。で、短所もあるという、このオリンピック・パラリンピック教育のリズムのあるようなメッセージ、これはもう本当に振り返ればすごい功績だと思っています。

そんなところで、これはこれで学校教育のところなのですが、所管として、障害者福祉が理解されるにあたって、このパラリンピック等の影響などをどのように感じ取っているか、あるいはどのように期待しているかを教えてください。

○松山障害者福祉課長 私からは、障害者理解についてお答え申し上げます。

まず障害者理解・普及啓発事業、この予算外でどの事業でも障害者理解というのをやっているのではないかと委員のご指摘、そのとおりでございます。特に障害者の方の場合は、施設に通っていらっしゃる場合があります。その各施設において施設の職員が、やはり地域になじむように、今なかなか新型コロナウイルスの関係がありまして行えませんが、おまつりですとか、あとは地域に出ていって一緒に防災訓練をしたりというような障害者理解を進めるということとはございます。

また今回手話の関係では、地域のイベントとして、心身障害者福祉会館で、当事者の団体あるいは障害者の団体、それから旗の台南町会を中心とした町会の方々と一緒に区が共同で障害者対象のイベントを行ったということで、これは理解・普及啓発に非常に役立ったのではないかと感じているところでございます。

2点目、パラリンピックの影響と期待するところでございます。パラリンピックをご覧になった方々が、特にスポーツ以外でも手話通訳のパフォーマンスの方が非常に話題になりまして、この間、手話通訳の勉強をしたいという声がちらほら聞こえてきておりますので、非常にこれから手話通訳者の養成に

力を入れられるのではないかと期待をしているところでございます。

○渡辺委員 本日に今、質問の中に漏れていたなど聞きながら思ったのが、パラリンピックの開会式、閉会式、Eテレなどではまたひらく者の方が通訳するのが特にほかでも取り上げられて話題になったと。まさにタイミングですね。品川区手話言語条例も、積み重ね、積み重ねでいろいろありましたが、苦労もあったやに見ていますし聞いていましたが、7月に制定されて、結果的にとてもいいタイミングになっている。当事者の方、先ほど来答弁もあった4団体中心にという中でも、それぞれの方が共通しているのがこれからだと、スタートだと。より多くの方に理解してほしい、知ってほしいというメッセージが多分軸だと思います。

その中で、実は再発見というテーマで思ったのです。これまでももう本当に今まで地域でも、私が見てきた点がいっぱいあるなど。町会の婦人部の方々がよく手話ダンスとか手話サークルを設けていたりとか、もうとっくに応援している、携わっているという方々が結構な割合でいらっしゃるのです。ただその方々に聞くと、理屈ではなくて手話はきれいだよねとか、あるいは福祉のいいイメージを持っているよねという、もともとそういう方がいると。これは新たに再認識できることだと思います。もともとある応援団体という言い方がよいのか分かりませんが、この点のやはりこれから連携するとかの展開が必要だと思います。

それと、先日総務省の電話リレーサービスという仕組みを資料ベースで知りました。これは7月からで、まだ本当にごく最近で、簡単な説明書きでは「聴覚や発話に困難がある方ときこえる方が、通話オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービス」とあります。

これは総務省がやっていることなのですが、これはやはり知られているか知られていないかで、いきなりこのサービスで電話が来ても、多分うまく機能しないと。区のレベルで言えば、知っていただくというところにつながると思います。ぜひこの電話リレーサービスを、この場も含めてですが、知っていただくという意味も含めての所管としての携わり方を教えてください。

最後、もう時間もないのでぜひ申し上げたいことがあります。先ほど条例が手話言語のところでありました。別に手話言語に限らず障害者福祉全体に関わるのですが、やはり時代というのはあると思うのです。日本全体が今多様性とか共生の理解が高まっている。これはまだまだこれからいろいろな角度に広がっていくだろうというタイミングという意味では、理解と普及事業、今日は決算書ですから、この項目で言う大きなレベルアップのタイミングだろうと。多分それは議会だけではなく、当然ながら多くの区民の方がうなずかれるそのようなタイミングではないかと思うので、その辺の抱負も併せてお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 まず、電話リレーサービスについてお答え申し上げます。委員ご指摘のとおり、電話リレーサービスが7月1日から、公共インフラとして開始されております。聴覚に障害がある方などから電話リレーサービスを介した連絡についての対応ということで、区の職員に周知をしたところでございます。やはり区の職員がまず知るといふこと、そして障害者福祉課としては、電話リレーサービスがあることを積極的に広報してまいりたいと考えております。

それからもう一点なのですが、障害者理解の普及啓発のレベルアップというところでございます。非常に委員ご指摘のとおり、パラリンピック、あとは手話言語条例という非常によい機会を得たというところでございます。当事者の方、あとは支援者の方を含めまして、今かなり詳細に打ち合わせをする機会がございますし、現在も広報しながわの品川区手話言語条例特集号を10月21日号に向けて、4つの

団体とご協力いただきながら今現在進めているところです。こういったような関係性を大事にしながら、今後の手話の理解促進、あと手話を含めた全体の障害者理解促進というのを、一人でも多くの方に支援者を作る、障害者を支え、障害者が逆に支えるような共生社会を目指していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、若林ひろき委員。

○若林委員 219ページの認知症高齢者支援事業と、237ページの障害児者総合支援施設の中の、特に子ども発達相談室について、時間の許す限り確認をさせていただきます。

まず認知症については、認知症サポーターについて伺ってまいります。まず端的に、ステップアップ講座を実施しておられるということでございます。これについて令和2年度、3年度、決算年度と今年度の実績をお聞かせいただきたいのが一つです。それから、これはいつからこのステップアップ講座をやられているのか、教えてください。それから、その講座の内容。内容については、どういう目的といえますか、講座を受講した人に何を身につけていただくのか、知識を得ていただくのか、どのような活動に携わっていただきたいのか、そこら辺の目的を確認させていただきたいと思います。

また併せて、端的にこのステップアップ講座の周知は今までどのようにされたのか、確認をさせていただきます。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーターに関連をいたしまして、レベルアップの講座に関するお尋ねを頂きました。

まず、こちらのサポーターのレベルアップ事業でございますけれども、内容といたしましては、委員おっしゃるとおり認知症サポーター養成講座、要は認知症のいろはのい、基本を習得いただいた方の中でより深く知りたい、勉強されたいという方を対象に、例えばひとり歩きをされていらっしゃる方に対する模擬訓練、それから回想法、それから実際に認知症の体験をしていただく。それから実際に予防に効果があると言われている例えば音楽療法ですとか、そういったものを在宅介護支援センターのほうに委託をして実施しているところでございます。

最近の実績でございますが、こちらもやはり集まって実際に対面でいろいろやるということが基本になっておりますので、令和元年度は回数としては17回実施できておったのですが、令和2年度に関しては残念ながら1回というところで回数が大きく減っているところでございます。またコロナ禍において、あるいはコロナ後を見据えて、また再度軌道修正をさせていただければと思います。

いつからこの講座をやっていたかというところは、すみません、今手元にその詳しい資料がないので何ともいうところはあるのですが、いかにせよやはり周知の方法に関しては、委員お話しのとおり、まだまだ余地があると思っておりますので、しっかり周知を図ってまいりたいと思っております。

○若林委員 ステップアップ講座と私は言っていましたけれども、品川区ではレベルアップ講座ということですね。だからなかなかヒットしてこなかったのかなというのを、すみません、お恥ずかしい話ですが、今気づきました。

それで、周知については、要するにいろはのいを学ぶ養成講座の方に対して周知をするということになると思うのですが、そうすると個別に何か郵送等でこういうのがありますけれどもどうですかというふうにやられているのかどうか、そこら辺を一つお聞きしておきたいと思っております。

続けて、今、回想法とか様々、まさにレベルアップのための内容の講座と理解をしました。私もオンラインリングを持っておりますので、ぜひレベルアップ講座を受講してみたいなど。ただ、残念ながら私の手元にはレベルアップ講座のお知らせが来たことがたしかなかったので、それも含めてどうなっているのかなというのを純粹にお聞きしておきたいと思っております。

ということで、このレベルアップ講座を受けることによって、この方々がまさに基礎講座ではなくていわゆる実地、外に出るとか、まさにその認知症の方と相対してというところのための様々な勉強をされる、また身につけるといふところを経て、実際に現場ではどのように活躍されているのかというのはなかなか見えにくいところ。前に認知症カフェであるとか、そういうところに自発的に行っていらっしゃる方もいますよというお話がございましたけれども、そこら辺、レベルアップ講座を経て実際にどのようなご活用をされているのかも、併せてお聞きしたいと思います。

私は、いわゆるこの福祉の関係、特に認知症の関係をやるときには、やはり一対一の間関係を作らないほうが良いなと思っております。認知症サポーターになろうとなるまいと、やはり普通の日常生活の中でどうしても1人の認知症の方、または認知症が疑われる方、ご近所のその認知症の方はどうしても1人の人に頼るといふ傾向性を感じますので、どうしても日常生活においては一対一の間関係になりやすい。

ですので、この認知症サポーター養成講座、レベルアップ講座を経て、いよいよ認知症の方と相対するときには、ぜひとも一対二、一対三、また一対チームという形でしっかり進めることが、この対人関係の中では大事なのだろうと主張をさせていただきたいと思っております。そういうことで、先ほどの一般質問ではチームオレンジというものがありますよ、国のほうで打ち出していますよねということで聞いかけもさせていただいたところがございます。

今回、先ほどの松澤委員とどうしても話がかぶりますけれども、そこら辺の今後のいわゆるボランティア、組織化も大事だけれどもということで、歳入の質疑のときにありましたけれども、これはしっかり組織化をして、品川区という後ろ盾、お墨付きをつけてチームを作って、一対一の間関係をその中では絶対に作らないというチームづくり、組織づくりというのがこの場面は大変に大事なのだろうという思いも込めて質問をさせていただきたいと思っております。すみません、何点か重なりましたけれども、よろしく願いいたします。

○宮尾高齢者福祉課長 まず、こちらの講座の周知の方法ですが、基本的には養成講座を終えて、最後にこういうことがありますので、ご興味のある方はぜひというような周知の方法が中心になってこようかと思っております。ただこれですと、例えばその場にいる方には一回こっきりということにもなりかねないと思っておりますので、やはり委員のところ実際にご案内が届いていないということも含めまして、周知の在り方については検討してまいりたいと思っております。

それから、実際に活動の内容というところがございますけれども、やはりサポーターの方たちに求められる役割としては、まずは個々の日々の生活の中で実際に認知症の方に相対したときに正しい理解をとく、あるいはちょっとした助言をしていただくとか、こういったことをベースにしながら、よりもう少し深く関わられるような場があってもいいのかなと思っております。認知症カフェなどもそういった活動の場所としては適切であるとは思っておりますけれども、カフェはカフェでやはり実際に関わっている方とサポーターとのマッチングというところで、そこがよりスムーズにいくようにというきっかけ、仕組みも大事なところがございます。

○若林委員 それでは、チームづくりについてもぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

発達相談はちょっと間に合いませんので、引き続き最後の1問は認知症検診についてもお尋ねしましたが、1つだけ、これは国保医療年金課のほうにお聞きします。いわゆる認知症チェックを国保基本健診、また後期高齢者健康診査の中でやられているということで、今回高齢福祉課のほうではこの認知症検診をやると。いわゆる介護と保険の一体的な事業の実施という部分で言うと、これは大変に結びつきが強いのだろうと思っておりますけれども、今後の考え方だけ教えてください。

○池田国保医療年金課長　こちらについては、来年度を見据えて活動を進めていきたいと思っ
ているところでございます。

○渡部委員長　次は、大倉委員ですが、本日欠席のため、次に進めさせていただきます。
質疑を続けます。

次に、藤原委員。

○藤原委員　223ページ、福祉人材確保について。これは介護という意味で、2019年のこと
が2020年に厚生労働省から発表されていまして、在宅で65歳以上の、介護する人とされる人の割
合が59.7%になったと。そして、75歳以上の老老介護の割合も33.1%になったというのですけ
れども、改めて、この傾向はこれから増えていくのでしょうか、減っていくのでしょうか。区としてど
のように考えているのか、教えてください。

それと、237ページ、障害児者総合支援施設なのですけれども、来年10月から運営者が移行して
いくと思うのですけれども、これはスムーズに移行しないと、一番困ってしまうのは利用者であり、保
護者であると思うのですけれども、その辺はちゃんと実行されているのか、これからされるので
すけれども、その辺を教えてください。

それと、245ページ、児童相談所移管推進事業なのですけれども、これはいろいろな自治体が、今
人材確保で難儀していますね。この辺について、品川区はあともう少し、2024年開設予定ですけれ
ども、人材確保が一番大事なことだと私は思っているのですけれども、その辺についてはいかがでし
ょうか。

○宮尾高齢者福祉課長　私からは、高齢者人口の今後の推移等々についてお答え申し上げます。

高齢者数で言いますと、今後当面増加の傾向を示すと考えております。高齢化率ということで言いま
すと、品川区の場合は64歳未満の方の人口も増えている関係で、率といたしましては横ばい、または
最近ですとやや少しですが下がっている、こういう傾向をお示ししているところでございます。ひとり
暮らし高齢者の方、それから老老介護の方、これらにつきましても、やはりそもそもの高齢者の方の絶
対数が増えてまいりますので、減るといふ要素は今のところは考えにくいと捉えております。

○築山障害者施策推進担当課長　障害児者総合支援施設の指定管理者の移行についてのご質問でござ
います。

現在は、現指定管理者、次期指定管理者、そして区、3者で事業の引継ぎに向けた打ち合わせを進め
ているところでございます。また、来年4月からは実際に次期指定管理者の職員が支援の中に入りまし
て、一緒に取り組んでいきますので、その中で利用者の心身の状態ですとか家庭の事情等を踏まえて、
適切な支援につながるよう、丁寧な引継ぎを行っていく予定でございます。

○加島児童相談所移管担当課長　私からは児童相談所の人材確保についてお答え申し上げます。

品川区では、令和6年度中の児童相談所の開設を目指しておりますので、それに向けて児童福祉司、
児童心理司の候補者となる福祉職、心理職の計画的な採用を人事課とともに進めているところです。

併せまして、来年度、児童相談行政に精通いたしました管理職の下、児童相談所の具体的な運営体制
を検討していくために、児童相談所長の経験のある課長級の職員、それから区の専門職の指導・育成等
を行うため、専門的知識・経験の豊富な係長級職員の任期付採用を行っているところです。区といたし
ましては、設置区も参考にしながら、あらゆる手段を用いて必要な人材の確保に努めていく所存です。

○藤原委員　人口動態は分かりました。ここから私のいつもの質問に移っていきませんが、介護士の給
料面、私は何回も課長に質問をさせていただきましたが、何か給料面で変わったことはあるでしょう

か。

それと、障害児者総合支援施設に関してなのですが、ここは移管するときにはいろいろな思いが保護者の皆様から出たところですので、注目もされていますので、ぜひスムーズな移管をして、指定管理者が代わってよかったと言われるように、本当によかったと思われるような施設に産んで育てていただきたいと思っておりますので、ここはよろしくをお願いします。

児童相談所なのですが、改めてもう一回伺いますが、人材に関して、本当にその人材確保がちゃんとできるようにしていただきたいと思っています。そのスーパーバイザーとか、あと5年以上勤務経験がある方とか、すごく確保するのが難しいと、マスコミ等の発表を見ると、本当にほかの自治体で人材確保に難儀しているのですね。だから、もう2024年開設予定だと思っておりますけれども、そこはしっかり区としてやっていかなくてはいけないと思うのです。できませんでしたでは、それは大変だと思うので、ぜひその辺についてもう一言答弁をお願いします。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、介護職員の処遇に関する、主に給料面に関するお尋ねにお答え申し上げます。

まず直接お給料の面で、例えば区が何か賃金アップを図るとか一律にというようなところは、ちょっと委員のお考えには添えないかもしれませんが、そういったことを例えば今年度の予算で対応させていただいているかという、しておりません。ただ、そこはやはり財政面でのこと、それからそもそも介護保険制度上のことがあるというところで、どうかご理解をいただければと思います。

ただ一方で今年度、例えばICTを使ったセンサーを導入するですとか、そういったことに助成をしたり、また福祉用具に対して購入費の助成をするですとか、そういった面で介護事業所をしっかりと応援していきたい。この姿勢は揺らぐことなくしっかりと推進していきたいと思っておりますのでございます。

○加島児童相談所移管担当課長 児童相談所の人材確保について、私のほうから再度お答え申し上げます。

児童相談所の人材の配置につきましては法定基準がございますので、そちらを遵守することがまず第一だと思っております。委員のご発言の中で、児童福祉司のスーパーバイザーについて、経験年数5年というようなご発言もございましたが、今回任期付採用を実施するにあたりまして、そういった要件も掲げさせていただきました。現在、人事課から5名の応募があったと承っております、決して楽観視するわけではございませんが、きちんと選考を行いまして、必要な人材の確保に努めていきたいと考えております。

○藤原委員 安心しました。これを見守っていききたいと思います。新しく移管される事業なので、よろしく願いいたします。

それと、課長、いろいろな特別委員会で、ある意味しびれるような質問答弁をしてきましたが、大丈夫ですよ。介護士は大丈夫。なぜかという、これは26日の発表なのですが、まだ自民党の総裁選挙前です。岸田文雄さんが中央区の特別養護老人ホームを視察し、現状の介護福祉士と意見交換したのです。岸田さんはこう言った。仕事の中身に比べて報酬が十分なのか。政府も処遇改善に努力しているが、まだまだ追いついていないと指摘。介護士や看護師、保育士の給料を思い切って引き上げることをしないと現実是不変変わらない。民間の給与や所得を上げるための呼び水になると強調したと。強調したのですよ。まだ総理大臣になる前ですよ。

そして岸田さんは総裁選挙で、社会生活維持に必要な医療・介護・保育などを担うエッセンシャル

ワーカーの報酬引き上げに向け、公的価格評価検討委員会の設置を挙げていると言ってくれた。そして私をもっとうれしかったのは、昨日21時からNHKを見ていました。そして岸田総理大臣がお出になられて、同じようなことを言ったのです。そこにお医者さんと入っていたけれども、言った。私は信じますよ。

そして私は思いました。何を思ったかという、そこで一生懸命私は自分なりに課長にぶつかって質問させていただきましても、やはり思いは通じるのだなと思いました。課長、その辺についてはいかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 総理大臣のその発言は私も認識をしております、大変にうれしいことありますし、喜ばしいことだと思っております。そういった情報を、これからいろいろ国から来るとおられますので、それをしっかりと丁寧に、それから迅速に、区内の事業所の方々にしっかりと届ける、正しい情報を届けるというのが我々に与えられた使命だと思っております。

繰り返になってしまうかもしれませんが、一律に一保険者のほうで給料をアップするといった対策というのはなかなか難しい面がありますが、それによらずに、ではどういうことができるかというところをこれからもしっかりと追求をしていきたいと思っております。

○藤原委員 もしもの話で申し訳ないのですが、品川介護福祉専門学校に総理大臣が視察に来たらずひ言ってもらいたいことがあるのです。こうやって今介護人材の確保が大事だと言っているのですよね。それで、一生懸命実務経験をして、その後介護福祉士になろうという方が来てくださっているわけです。ただ申請するだけではないですね。きちんと勉強して受験するわけです。

しかし、受験料は幾らですか。どんどん上がって、今約1万8,300円です。1万8,300円と言ったらヘルパーの方の2日分の給料です。これはどう考えてもおかしいと思うのです。受験して資格を取って、もっと福祉のための誇りを持ってプロになっていこうと思う人の受験料が1万8,300円も取られるのです。私はただでもいいと思っている。なぜならしっかりと勉強して受験してくるのだから。いろいろ保険者によってというのは分かるのですけれども、この辺の手当というのは区で少し考えてあげてもいいと思うのです。いかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 介護福祉士の試験につきましては国家試験ということになりまして、一義的には国が実施をしているものでございます。委員おっしゃるとおり、受験費用は今年度若干値上がりをいたしまして、1万8,380円ということで捉えております。

そちらの受験費用に対する支援をというところでございますけれども、介護福祉士の国家試験を受けるまでには幾つかのルートがございます。1つは品川区で言う介護学校を卒業すること。それからもう一つ、例えば実際にもう介護現場で働いていらっしゃる方が、実務経験を積んだ上で試験を受ける。このようなルートもあつたりいたします。品川区は介護学校について申しますと、既にもう修学資金貸付制度というものを実施しております。実質的に3年間区内にお勤めをいただければ、修学資金の全額返済が免除されるという制度でございます。それから、例えば実務経験というところで申しますと、研修費用の助成といった面でも区は支援をさせていただいているところがございますので、そういったものをこれからもしっかりと周知をしていってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤原委員 最後に、岸田総理大臣がこのように言ってくくださった。私もこの言葉を信じて見守っていきますので、課長も本当にこのようになるか一緒に見守り、そして思っただいて、介護士たちが少しでもお給料が上がるように思っしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 268ページ、生活保護費について伺います。

まず、先ほどの質疑などでも、生活保護受給世帯数がコロナで増えていると答弁がありましたけれども、コロナ前と直近で、新規申請数や、あと世帯数の推移について改めて伺いたいと思います。お願いします。

○櫻木生活福祉課長 コロナ禍における受給世帯数でございます。コロナ前の令和元年度につきましては、平均世帯数としては4,647世帯、令和2年度の平均世帯数は4,547世帯で、直近の令和3年8月の世帯数としては4,476世帯ということで、月によって増減はありますが、全体としては世帯数としては減少しているという状況でございます。

○安藤委員 あと、新規申請数については増えているということだったと思うのですが、それについて後で教えてください。

コロナは特に非正規の方ですとか、ひとり親家庭や女性の方など、社会的に弱い立場の方に特に深刻な影響を与えていると思うのですけれども、若年層や女性の自殺も増えているということで、生活保護制度を必要な方が安心して利用できるようにすべきであり、そのための制度の周知の改善が必要だと思います。

現在の区の周知の問題点なのですが、まず制度の内容が分からないと。2点目として、相談者に対するいつでも気軽に相談してくださいという姿勢が欠けていると。この2点があると思います。

それは例えば生活保護のしおりにも表れています。しおりをiPadで示したいのですけれども、まず先進例として、小田原市のものなのですが、まず表紙にこの非常に温かみがある。イラストも入っています。「わからないことや、相談のある方はお気軽にお声かけください」と書いています。2ページとかにいきますと、「プライベートな部分もあるため、できる範囲の話で構いませんので、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください」と大変やさしい記述です。また「来所だけでなく、電話での相談もできます」と明記しています。

次に南魚沼市。これも先進例ですけれども、表紙、これも似たようなイメージですが、非常に温かみがあると。具体的な困窮ケースも示しながら「ご相談ください」と明記しています。裏表紙に夜間休日の緊急連絡先も記載されております。

また市のホームページにこういう記述があるのです。「生活保護の申請や相談をためらっている人へ。健康で文化的な最低限度の生活を送るのは国民の権利です。それを実現するための方法の1つが生活保護制度であり、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものです。もちろん恥ずかしことでも悪いことでもありませんので、ためらわずにご相談ください」と明記しています。ホームページから申請書のダウンロードもできます。

この制度の内容についても、この2つの市のしおりには、最低生活費と世帯収入の差額が払われることの図を使った説明ですとか、あるいはNHKの受信料の減免が受けられる旨、あるいは就業収入の申告を行えば、一定金額が手元に残ること。家を所有している場合はどうなるのか。受けられるということが書いてありますね。DVなど特別な事情がある場合の扶養照会の見合わせなど、具体的に書いてあって、しかもそれがホームページにも掲載されているのです。つまり、来所しなくても制度の中身が分かるようになっていきます。

一方、品川区はどうかというところで、私は今まで疑問がなかったのですけれども、残念ながら比較するとやはり遅れているなど。やはり先日吉田委員の質疑もありましたけれども、しおりの冒頭にいき

なりまず禁止事項や罰則が並んでいます。一番右が表紙なのです。相談してくださいの一言もなく、制度の内容もこれだけでは全く分からない内容になっています。しかも、区ホームページにもこういう不十分なしおりではあると思うのですが、このしおりそのものもアップされておらず、制度の中身の記述もホームページにほとんどありません。つまり、知りたかったら窓口で相談に来てという対応なのですね。これは相当困っている方が、まずいきなり窓口に行かなくてはいけないというのは相当ハードルが高い現状になっています。

質問するのですけれども、先進自治体を参考に、「ためらわずに相談してください」、「生活保護は国民の権利です」などの明記、また制度そのものの内容が分かるものにこのしおりを早急に改善して、それを来所せずとも見られるようにホームページに掲載するよう求めますが、いかがでしょうか。

また、この利用を呼びかけるポスターなどを作成し掲示するというのも有効だと思いますけれども、併せていかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 生活保護制度の周知についてということでございます。

生活保護のしおりにつきましては、ここ数年、生活保護行政をめぐる状況は様々議論等重ねられている状況でして、それを受けましてこちらのほうでもその状況を踏まえながら改訂の検討をしている状況でございますので、そのような形で適時様々なご意見等を伺いながら改訂してまいりたいと思っております。

それと、先ほど漏れました新規申請数でございますが、令和元年度が428件で、令和2年度が457件という形で増えているという状況でございます。

あとは周知方法につきましては、生活保護の周知につきましては、困っている方が相談されるときにどのような形が一番相談しやすいかということで、区民に身近な自治体として、相談窓口という形でハードルを下げるような形で周知を行ってまいりたいと考えています。

○安藤委員 ハードルを下げるという点では、ぜひ改訂してほしいということで、しおりの内容については検討中ということなので、先ほど言ったようなことも含めて、他区も先進例も参考にしながら改善していただきたいということを重ねて申し上げたいのですが、ハードルを下げるという点では、さっき言ったように少なくとも現状不十分というところもあるかもしれないので、今のものでもいいので、すぐ生活保護の制度についてホームページからも見られるようにしたほうがいいと思います。それはすぐにやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

もう一つ併せて、最後、ケースワーカーについて伺いたいのですが、職員の数を決算書に書いていますけれども、ケースワーカーの人数、あとそのうち有資格者の方の人数、あと正規職員と会計年度任用職員の内訳。それと、先ほど1人が担当する平均世帯数が100.2世帯ということだったのですが、最も多く担当している方で最高何人を担当しているのか。その担当者の数を決める上で、会計年度任用職員の方と正規職員の方とかで担当数に差をつけているのか、そういうことがあれば教えてください。

○櫻木生活福祉課長 周知方法について、メディア特性等も踏まえながらどのような形で周知すればいいのか、考えてまいります。

それとケースワーカーにつきましては、令和2年度末の時点の数で申し上げますと、全体として50名で、うち正規職員が45名、会計年度任用職員が5名という形になっております。うち最も多い世帯数としては、1人当たりですと125世帯ということでございますが、こちらについては持っている担当の状況によって、施設系が多かった場合は多少多くなったりとか、安定した高齢者世帯の場合は多少持ちケースが多くなったりということがございます。

それと有資格者の割合、こちらは令和3年当初の数になりますが、32名でおおむね7割程度という状況でございます。

○渡部委員長 次に、高橋申明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。219ページ、午前中もちょっと質疑があったと思うのですが、避難行動要支援者個別計画作成、219ページ、高齢者の熱中症予防対策事業、237ページ、ヘルプカード作製・配布についてお尋ねしていきたいと思ひます。

まず最初に、219ページの避難行動要支援者個別計画作成についてお尋ねいたします。

これは対象者が要介護度1から5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者、そして身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者の総合等級が1から3級に該当する者ということです。これ、当初予算ですと900万円となっていますが、決算は212万円ということで、昨年度どういふ取組みをしたのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾高齢者福祉課長 個別計画に関するお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、予算額に対して、ちょっと決算額に開きがあるというところでございます。一つには、コロナの対策等々の関係で、当初は3,000件を予定しておったのですが、結果として昨年度はケアマネージャーの方にご協力を頂いて、707件の個別計画の原案を作らせていただいたところでございます。

それから、令和2年度のとおりでございますけれども、昨年度から防災課にも入っていただいて、部内で災害対応検討の組織化をいたしまして、様々な角度から高齢者、障害者の方たちに対する避難に対することもそこで議題として取り扱っているところでございます。

○高橋（伸）委員 それで、名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者ということで、ご本人が登録を特に希望を持たれない方は、その名簿には当然載らないということで私も理解してはいますが、そこで、関連している所管の連携という部分もあると思ひますけれども、町会・自治会も関わってきます。そうすると、特に1人で暮らしている方に対して把握できていない町会・自治会もあると思ひます。所管が違ったらすみません。そういう登録を希望されない方に対してはやりようがないと思ひますが、どういふ考えで区はこれから先も取り組んでいくのかということをお知らせいただきたいと思ひます。

○宮尾高齢者福祉課長 個別計画を作成するにあたりまして、やはり視点として大切にしておきたいと思ひているのは、今委員ご指摘のとおり、既に品川区では町会・自治会がこういった取組みをずっと前からやっていたところでございます。そこと、我々とすれば後発となるわけでございますので、そういったこれまでの町会・自治会の取組み内容をお互いに尊重しながら進めていくことが、まず視点として大事かなと思ひます。

今年度、実際に町会・自治会のそういった防災面に対する取組みと、あるいは我々の福祉の関係者、具体的にはケアマネージャーになるのですが、ケアマネージャーと実際に意見交換をする場を設けたい、実際に設ける予定で今考えています。その中で、例えば我々福祉サイドから把握できる方、主に介護保険制度のご利用者様になると思ひますが、そういった方々と、あとは町会・自治会のほうでつかんでいらっしゃる情報、そこがどのくらい重なるのか重ならないのか。あるいはどちらにも重なってこない方がいるのかいないのか。どのくらいいらっしゃるのか。こういったことも今後考えていく必要があると思ひているところでございます。

○高橋（伸）委員 よく分かりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、同じページなのですが、高齢者の熱中症予防対策事業についてお伺ひします。

これは予防への個別の支援ということで、熱中症予防の対策を講じることが困難な高齢者の方に、給水等を必要に応じて提供をしているということで、これは夏季期間というのは、昨日も一昨日も暑い日が続いて、これも熱中症になるのかと思ったのですけれども、夏季というのは、今期に限って言うと令和3年度はもうこの予防事業は終了しているということですか。

○宮尾高齢者福祉課長 一義的には夏季ということで、もちろん熱中症が起きやすい時期ということで夏季と明記をさせていただいておりますけれども、人によってもそうですし、年によってもそうですし、一概にいつからいつまでというふうに厳密に区切ってしまうというのは、もちろんある程度の目安として、例えば7月、8月、9月が中心になってくるということはあるのですが、現実のように年によっても違いますし、人によっても感じ方は違いますので、その辺は少し柔軟に対応させていただいているところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。分かりました。

それと、冷却マットとか扇風機を貸し出しもしていますよということなのですからけれども、令和2年度はそういう貸出というのは、大まかでいいのですけれども、数を教えていただければと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 ちょっと今具体的な詳しい台数というところはあれのですけれども、必要に応じて在宅介護支援センターと、あと高齢者福祉課にも数台貸出用というのを備えてございます。例えばケアマネージャーが定期訪問に行かれたときに、ちょっと気になる方がいらしたときに、緊急的にそういったところで実際にお貸出しは今年も去年もしているところでございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ継続的にやっていただきたいと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

237ページ、ヘルプカード作製・配布についてお尋ねします。ヘルプマークは外見からは分からなくても、援助とか配慮を必要としている人のために作られているマークだと私も認識しております。そこで2点質問をさせていただきます。

東京都のものがあって、品川区が独自のものを作りました。私も見ましたけれども、緊急連絡先等が入るような見やすくとてもいいヘルプカードだと思っています。そこで幾つか地域の方からも意見を頂いたのですけれども、配布場所が障害者福祉課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター、支え愛・ほっとステーションほかと書いてあるのですけれども、いろいろと啓発はやっていただいていると思うのですけれども、ほかがどこかということと、もう少し啓発の場所もいろいろとやられたほうがいいのかと思うことが1点です。今のこれが2点です。

あともう一点が、品川区障害者差別解消法職員ハンドブックの中にもヘルプカードがあります。これも関連して、これは恐らく全庁的にやっていると思うのですけれども、職員に対してどの程度定期的にそういう研修、また別の所管になるともしかしたら認識されていない方もいると思うので、それを確認のためにお尋ねしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 まず私から、ヘルプカードについてお答え申し上げます。

配布場所につきましては、先ほど委員ご指摘の保健センター、支え愛・ほっとステーションのほかは、区内の障害者の相談支援事業所が18か所ありまして、合計で35か所で配布しているところでございます。今後、配布場所を広く多くして配布していきたいと思っております。

○築山障害者施策推進担当課長 職員への研修につきまして、毎年新入職員に実施しているほか、意識調査ということで、全職員に対しても毎年実施をしているところでございます。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私は、237ページ、障害児者福祉施設管理経費、これはインクルーシブひろばベルについて伺います。それから247ページ、子どもすこやか医療費助成事業、ここについては高校生等入院医療費助成について伺います。あともう一点、認知症高齢者支援事業、これについてはコロナ禍において、今どのような状況になっているのかということでの確認的な質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、インクルーシブひろばベルについてですけれども、この令和2年度においては施設の整備ということで予算が計上されておまして、本格的にオープンしたのは今年7月でしたか。戸越六丁目に開設をされたということで、開設後まだ間もない施設ではございますけれども、なぜこのような施設を設置しようと区として決断するに至ったのか。この施設の目的と特徴についてお聞かせいただきたいと思います。

それから併せて、現在の利用者の登録者数と、日々の利用状況などについても分かれば教えていただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 私から、インクルーシブひろばベルの、まず目的をお伝えします。

医療的ケアが必要な障害児と保護者の方の仲間づくり、子育てに関する情報交換、それから相談ですね。そしてもう一つ大きな目的が、インクルーシブに地域の子どもたちと交流する場ということで、医療的ケアが必要な障害のあるお子さんとその保護者の地域での暮らしを支援するという大きな目的がございます。

次に特徴ですけれども、障害のあるなしにかかわらず一緒に遊べる場であることと、あと医療的ケア児コーディネーターをそちらに配置していることが特徴となっております。

現在の実績ですけれども、本年8月で利用登録者数は39人となっております。日々の利用状況はオンラインでの相談もあり、緊急事態宣言下でもあり、非常にばらつきがある状況となっております。

○塚本委員 全国的にも珍しい施設というようなことで評価をされているかと思います。この医療的ケア児のご家族というのは孤立をしがちだということで、世間からはなかなか理解されない部分があるところ。当事者でなければ分からない部分というのはやはりこの交流する中で、地域の人とか健常者の方がどういった方たちなのかという理解が深まるというところが、すごく有意義な価値のある施設なのかと思います。まだ始まって間もないですし、コロナ禍でなかなか思うように当初予定していたような活動ができないというような課題もいろいろあるかとは思いますが、期待が大きい施設だと思いますので、しっかりと今後ご支援をお願いしたいと思います。

続いて、子どもすこやか医療費助成事業のところ、高校生等入院医療費助成は令和2年度予算では250件で800万円余ということで組まれておりました。今回決算の結果では、47件、300万円余ということで、予算額と決算額の間乖離が少しあるかなと思います。ここについてなぜかということをお伺いしたいと思います。

○伊東子育て応援課長 予算のほうは、先ほど委員がご指摘のとおり250件ということで組んでいただいております。これはそもそもこれを導入する際に、他区の状況ですとか様々なところを見ましてそういう設定にしたところがございますけれども、現実的には平成31年度が21件で、令和2年度が47件という実績でございます。予算のほうは少しオーバーだったかなとは思っているところがございます。

なぜ乖離があるのかということですが、制度がスタートして間もないということもあるかとは思いますが、PRに関しては制度開始のときに様々な形でPRしたところがございますので、行き届

いているのかなとは思いますが、令和2年度に関してはコロナ禍の関係もあって、入院自粛というのはちょっとなかなか考えにくいところではございますけれども、多少そういうコロナ禍の関係も影響しているのかなと思っているところです。

○塚本委員 なかなかどれだけ予算として組めば適切かというのは難しいのかなというのは私も思いますけれども、ただこれは申請ベースの下で対象者が漏れるという可能性、気がつかないとかついついみたいなのもあるかもしれませんが、こういう場合もあるのではないかと思います。高額療養費などと比べるのは、向こうは全国の仕組みですからあれですけども、高額な医療費を超えてくれば必ず病院のほうからそういう案内があるので、そういったような、せめて品川区内の病院においてはこの制度についてしっかり周知等はなされているのかどうか。もしそういったことがまだ不十分なところがあるというのであれば、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○伊東子育て応援課長 周知のところでございますけれども、病院のほうに関しましては、制度開始のときにチラシの配布とかで制度が新しくできたという周知はしているところです。ただ、一方的に送って情報提供しているだけというところはございますので、今後何かの機会を捉えまして、病院からも一言アドバイスしていただけるようなことをお願いしようかなと思っているところです。

○塚本委員 よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、認知症高齢者支援事業というところで、昨年の決算特別委員会の総括質疑でも少しこれを取り上げたのですが、コロナ禍の中でいろいろ日常生活が制限されると、認知症の方々というのは症状が進む懸念があると。そういう中で、今、それから1年経ちましたけれども、この認知症高齢者支援事業等につきまして、今、実施状況というのはどのような状況になっているのか、現状を確認させていただきたいと思っております。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症対策に関する現状というところでございますが、認知症の事業は委員ご指摘のようにやはり対面によるもの、人が集まるもの、その代表的なものとしては認知症カフェですとか、あるいは先ほども答弁させていただきましたが認知症サポーター養成講座、こういったものはやはり対面でこそ効果を発揮するという性格のものが多うございます。ただ、そうは申しましても一部で、例えば講演会につきましてはオンライン形式でやるのですか、サポーター養成講座につきましてもオンライン形式を取り入れるなどして、一部ではございますけれども、いろいろなやり方で模索をしているところでございます。いずれにしても、そういったハイブリッドと申しますでしょうか、組み合わせをしていながら、しっかりと目的の達成のために推進をしていきたいと思っております。

○塚本委員 分かりました。一応ワクチン接種が今かなり進んできている。高齢者福祉部門でどこまでそこら辺を掌握しているか分からないのですが、品川区全体の高齢者の接種などでは9割を超えてきているというところで、こういったことの進捗が、認知症の方はなかなか本人の意思が確認できないというような課題はあると思うのですが、一方で家族の了解を得れば打てるというようなこともあるので、そういったことも含めて、今後のこの事業の再開についての見解を最後に一言お願いします。

○宮尾高齢者福祉課長 高齢者の方々は確かにワクチン接種も一番最初に始めさせていただいたというところもありますので、かなり早く進んでいると認識をしております。実際に、感染状況等もしっかりと見据えつつ、できるものをできる形でしっかりと進めていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、253ページ、保育園運営費からお伺ひしたいと思います。

現在待機児童も実質ゼロという状況になってきたと思っております。それで保育園も新設というのは、この辺で待機児童とか需要がありそうだというところを募集をかけてやっているというのが現状だと思っております。2020年の出生数も84万人だそうではありますが、2021年は70万人台になるとも言われていて、少子化が約10年前倒しで進んでいるとも今言われております。

来年度からは総合実施計画もあるわけですが、私は保育園の中心的な機関を担っているのは、やはり区立保育園だと思っておりますので、どうやってそれを建て替えていくのかとか、また児童センター等とも併設している保育園等もあります。そういうところの併設の在り方というものどのように考えていくのかとか、あと、近接している施設などもあったりすると思っております。もちろん築年数が違ったりするものもありますけれども、そういうことも踏まえてこれを一緒に何かやっていったほうがいいのではないのかとか、やはりこういうところをそろそろ考えて、もちろん今検討されているのだと思いますが、どこかでやはりこういう形でやっていく方針があるのだというようなビジョンぐらいは出していくべきではないかと思っておりますので、そこら辺の点をお聞きしたいと思います。

併せて、241ページの児童センターのところをお伺いしたいと思います。

品川区の児童センターはよくやれていると私は大変評価をしているわけでありまして、先日横浜の児童センターというかそういう子育て支援施設みたいなところに行ってきました。そこへ行ったときになるほどと思ったのは、そこは乳幼児に特化した施設でありました。0-1歳、それから1-2歳、きょうだいがいるときは1-2歳も来るわけだけれども、そこはもちろん授乳室があったり、はいはいをしたときの対応、それからつかまり立ちができる状況だったらそれへの対応。そこはたまたまそういう乳幼児の0-1歳は畳だったのですけれども、それで1-2歳のところはしっかり遊ぶスペースがあったりして、それがしっかり確保されているという施設でありました。

そこはよくよく聞くと、昼から開けるのだと言っていました。なぜかと聞いたら、午前中はやはり家事をやったりしてどうしてもお昼、では午後一緒に出てこようかと。例えば小学生の大きい子とかが来ても、それはまた別にそこでできるようにというので午後に特化して、それでお母さん同士も交流が持てるような簡単なセミナーなどもやってくれたりしているので、お母さんたちも結構喜んでいるという形でにぎわっていた。

ここで聞きたいのは、児童センターが今いろいろあるのはいいのだけれども、そういう特化したもの、その人は2駅ぐらい電車に乗ってくるそうで、それはそこが特化しているということが分かっているので、そこへ子どもを連れていけば安心だという感じで行けると。今の品川区の児童センターで乳幼児が1回行って、次にまたというのがなかなかできていないのではないのかなと思っている私があります。

だから、例えば児童センターの全体の数は変えなくても、そういう特化したところを増やしてみる。児童センターの半分でもいいのだけれども、3分の1でもいいのだけれども、そういうところを作っていく。ここはこういうところに特化しているのだ、そういうところは私は作っていくべきではないかと思っておりますので、併せてそれもお伺いできればと思います。

○初貝保育教育運営担当課長 今、委員からご指摘いただきましたとおり、今後人口動向等々がどうなるかというところと保育園に関係してまいりたいと思います。ただ保育園のほうですが、なかなか園庭を使って建替えというのは難しいというところもございまして、先々の建替えの計画をきっちり立てるというのはなかなかハードルが高いところではあります。ただ、委員からご指摘のとおり、今後併設施設の在り方の中でどういった併設をすると、例えば保育園側から言うとうどんという利点があるのかとか、そういったところを所管でも確認をしながら、あとは近接の施設の辺りも一所管ではなかなか分かりま

せんけれども、考えていきたいと思います。今後長い目で見た保育需要のところも含めて、在り方等々を検討すべきではないかというのは考えているところではございます。

○廣田子ども育成課長 委員ご指摘のとおり建物が老朽化をしてまいりまして、築40年以上、築50年以上というところが出てきておりますので、今後の再編、どのように使っていくのが区民にとってよいのかを考えていかなければいけない時期に来ているところは強く認識しているところです。

児童センターができた頃に比べて、年少人口とか乳幼児親子の在り方というようなニーズも変わっております。また、多様化とか孤立化が起こっております、生きづらさを抱える若者も増えているというところで、区有施設、特に児童の部門の施設を新たなニーズに向けてどうしていくかというところを考えていかなければいけないと思っておりますので、今年度中にある程度調査とか検証を進めながら、また今後広くいろいろなご意見を聞きながら、新たな展開に進めていくことを考えようとしているところです。今現在、ファミリーユ西品川に子ども未来部の分室を作ったり、今後児童相談所もできてまいりますので、またそれとも併せまして、タイミングについては今後考えていきたいと思っておりますのでございます。

○石田（秀）委員 今の児童センターのほうなのですけれども、どうしてこのようなことを聞いたかという、一本橋保育園が今度建替えをやるという話で、どのようにするのかなと思っていたら、前とほとんど同じ感じでいきますよというようなお話だったのです。だから、そこはもうそういう決定をしたのであればそれはそれでよいのだけれども、やはりせっかくこれも併設、それでなおかつ同じようにいく。それはそういう判断をするのであれば、今検討していくというときに、ここに特化したのだけみたいなものがあってほしかったなとすごく思った私がいたので、このような質問をしました。そういう意味では、これからそういう場面も出てくると思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、保育園は私立保育園もこれだけでできてきているわけで、認可保育園もこれだけ増えてきた。先ほど小規模保育事業の定員割れという話も出てきた。これはどこまで支援していくかというのものもあるけれども、定員割れは必ず起こってくるのだろうし、例えば小規模保育事業、それから認証保育所も含めてだけれども、これからどういうニーズがあるかというのも必ず出てくる話であって、これは基本的には認可保育園をやっていくのだらうと思ひている。

もう一点は、では区立保育園はあれだけ園庭がある。ほかの私立保育園はない部分もあったりする。けれども、あれだけの園庭を持っているところであるならば、違った転用もできる敷地もあるわけだから、そこら辺のニーズも踏まえて、敷地的に違った転用を考えていく。そういうことも踏まえてやはり検討したほうがいいのではないかと思ひますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたい。答弁があれば、後で伺ひます。

もう一個、259ページの区立幼稚園ですけれども、これはもう何度も私は言っているのだけれども、これは3歳からの無償化もあって人数も減少してきているのかなと思ひます。把握しているのは約530名ぐらいに減少してきているのだらうと。しかし、区立幼稚園というのはいろいろなタイプがあるので、一概に同じようには言えないと思ひているのだけれども、例えば今小学校と一緒にやっていくところが幾つかあります。

それは例えば台場幼稚園などは、当初15クラスで改築しました。それで、当時は小学校も8クラスとか9クラスぐらいあったから、15クラスという形があったのだけれども、今は12クラスになった。幼稚園に4教室、待機児童があるから、隣はこども園にして、学校の中に一緒に4教室貸してやっている。予備があるから、16教室使っている。そういうところもあるし、城南小学校もいっぱいだと思ひ

ている。

例えばこういうところがあると、教育委員会から言えるかといったら、なかなか言える話ではないのかなと思うし、例えばこれがもし公立幼稚園というのを閉園していくという話になれば、地元からも多分いろいろな話が出てくるのだと思う。けれども、やはりそれはどこかで判断しなくてはいけないときが来るのだらうと思っていて、そこら辺もぜひ頭の中に入れて、そういうところからだったら始められると私は思っているので、そこら辺の点も考えて答弁をお願いします。

○立木保育課長 まず保育園の建替えの部分でございますけれども、やはりここは施設敷地の有効活用等、それからあと数の供給のところを検討しながら、今後どのような形で建替えを進めていくのか、数の供給をどのようにしていくのか、そこら辺を総合的に在り方という形で検討していく必要があると考えております。

あと、区立幼稚園のほうでございますが、委員ご指摘のとおり、令和3年度530名程度、4月の段階では527名ということで、毎年在園児数は少しずつ減っているという状況でございます。

そうした中、その施設の今後の在り方につきましては、委員ご指摘のとおり単独の幼稚園、それから幼保一体施設の幼稚園等々ございます。そうしたいろいろな形態がある中で、今後どのような形が必要になってくるのか。区は他に先駆けまして幼保一体施設を平成14年から始めております。国のほうも認定こども園というのを進めている中で、そういったところを視野に入れながら、今後区立幼稚園の在り方というものを打ち出していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

最後に219ページ、あまりに認知症高齢者の話が多いので、少しだけ伺います。

認知症サポーターを私も持っておりますけれども、それを受けたときから、実際に認知症の方に会ったというのは、まちで会ったのは1回ぐらいです。その方も知っている方だったから、ではご自宅まで送りましょうと行って送ったけれども、その程度です。

けれども、現実にはそれに対応するようになると結構大変です。これはもう本当に大変で、ではそこには例えば医者が入ったり、ケアマネジャーが入ったり、ヘルパーが入ったり、それからもちろんデイサービスにも行っていたりして、それはヘルパーの数も増やしたり日にちを増やしたり、いろいろなことをやるのだけれども、最後に思うときはどうしたらよいのだらうと。医者は、例えばもうお一人では生活はできないですよ。老老介護でも無理ですという話になる。これはもうこのままではあれだから、ショートステイに少し長く入れたらどうですかと。ある人にしたら、ショートステイに入れるともっと認知症が進んでしまうのではないですかと言う人もいます。

こういうときに現実には何をしたらいいのかというのは、それはもうどこかで家族が判断しなくてはいけないのだらうけれども、それは結構難しいです。こういうときは、区もそれほど寄り添えないと思う。けれども、その辺は家族も信じていくというような、何かそういうメッセージがあったほうがありがたい。そこら辺を教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 やはり認知症の進行の具合、度合いによって、例えばある程度症状が進んだ方に対してサポーターの方がというのは、なかなかそれはちょっと難しいのかなと。そういうときは、適切に介護保険サービス等にご案内するなどして対応してまいりたいと思います。

○渡部委員長 以上で、本日予定の審査はすべて終了いたしました。

次の会議は明日、午前10時から開きます。

本日はこれをもちまして閉会いたします。

○午後5時30分閉会

委員長 渡部 茂